

# 明治大学人文科学研究所年報

第62号

2020年度

---

*Annual Report  
of  
The Institute of Humanities*

Meiji University

No. 62

2020

明治大学人文科学研究所

# 目 次



## I 人文科学研究所概要

1. 概要	1
2. 2021年度運営委員・各種委員及び事務担当部署	1
3. 研究所所員数	2
4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移	3
5. 2021年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	4

## II 2020年度運営記録

1. 2020年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	6
2. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行	8
3. 「明治大学人文科学研究所紀要」第88冊の刊行	8
4. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 27の刊行	8

## III 歴代所長

## IV 2020年度研究種目別研究実施報告

### 1. 総合研究第2種実施報告

暴力の表象空間	岡本 和子, 岩野 卓司, 大西 雅一郎, 釜崎 太, 齊藤 毅, 鈴木 哲也, 関 修, 宮本 真也	13
---------	---	----

### 2. 共同研究実施報告

現代都市を捉える理論的基盤の探究—都市研究の再構築のために	荒又 美陽, 大城 直樹	16
-------------------------------	--------------	----

### 3. 個人研究第1種実施報告

(1) 食のグローバル化と人の国際移動	藤田 結子	19
(2) ルーズベルト民主党政権期における共和党関係者が対日関係に果たした役割の研究	廣部 泉	20
(3) フィクションは歴史をどう刻むのか—軍政下アルゼンチンにおける短篇小説の動向	内田 兆史	21
(4) 縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究	阿部 芳郎	22
(5) シェイクスピア上演における地域性とその変容	今野 史昭	23
(6) 東京オリンピック・パラリンピック大会の評価に向けた予備的調査	高峰 修	25
(7) 民芸の思想家柳宗悦と民芸の実践家との間の社会関係資本構築に関する研究	中江 桂子	26
(8) カルチュラル・スタディーズとメディア研究のインターフェイスとしての映画批評論	鈴木 健	27
(9) 日本の野球組織におけるNPO法人の位置づけと課題—北海道野球協議会の事例を中心に—	川口 啓太	28
(10) 南方漢語方言の疑問詞を対象とした言語類型論研究	野田 寛達	30
(11) シャルル・ルヌヴィエとヘルマン・コーエン—新批判主義の交錯と分岐	合田 正人	31
(12) 文学テキストをより効果的に読むために—マルチモーダル的アプローチの効用	大山 るみこ	32
(13) 災害文化の形成に関する比較文化研究	井関 陸美	33
(14) アフリカ解放の文化思想:『プレザンス・アフリケーヌ』の人類学的研究	佐久間 寛	34

#### 4. 個人研究第2種実施報告

(1) 道徳的規範性：R.M. ヘアーの選好功利主義とB. ウィリアムズの内在主義	柴崎 文一	36
(2) クレタ青銅武具法碑文「スペンシティオス規定」の形質・形態とボリス社会の法受容	古山 夕城	37
(3) ピエール・パシェと現代フランス文学における外の視点	根本 美作子	38
(4) 障害をもつ人の就労支援の展望と課題—ソーシャルファームの視点から—	小林 繁	39

### 附

#### 1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

・ 明治大学研究企画推進本部規程（抜粋）	43
・ 基盤研究部門にかかわる研究所要綱	43
・ 明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程	45
・ 人文科学研究所運営委員選出に関する内規	46
・ 人文科学研究所各種小委員会内規	47
・ 人文科学研究所個人研究，共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規	47
・ 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び研究成果提出一覧	50
・ 明治大学特別研究者制度規程	51
・ 特別研究者に対する研究費助成に関する基準	53
・ 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則	54
・ 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程	55
・ 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準	57
・ 人文科学研究所の査読に関する内規	58
・ 人文科学研究所叢書応募要領	59
・ 人文科学研究所紀要応募要領	59
・ 人文科学研究所紀要成果執筆要領	60
・ 人文科学研究所欧文紀要（The Journal of Humanities）応募要領	60

#### 2. 2020年度人文科学研究所各種募集要項

・ 2020年度人文科学研究所紀要の原稿募集について（お知らせ）	61
・ 2020年度人文科学研究所欧文紀要の原稿募集について（お知らせ）	61
・ 2021年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）	62
・ 2021年度人文科学研究所叢書の原稿募集について（お知らせ）	63

#### 3. 2021年度人文科学研究所所員名簿

#### 4. 人文科学研究所叢書一覧

#### 5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

# I 人文科学研究所概要

## 1. 概 要

設置年月日…1959 (昭和34) 年 4月 18日

設置目的……人文科学研究所は、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩・発展に寄与することを目的としている。当研究所の中心をなす事業として、第1に、複数の研究者で行う研究及び個人で行う研究活動への助成、第2に、これらの研究経過及び成果を公表するために、叢書や各種機関誌を刊行している。また、地域社会に対し、研究成果の還元及び「開かれた大学」を目指して、公開文化講座を開催している。

## 2. 2021年度運営委員・各種委員及び事務担当部署

人文科学研究所長 石黒 太郎 (商)

運営委員

選出区分 (分野)	運営委員期間・氏名	2020～2021年度委員	2021～2022年度委員
日本文学及び文芸学の分野		植田 麦 (政経)	小谷 瑛輔 (国日)
英米文学の分野		中島 渉 (商) 小宮 彩加 (商)	虎岩 直子 (政経)
独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の分野		内田 兆史 (政経) 加藤 徹 (法)	日置 貴之 (情コミ)
日本史学, アジア史学及び西洋史学の分野			羽根 次郎 (政経)
考古学及び地理学の分野			石山 徳子 (政経)
教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野		坂本 邦暢 (文) 岸 磨貴子 (国日)	藤田 結子 (商)
保健体育学の分野			宮脇 梨奈 (文)
所長指名枠		荒又 美陽 (文)	釜崎 太 (法) 竹内 理矢 (文)

各種委員会委員 (◎は委員長)

- (1) 出版刊行委員会 …………… ◎釜崎 太 (紀要担当), ◎中島 渉 (叢書担当),  
石山徳子, 植田 麦, 坂本邦暢
- (2) 公開文化講座 …………… ◎釜崎 太, 藤田結子
- (3) 制度検討委員会 …………… ◎小宮彩加, 虎岩直子
- (4) 研究費申請審査委員会 …………… ◎荒又美陽, 藤田結子, 内田兆史, 羽根次郎, 岸磨貴子
- (5) 自己点検・評価担当 …………… ◎竹内理矢, 日置貴之
- (6) 「新領域創成型研究」及び「若手研究」審査員…………… 虎岩直子, 竹内理矢, 宮脇梨奈, 日置貴之, 小谷瑛輔
- (7) 連合駿台会学術賞・学術奨励賞選考委員会 …………… 加藤 徹

事務担当部署 研究推進部 部長 関谷 俊郎  
研究知財事務室 事務長 増岡 寿

### 3. 研究所所員数

#### (1) 所員構成

(2021.5)

学部	職名	教授	准教授	講師	計
法	学 部	18	6	4	28
商	学 部	25	7	1	33
政 治 経 済 学	部	19	7	13	39
文	学 部	69	26	13	108
理 工 学	部	8	5	2	15
農	学 部	3	5	2	10
経 営 学	部	13	7	1	21
情報コミュニケーション	学部	6	11	3	20
国 際 日 本 学	部	17	9	3	29
総 合 数 理 学	部	3	0	0	3
グローバル・ビジネス	研究科	1	0	0	1
計		182	83	42	307

#### (2) 所員の異動

新任 (2021.4.1)

西川 和孝 (法学部 講師)  
 松尾 俊輔 (法学部 講師)  
 新本 史斉 (文学部 教授)  
 矢内 賢二 (文学部 教授)  
 伊藤 愉 (文学部 講師)  
 井上 貴恵 (文学部 講師)  
 佐藤 文平 (理工学部 講師)  
 枝村 祥平 (経営学部 准教授)  
 谷本 道昭 (経営学部 准教授)  
 森田 直美 (経営学部 准教授)

退職 (2021.3.31)

須永 恆雄 (法学部 教授)  
 井戸田総一郎 (文学部 教授)  
 神山 彰 (文学部 教授)  
 武田 清 (文学部 教授)  
 居駒 永幸 (経営学部 教授)  
 八田 隆司 (経営学部 教授)  
 川竹 英克 (経営学部 教授)

#### 4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移

##### (1) 人文科学研究所予算

単位：円

項 目	2021年度	2020年度	2019年度
研 究 費	13,598,000	17,185,000	15,080,000
人 文 研 究 費	8,050,000	4,681,000	6,786,000
運 営 費	240,000	240,000	240,000
講 演 会 費	463,000	463,000	463,000
年 報 発 行 費	184,000	184,000	184,000
計	22,535,000	22,753,000	22,753,000

##### (2) 研究費の年度別予算推移

単位：円

年度	総合研究	共同研究	個人研究	特別研究	合 計
2016	1,500,000 (1)	750,000 (1)	10,170,000 (21)	3,060,000 (5)	15,480,000
2017	1,840,000 (1)	1,840,000 (2)	9,712,000 (16)	3,828,000 (5)	17,220,000
2018	2,000,000 (1)	1,000,000 (1)	8,400,000 (15)	4,860,000 (5)	16,260,000
2019	2,000,000 (1)	980,000 (1)	9,400,000 (19)	2,700,000 (2)	15,080,000
2020	2,000,000 (1)	990,000 (1)	10,595,000 (18)	3,600,000 (3)	17,185,000

( ) 内は採択件数

※ 2016年度総合研究1件辞退

## 5. 2021年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

## (1) 2021年度

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	鈴木 健	情コミ	カルチュラル・スタディーズとメディア研究の インターフェイスとしての映画批評論	2020-2021	700
2	川口 啓太	商	日本の野球組織における NPO 法人の位置づけと課題 —北海道野球協議会の事例を中心に—	2020-2021	700
3	野田 寛達	経営	南方漢語方言の疑問詞を対象とした言語類型論研究	2020-2021	620
4	合田 正人	文	シャルル・ルヌヴィエとヘルマン・コーエン —新批判主義の交錯と分岐	2020-2021	700
5	大山 るみこ	文	文学テキストをより効果的に読むために —マルチモーダルのアプローチの効用	2020-2021	620
6	井関 睦美	商	災害文化の形成に関する比較文化研究	2020-2021	700
7	佐久間 寛	政経	アフリカ解放の文化思想： 『プレザンス・アフリケーヌ』の人類学的研究	2020-2021	700
8	須田 努	情コミ	民衆暴力とその後の在地社会 —甲州騒動後の在地社会の様相—	2021-2022	700
9	大楠 栄三	法	鉄道と文学 —ペレス＝ガルドスを通して比較文学の試み	2021-2022	700
10	小林 秀行	情コミ	東日本大震災 10 年における復興観の現状についての研究	2021-2022	698
				合計	6,838

個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	小林 繁	文	障害をもつ人の就労支援の展望と課題 —ソーシャルファームの視点から—	2020-2021	200
2	廣森 友人	国日	ペア・グループ学習の動機づけ： 英語学習のやる気が伝染する学習活動のデザイン	2021-2022	200
3	柴崎 文一	政経	D. パーフィットの倫理的議論に関する批判的考察： 統一理論・三重理論・対象主義	2021-2022	200
				合計	600

特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	辻 昌宏	経営	ヨーロッパの歌劇場と音楽祭における収益戦略の 現在と未来	2021	1,500
2	釜崎 太	法	ドイツのスポーツクラブにおける市民的公共性に関する 研究：非営利法人の位置づけを中心に	2021	1,200
3	川野 明正	法	石造狍犬の類型と分布に関する野外調査を主とした 網羅的研究	2021	1,462
				合計	4,162

## 特別研究第3種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	石出靖雄	商	主題のない文とノダ文の研究	2021	600
2	石川日出志	文	弥生時代研究の体系化	2021	699
3	野尻泰弘	文	近世初期の山論と藩地域	2021	699
				合計	1,998

## (2) 2020年度研究継続者（旅費交通費未使用分）

## 共同研究

No.	氏名	所属	研究課題名
1	荒又美陽	文	現代都市を捉える理論的基盤の探究 —都市研究の再構築のために
	大城直樹	文	

## 個人研究第1種

No.	氏名	所属	研究課題名
1	藤田結子	商	食のグローバル化と人の国際移動
2	廣部泉	政経	ルーズベルト民主党政権期における共和党関係者が対日関係に果たした役割の研究
3	内田兆史	政経	フィクションは歴史をどう刻むのか 軍政下アルゼンチンにおける短篇小説の動向
4	中江桂子	文	民芸の思想家柳宗悦と民芸の実践家との間の 社会関係資本構築に関する研究

## 個人研究第2種

No.	氏名	所属	研究課題名
1	根本美作子	文	ピエール・パシェと現代フランス文学における外の視点

## 特別研究第1種

No.	氏名	所属	研究課題名
1	横田雅弘	国日	ヒューマンライブラリーの新たな可能性の探索 ～人をつなぐまちづくりでの活用～
2	佐々木美加	商	芸術的関心と経済行動の社会心理学

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により2020年度の研究出張等に支障が生じたため、2021年度に研究継続



## Ⅱ 2020年度運営記録

### 1. 2020年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎岡本 和子	文	暴力の表象空間	2018-2020	2,000
	岩野 卓司	法			
	釜崎 太	法			
	鈴木 哲也	法			
	関 修	法			
	宮本 真也	情コミ			
	大西 雅一郎	成蹊			
	斉藤 毅	大妻女子			
◎研究代表者				合計	2,000

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎荒又 美陽	文	現代都市を捉える理論的基盤の探究 —都市研究の再構築のために	2019-2020	990
	大城 直樹	文			
◎研究代表者				合計	990

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	藤田 結子	商	食のグローバル化と人の国際移動	2019-2020	700
2	廣部 泉	政経	ルーズベルト民主党政権期における共和党関係者が 対日関係に果たした役割の研究	2019-2020	700
3	内田 兆史	政経	フィクションは歴史をどう刻むのか 軍政下アルゼンチンにおける短篇小説の動向	2019-2020	700
4	阿部 芳郎	文	縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究	2019-2020	700
5	今野 史昭	商	シェイクスピア上演における地域性とその変容	2019-2020	700
6	高峰 修	政経	東京オリンピック・パラリンピック大会の 評価に向けた予備的調査	2019-2020	700
7	中江 桂子	文	民芸の思想家柳宗悦と民芸の実践家との間の 社会関係資本構築に関する研究	2019-2020	700
8	鈴木 健	情コミ	カルチュラル・スタディーズとメディア研究の インターフェイスとしての映画批評論	2020-2021	700
9	川口 啓太	商	日本の野球組織における NPO 法人の位置づけと課題 —北海道野球協議会の事例を中心に—	2020-2021	700
10	野田 寛達	経営	南方漢語方言の疑問詞を対象とした言語類型論研究	2020-2021	695
11	合田 正人	文	シャルル・ルヌヴィエとヘルマン・コーエン —新批判主義の交錯と分岐	2020-2021	700

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
12	大山 るみこ	文	文学テキストをより効果的に読むために —マルチモーダルのアプローチの効用	2020-2021	700
13	井関 睦美	商	災害文化の形成に関する比較文化研究	2020-2021	700
14	佐久間 寛	政経	アフリカ解放の文化思想： 『プレゼンス・アフリケヌ』の人類学的研究	2020-2021	700
				合計	9,795

## 個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	柴崎 文一	政経	道徳的規範性：R.M. ヘアの選好功利主義と B. ウィリアムズの内在主義	2019-2020	200
2	古山 夕城	文	クレタ青銅武具法碑文「スペインシティオス規定」の 形質・形態とポリス社会の法受容	2019-2020	200
3	根本 美作子	文	ピエール・パシェと現代フランス文学における外の視点	2019-2020	200
4	小林 繁	文	障害をもつ人の就労支援の展望と課題 —ソーシャルファームの視点から—	2020-2021	200
				合計	800

## 特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	横田 雅弘	国日	ヒューマンライブラリーの新たな可能性の探索 ～人をつなぐまちづくりでの活用～	2020	1,200
2	倉石 信乃	理工	テキスト、実景、イメージの連関—災害表象をめぐって	2020	1,200
3	佐々木 美加	商	芸術的関心と経済行動の社会心理学	2020	1,200
				合計	3,600

## 2. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行

「何処から何処へ—現象学の異境的展開」	合田 正人（文学部）編 （株）知泉書館 A5判 375頁 2021年2月25日発行 定価本体 6,000円+税 発行部数 400 部
---------------------	--

## 3. 「明治大学人文科学研究所紀要」第88冊の刊行

### 《個人研究第1種》

森鷗外の演劇翻訳の生成に関する日独比較文体論・言語論的分析 …………… 井戸田 総一郎

### 《個人研究第1種》

中国語母語話者による和製漢語の意味推測と習得の関係  
—未習者と学習者の比較を通して— …………… 小森 和子

### 《個人研究第2種》

新旧世代の関係  
—ペレス＝ガルドスとバリエ＝イン克蘭— …………… 大楠 栄三

### 《個人研究第2種》

フォークナーと「あの夕陽」—近代の夜明け、罪と告白 …………… 竹内 理矢

### 《個人研究第2種》

W.H. オーデン、イシャーウッドの中国旅行と思想的・宗教的転回 …………… 辻 昌宏

### 《特別研究第1種》

日本のEAPプログラムにおける効果的なライティング指導 …………… 河野 円

### 縦組《個人研究第1種》

『古事記』下巻の注釈と研究—雄略・清寧・顕宗記の歌と散文—…………… 居駒 永幸

### 縦組《個人研究第2種》

近世初期における日本沿岸地域の社会構造と生業 …………… 野尻 泰弘

## 4. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」

### THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 27の刊行

An Edition of the Old English *Orosius*, Book 6 (the C Text) …………… ISHIGURO Taro

Multiple Application Phenomena and the Externalization Parameter Hypothesis …………… ISHII Toru

### Ⅲ 歴代所長

期	氏名	所属	任期
1期	杉原 荘介	文	1959.6 ~ 1961.5
2期	〃	〃	1961.6 ~ 1963.5
3期	淀野 三吉	〃	1963.6 ~ 1965.5
4期	渡辺 操	〃	1965.6 ~ 1967.5
5期	〃	〃	1967.6 ~ 1969.5
6期	山田 肇	〃	1969.6 ~ 1971.5
7期	〃	〃	1971.6 ~ 1973.5
8期	小室 栄一	〃	1973.6 ~ 1975.3
9期	〃	〃	1975.4 ~ 1977.3
10期	皆河 宗一	〃	1977.4 ~ 1979.3
11期	江島 祐二	政経	1979.4 ~ 1981.3
12期	〃	〃	1981.4 ~ 1983.3
13期	大塚 初重	文	1983.4 ~ 1985.3
14期	〃	〃	1985.4 ~ 1987.3
15期	坂本 和男	法	1987.4 ~ 1989.3
16期	〃	〃	1989.4 ~ 1991.3
17期	〃	〃	1991.4 ~ 1993.3
18期	福田榮次郎	文	1993.4 ~ 1995.3
19期	〃	〃	1995.4 ~ 1997.3
20期	近藤 正毅	理工	1997.4 ~ 1999.3
21期	〃	〃	1999.4 ~ 2001.3
22期	林 雅彦	法	2001.4 ~ 2003.3
23期	〃	〃	2003.4 ~ 2005.3
24期	永田 雄三	文	2005.4 ~ 2007.3
25期	居駒 永幸	経営	2007.4 ~ 2009.3
26期	〃	〃	2009.4 ~ 2011.3
27期	杉山 光信	文	2011.4 ~ 2013.3
28期	佐藤 義雄	文	2013.4 ~ 2015.3
29期	守屋 宏則	経営	2015.4 ~ 2016.11
	高田 幸男	文	2016.11 ~ 2017.3
30期	豊川 浩一	文	2017.4 ~ 2019.3
31期	〃	〃	2019.4 ~ 2021.3
32期	石黒 太郎	商	2021.4 ~



## **Ⅳ 2020年度研究種目別研究実施報告**



## 1. 総合研究第2種実施報告

### 暴力の表象空間

Representation Space of Violence

岡本 和子 (研究者代表)

岩野 卓司 大西 雅一郎 釜崎 太

斉藤 毅 鈴木 哲也 関 修

宮本 真也

OKAMOTO Kazuko

IWANO Takuji ONISHI Masaichiro

KAMASAKI Futoshi SAITO Takeshi

SUZUKI Tetsuya SEKI Osamu

MIYAMOTO Shinya

今年度は3回の研究会と研究員相互の意見交換をおこない、「暴力」というテーマを深めるとともに、各研究員がそれぞれの専門分野において個別研究を進めた。また、本来今年度に開催予定だったシンポジウムの招聘講師であるグンター・ゲバウアー教授には、講演予定だった原稿の執筆を依頼し、それについても議論した。この原稿は翻訳したうえで、研究成果物として刊行する叢書にも収録する予定である。

#### 〈研究会〉

2020年11月1日開催の第1回研究会では、岡本研究員によって「ベルリンに住むことの不可能性——結婚と住居」と題する発表が行われ、議論がなされた。岡本は、19世紀以降のドイツ語圏においては「住む」ことが市民階級のアイデンティティの表現となっていることを確認したうえで、ベルリンでは「住むこと」が自身の表現とはなっていないということを指摘し、ベルリンにおいて快適な住まいでの暮らしとは縁遠い生活を送る人びとは、市民がもつ政治的な潜在力を抑え込むものとしても機能する「住居」という暴力に抗っているのだと結論づけた。ドイツのナショナリズムとベルリンにおける市民的生およびユダヤ的な生がどのように関係しているのか、ベルリンにおける公共性と公的権力（警察）との関係の特殊性などについて議論された。

2021年3月10日開催の第2回研究会（オンライン）では、グンター・ゲバウアー氏（ベルリン自由大学名誉教授）の寄稿論文「パンデミックとミメシスの暴力」に関する報告および議論と、大西研究員による発表「言語、暴力の場としての——フランツ・ローゼンツヴァイクの翻訳論」とそれについての議論がなされた。

ゲバウアーは、アリストテレスによるミメシス概念を拡張したジラルの議論にもとづいて、現代のパンデミックがもたらす困難を指摘している。ジラルは神話そのものの中にミメシス的な関係を読み取っているが、ゲバウアーによれば、そのミメシス的な関係のなかで、他者の欲望を我がものにしようとする暴力、すなわち非差異化（同化）の暴力が生まれる。この暴力を制御し秩序づけているのが、差異にもとづく文化である。ミメシスによる暴力は、その差異を無化することで、既存の秩序を崩壊させるのである。かつてのペストのように、すべての人間が罹患しうるコロナ・ウイルスは、自らの細胞を複製（ミメシス）しながら宿主に侵入し、宿主の細胞に同化しながらそれを破壊する。同じように、パンデミックのもとでは、国家による非差異化の暴力によって一律に市民権が制限される。ゲバウアーは、あらゆる人々の個人的な接触を制限する非差異化の暴力が社会の一元化をもたらし、世界を喪失させる危険性を指摘しているのである。研究会では、欧州が獲得してきた個人の自由とその制限との関係や、パンデミックのもとでの階級的差異などについて議論された。

大西は、ローゼンツヴァイクによるルターの聖書翻訳研究を手がかりとして、ルターの聖書翻訳には国民言語の形成という暴力がはらまれていることを明らかにし、これに対して、ローゼンツヴァイクによる聖書のヘブライ語翻訳の試みは、神の言語の翻訳不可能性と対峙し、言葉に対する畏敬の念の表現であろうとするものであるとした。ヘブライ語が神聖視される根拠やドイツ語への翻訳が特殊視される理由は何か、人間の言語が持つ暴力性や暴力とは具体的には何を意味するのか、翻訳が逆に言葉を固定化させる暴力をもつ可能性はないのか、などについて議論された。

2021年3月28日開催の第3回研究会（オンライン）では、岡研究員による「『暴力』について問いつつ、『間主観性』がその解決の鍵となるかを考察する」と題し



た発表と、それに基づく議論がなされた。関は、アメリカのフェミニズム精神分析家、ジェシカ・ベンジャミンの『他者の影』を取り上げ、その方法がジェンダー問題（差別・暴力）を解決に導くか否かを検証した。関によれば、ベンジャミンによる精神分析は、例えば母親と子供が双方の主体性を認める「相互承認」、母親と子供が互いの主体性を承認するための発達目標を實現する「間主観性」、自己の主体性を放棄することなく、相手の主体性を承認できるような「ザ・サード」と呼ばれる緩衝地帯の設定によって、暴力を解決に導こうとする。しかし、それらのタームは、時間軸に基づく因果関係、すなわちカントの言う「事実問題」に関しては有効に機能しうるものの、論理的に考える時の（暴力の）起源を指し示す「権利問題」に関しては、必ずしも有効とは言えないと結論された。

#### 〈今後の計画〉

2023年1月をめどに、最終的には叢書として刊行予定の各自の研究成果とゲバウアー氏の原稿の翻訳稿をとりまとめ、正式に出版依頼を行い、2024年3月までに叢書を刊行する。出版元としては、これまでに法政大学出版局と交渉を行い、出版の内諾を得ている。

#### 〈各研究員の活動〉

岡本 和子：

近代ドイツ市民は「住むこと」に情熱を燃やし、住居にみずからの生の痕跡を残そうとしたが、他方で快適な住まいは生を保護し囲い込むことによって、市民の政治的なポテンシャルを抑え込むものでもあった。しかし、立ちん坊ナンテ等の形象によって住むことの困難さを描いている近代のベルリン文学は、快適な住まいでの暮らしと引き換えに、住居という暴力からの脱却を目指す生き方を示している。2020年11月1日の研究会では上記を明らかにする「ベルリンに住むことの不可能性——結婚と住居」と題する発表を行い、本発表を改稿して論文を発表した（「住むことのできない街ベルリン——近代ドイツ文学を手がかりに」、『文芸研究』第143号、2021年2月、所収）。

岩野 卓司：

2020年度は臓器移植とカニバリズムの関係について研究した。臓器移植は他者の体の一部を自分の体の中に移し同化していくことである。これは古代から人体の一部を切り取って処方する医療カニバリズムの伝統を汲むものである。しかし、臓器移植の制度設計においては、臓器提供者がドナーと呼ばれるように、愛に

よる贈与の論理がとられてきた。ここには他者の同化と尊重という矛盾した二つの面が両立している。これはすでに南米やキリスト教のカニバリズムにみられる両面性と軌を一にしている。本研究では、レヴィ＝ストロースやナンシーなどを参照しながら、臓器移植をふくめた再生医療を新しい形でのカニバリズムとして未来に問うていくべきものであることを確認した。

大西 雅一郎：

ドイツの現代思想家を中心に、1) 翻訳という一種の暴力という視点から「単一言語」としてのドイツ語の問い直しと、2) ドイツ語を介しての非ドイツ語系の話者との対話における「共通性・共同性」の位置づけについて考察した。1)ではユダヤ系のフランツ・ローゼンツヴァイクによるヘブライ語の旧約聖書のドイツ語への翻訳を、ルターの聖書翻訳と比較して、その現代的意義をローゼンツヴァイク自身の論文をもとに、ユダヤ人の特異な位置と関連づけて考察した。2)ではハイデガーが日本人と言語について行った対話における「私たち」という共通の立場を支える暴力的なドイツ語理解について考察した。

釜崎 太：

今年度は、アーレントの『活動的生』を中心に、スポーツの変容について考察した。スポーツは、「暴力の抑制」を見る楽しみとして、全体を見渡せる限定的空間という条件のもとで誕生した。そのスポーツがメディア・テクノロジーと結びつくことによって、限定的空間という条件を変容させ、オリジナルと複製の関係を逆転させるばかりか、「暴力の抑制」を極限にまで推し進めてきたのである。しかし、自然性をはぎ取るテクノロジーには、はじめから「暴力」の要素が含まれている。特にメディア・テクノロジーは、視覚の特権化し、人間の感覚や理性ではなく、テクノロジーに真理を委ねることで、複数人の身体の間で作用する共通感覚を希薄化させる。人間が他者との交流にではなく、自己とメディアの関係にリアリティを感じるとき、人間は自己の世界にひきこもり、公的領域を支える「権力」を放棄することになるのである。

斉藤 毅：

今年度も研究テーマである詩人マンデリシタムを中心に研究を行なった。マンデリシタムの作品を多数翻訳し、またナチス収容所とも関わりが深いドイツ語詩人パウル・ツェランの生誕100年を記念した2つのシンポジウムに参加した。「翻訳から〈世界文学〉の

創造へ——生誕100年パウル・ツェランを手がかりにして」(10月24日、明治大学)ではマンデリシタームの詩のツェラン訳について、「生誕100年〈世界文学〉の中のパウル・ツェラン——その翻訳と受容の多様性」(11月21日、日本独文学会)では「オーシブ・マンデリシターム：異国語性からの世界文学」と題し、ツェランとマンデリシタームの関わりについて発表した。また、シベリア抑留体験から出発して詩作を行なった石原吉郎についての論文「うづくまる——石原吉郎の作品における河と時間」(『マテシス・ウニウエルサリス』第22巻、第2号、獨協大学国際教養学部、3月31日刊行予定)を執筆した。

鈴木 哲也：

2020年度は、W・B・イエイツやシェイマス・ヒーニーなどの詩人が、彼らが生きた時代の政治的現実とどのように対峙したかを探った。また同時に、ヒーニーの『詩の矯正』(Redress of Poetry)の詩論を、アメリカの平和維持活動家のジョン・ポール・レデラッハによる詩的言語の考察と比較検討した。レデラッハによれば、内戦後の法廷などで事実を陳述する言語がトラウマを悪化させることがあるが、体験を詩的に統合形象化することによって、トラウマを克服する可能性が開けることがある。この考察は、現代アイルランドの詩人たちの活動を理解する際にも示唆的である。リチャード・R・ラッセルはヒーニーその他の作品に即して、詩的言語の統合作用によって、政治的言語には不可能な意味創造・伝達が可能になると主張するが、レデラッハの考察を参照することによってその正しさが、一定程度、確認でき、また、詩的言語の本質を考察する新しい視点を設定できた。

関 修：

精神分析を社会理論として活用する立場は60年末のフランス五月革命に代表される様々な社会運動の思想的支柱の一つとなったマルクーゼらの「フロイト左派」から現在はジジェクらの「ラカニアンレフト」へと移行している。また、第三項としてアメリカでは「関係学派」精神分析からベンジャミンのフェミニズム精神分析がジェンダー問題(差別・暴力)にアプローチしている。そこで今年にはベンジャミンの「承認理論」、「間主観性」、「サード」といった発想がどのような意味・効力を持つかを探求した。そして、その成果を2021年3月28日に「『暴力』について問いつつ、『間主観性』がその解決の鍵となるかを考察する」というタイトルでZoomによる研究発表を行なった。

宮本 真也：

宮本はまず、社会の公的空間において一部の個人や集団が、偏見や利害によって不可視になることを消極的な暴力行使の状態ととらえ、そこに端を発する社会的な病理を、社会的承認論の文脈から検討を試みた。また、人間を取りまく多層的であるはずの社会的空間が、新型コロナ感染症の危機下におけるロックダウンやリモートワークの日常化を通じて家庭への収斂するなかで、人々の相互行為にどのような強制力が起き、変容させているのかを、クリスティアン・フックスやハルトムート・ローザの議論を手がかりに検討した。そこでは、このコロナ危機において、人々のあいだで疎外感や孤立感が高まることは予測可能ではあるが、他方で公的支援への多様な運動とその実現に見られるように、かつてない社会的連帯のあり方が生まれつつあることも確認できた。

## 2. 共同研究実施報告

### 現代都市を捉える理論的基盤の探究 — 都市研究の再構築のために

Research on the theoretical base to think about  
contemporary cities : For rebuilding urban studies

荒又 美陽 (研究者代表)

大城 直樹

ARAMATA Miyo

OSHIRO Naoki

#### 1. はじめに

本研究は、学外研究協力者である平田周（南山大学）と仙波希望（広島文教大学）の発案で、社会学と地理学における都市研究の架橋を目的に2017年に始まった研究会から、今後の都市研究の新たな基盤を提示しようとする。2020年度は最終年度の予定であったが、Covid-19による行動制限に伴い、海外からの研究者の招へいおよび国内における研究集会を実施できなくなったため、完成年度を延期することとなった。本年度は各自の研究テーマについて論文執筆を行い、出版の準備を行った。以下、枠組みを設定した二人の報告を示していく。

#### 2. ルフェーヴル空間論の現代的展開—「スケール問題」と「完全な都市化」仮説（平田周）

本報告は、ルフェーヴルの思想史研究と現代の都市理論が交差する地点から、ルフェーヴル空間論の現代的展開を明らかにすることを目的とする。そのために報告ではまず、そもそもルフェーヴルの空間論とは何かについて、これまでの報告者の研究に基づいて定義する。次に、2000年代以降、ルフェーヴルの国家論から「スケール」を鍵概念として析出して「国家のリスケリング」論を展開し、さらに2010年代以降、ルフェーヴルが『都市革命』のなかで提起した仮説「社会の完全な都市化」を国際的な共同研究のかたちで推し進めた、ハーバード大学デザイン大学院教授ニール・ブレナーによる二つのルフェーヴル解釈に基づいた研究を概観する。こうした研究の射程を評価し前提にした上

で、ルフェーヴルが切り開いた〈空間の生産〉という問題系にある読解の方向性や接続されるべき論点の提示を試みる。

まずルフェーヴルの空間論とは何か。『都市への権利』（1968）から『空間の生産』（1974）にまで至るルフェーヴルによる一連の都市研究と合わせて簡潔にまとめれば、それは、都市内部のコミュニティ研究が主流だった従来の都市社会学に対して、都市開発、すなわち都市構造の再編成を含む「空間の生産」が社会関係の再生産と切り離しえないものであることを主張し、社会空間が生み出されるダイナミックな過程を考察対象に据えたことにある。こうしたルフェーヴル空間論は、1990年代以降にエドワード・ソジャを主導とした「空間論的転回」において、すなわち時間を特権化してきた批判的歴史学に対抗して、「空間の再主張」を経た批判的地理学の興隆において参照軸とされてきた。

それに対して、報告者は、これまでの自らの研究において、ルフェーヴルの都市研究の「再文脈化」を行い、さらに彼が1976年から1978年にかけて展開した国家論のうちに空間論の連続性を見定めた。再文脈化に関しては、ルフェーヴルの時代には、パリの歴史家が「第二のオスマン化」と呼ぶ都市の現代化と排除という二重の過程——現代の都市社会学者がジェントリフィケーションと呼ぶ都市現象と共通する特徴を持った過程——が存在するという考察と合わせてルフェーヴル空間論を捉え直した。また、ルフェーヴルの『国家について』に関しては、まず理論的状况として、(1) 1950年代～1960年代におけるアジア・アフリカ諸国における脱植民地化と国民国家システムの拡大、(2) 多国籍企業を担い手とし新国際分業によって特徴づけられるグローバル経済の進展があることを指摘した上で、領土、すなわち国家の空間がいかに生産されるか（あるいは再編成されるか）が理論的对象となっている点において、『国家について』は『空間の生産』で提示された問題設定の延長線にあることを論じた。

ルフェーヴルは、以上のような都市、国家、（企業が活動する）世界という異質な空間の領域性を捉えるために、「スケール」概念を提出した。このスケール概念に着目し、1990年代後半からグローバリゼーション研究の領域における領域国家とグローバリゼーションの「ゼロ・サム・ゲーム」——より具体的には、「領域性の罫」



(Agnew 1994) と調整機能の「貯蔵庫としての国家」(Taylor 1994) の対立——を「誤った二項対立」と退け、「国家のリスケーリング」に分析の力点を置いたのが、ニール・ブレナーである。デヴィッド・ハーヴェイによる二つの都市政策の時期区分、すなわち画一化された国土整備計画である1960年代のフォード・ケインズ主義的都市計画と、都市間の競争およびそこから必然的にもたらされる地理的不均等発展によって特徴づけられる1980年代以降のポスト・フォード・ケインズ主義的都市政策との区別にに基づきながら、ブレナーはアーバン・カパナンスの変化と国家のリスケーリングを連動させることで、国家の領域性の変化を分析した。

ブレナーが近年推し進める「プラネタリー・アーバニゼーション」論は、ある意味でこうしたスケール分析をさらに推し進めたものとして考えられる。というのも、上述のブレナーの議論がスケール変化に関するものであるとすれば、プラネタリー・アーバニゼーションは、そうした変化を引き起こすアーバニゼーション[都市化]を研究対象に据えるものだからである。ルフェーヴルは、『都市革命』のなかで、従来の都市類型—古代ギリシャやローマの都市、中世都市、中世の商業都市、19世紀の工業都市、etc.—に収まらない、都市と農村の領域区分とは質的に異なる都市化の過程を「社会の完全な都市化」として提起した。ブレナーは、この仮説がグローバル化の駆動力となっている現代の都市化に当てはまるものだと論じ、さらに、これまでの都市研究が対象とする「高密度の都市化」に対して、都市という領域的境界を超えた都市化の過程を広範囲の都市化と名づけ、区別する。報告では、ブレナーがこの過程を視覚化するものとして参照するガス・レンツの航空写真を取り上げ、そのイメージを提示し、都市化をより公正で、より民主的な方向に向けようとする「アルター・アーバニゼーション」のアイデアを検討した。

### 3. 〈都市〉の想像力に向けて(仙波希望)

本報告は、様々な国際学術誌上で展開する都市理論の潮流を概観し、現在に至る都市研究の位相を把握することで、本研究プロジェクト全体の位置づけを明確にする意図をもつ。具体的には、第一に2015年以降進展する新たな「都市」の定義にまつわる論戦を整理し、都市理論の現在の地平を描く。第二に、都市の文化理論的なる系譜を検討した。換言すれば、「2010年代前後の都市理論の系譜は、いかなる様相を呈しているのか」、「都市における文化論的系譜はいかに遡行することが可能か」といった二つの問いを明らかにすべく、

本報告を行った。

第一の「2010年代前後の都市理論の系譜は、いかなる様相を呈しているのか」という問いに最も包括的な答えを与えようと試みたのがScott and Storper (2015, 2016)である。二人によれば、2000年代以降の都市理論は三つのアプローチ—ポストコロニアル、集合理論／アクターネットワーク、プラネタリー・アーバニゼーション—に分類され、そしてその各々に個別の問題があるという。まず、ポストコロニアル都市研究は、個々の場所にしか適用出来ない理論創出にしか寄与できず、その「恣意的かつ自己防衛的な知的偏狭主義の姿勢」がゆえに、一般理論の構築を犠牲にしていると批判される。第二に、McFarlane (2011a, b) に代表される集合理論的都市論も、モノ／ヒトに応じた行為主体性を付与することやその行為に対する概念が不在のために、意義あるかたちで都市の動態に関する因果関係を見出すことが不可能となっていると論ずる。

第三にプラネタリー・アーバニゼーション研究は、Brenner (2013), Brenner and Schmid (2015) らに代表され、地球規模での「都市対郊外」という枠組みの無効化を論じるものである。Scott and Storper (2016) はこの潮流に対しても批判的姿勢を崩さない。第一に、そこには惑星空間の社会経済的相互作用を行う、特定可能な地理的存在／スケールとして都市が消滅することの論証が欠けており、第二に、都市的なるものと地理的空間の残余との間の区別を捨てるべきであるという主張の裏付けが十分になされていない、と論じられる。Scott and Storper (2016) によれば、むしろグローバル化した世界システムは、都市の終焉というよりも都市化の激化と関連づけられ、凝集、重力性、密集の作用点としての性質および日々の生活のリズムに由来する特質をもとにした、アーバン・ランド・ネクサス論を提唱している (Scott and Storper, 2015)。

だが2015年の論文で(再)提起されたこのアーバン・ランド・ネクサス論も、即座にRoy (2015) などによって批判されたように、経済的要因に偏向しており、また他の経験的調査が踏襲しうる理論的強度も十分に説明されているとは言い難い。アーバニズムとしての都市の社会文化的要因もその変数に言葉としては組み込まれているものの軽視されている。ゆえにこの論点を補足するため、本報告では「都市における文化社会学の系譜」に関する第二の問いが提起される。

言説と都市環境の相互連関を探究すべく、Richardson and Jensen (2003) は、ルフェーヴルの都市思想をヒントに空間的实践、象徴的意味、スケールの政治という三層の分析構造を導出し、このアプロー

チを「空間の文化社会学」と名づけた。その理論的支柱として最重視されたのはロブ・シールドズの議論である。彼は、「何故人はステレオタイプな場所イメージを用いるのか」「そうした場所のイメージにはいかなるシステムが機能しているのか」といった問いのもと、ナイアガラの滝や、イギリスのブライトンを事例に検証を行い (Shields, 1991)、そこで着目した「境界」への視点をよりトポロジカルに洗練された知性のあり方としての n-dimensional な思考を提唱するに至った (Shields, 2017)。この研究成果は他の都市研究者にも広く影響を与えた。とりわけシャロン・ズーキンはシールドズの議論を延長させるかたちで、Coney Island と Las Vegas にまつわる「夢」と盛衰の顛末を描き出している (Zukin et al, 1998)。

ズーキンの言うところの「都市的想像力」(Zukin et al, 1998) と実際の都市造営の連関性は、現在の都市研究にも深く根付いている。なかでも、Hollands (2008) による「スマートシティ」のラベリングプロセスに注視した研究がある。彼は「スマートシティ」言説がもととなり、「クリエイティブワーカー」と、現地の未熟労働者の間に断絶がもたらされ、経済的二層化のみならず社会、文化、空間的に分断されていくメカニズムを看破した。

上記の議論を通して明らかになったのは、日本で展開される都市研究とは異なる理論的パースペクティブの現在地である。単なるケーススタディを超えた相互参照可能な学術的「問い」を洗練させるためにも、都市理論における国際的潮流の精査を進展させる作業がさらに必要とされている。

### 3. 個人研究第1種実施報告

#### 食のグローバル化と人の国際移動

Globalization of Cuisines and Transnational Mobility

藤田 結子

FUJITA Yuiko

現在、食のグローバル化が進み、外食産業とそれに関わる人の国際移動が進んでいる。そこで本研究は、食のグローバル化とそれに伴う人の国際移動について、西洋料理に関わる欧州←日本←アジア（主に中国・台湾・韓国）というフローを事例に考察することを目的とする。

本年度はコロナ禍により、予定していた上海等でのフィールド調査、および日本の料理学校に留学するアジア出身の若者へのインタビュー調査が実施できなかった。そのため、食のグローバル化に焦点を置き、家庭での洋食の普及について調査研究を実施した。まず日本の家庭料理に関する先行研究をレビューし、次のように整理した。家庭で何を食べるかということに関心が払われるようになったのは歴史的にみれば比較的新しいことである。大正期、国家による生活改善運動の中で栄養に配慮した食事の準備が求められ、とくに新中間階級の主婦にあるべき「家庭料理」が受け入れられていった。戦前の一般家庭では、コロケ、シチュー、カレーなどの洋食が取り入れられていった。専業主婦が大衆化して多数派になるのは高度成長期であり、1950年代に始まったテレビ放送は家庭料理における「手作り規範」が広く浸透するうえで重要な役割を果たした。1964年の東京オリンピック以降、食の洋風傾向が以前より強まり、第1次パンブームがおきた。70年代には手作りのパンが特集され、食パンやバターロールを自分で作ることが国内の家庭に広まっていった。この時期、NHK「きょうの料理」では主婦の「手作り」料理の価値が強調されるようになった。それは当世人びとが外食や加工食品などの商品に依存し始めたことがある。80～90年代には「時短料理」がメディアで人気を獲得し、食の外部化よりも家庭で手作りするのを後押しした。以上のように、主婦の大衆化が

進むにつれ、洋食が徐々に家庭で手作りされるようになっていった過程を整理した。

さらに、昨年度から継続している食事調査を実施した。本年度は、さらに10名から協力を得ることができた。調査方法は、家庭で食事作りを担当している女性に1週間の食事の内容を写真で記録してもらい、後日、食事作りに関わる意識を明らかにするためにインタビューを実施するという方法である。昨年度から合計で首都圏に暮らす20家庭の食事（朝食および夕食）280回分のデータを得ることができた。

その結果、昨年度の調査同様、朝食には毎日パンを食べる家庭が多く見られた。目玉焼きやスクランブルエッグ、サラダなどのおかずもつけられていた。夕食に関しては、どの家庭も和食（ごはん、味噌汁、刺身、煮物、煮魚・焼き魚）と中華風（餃子、炒め物）が中心で、比べるといわゆる洋食は比較的少なかった。夕食に出された洋食には、グラタン、スパゲッティ・ナポリタン、ハンバーグ、カレーライス、クリームシチューが見られた（グラタンを除くと、日本でローカル化された欧米由来の料理だといえ、同様のものは欧米では食べられていない）。これらの洋食は主に「子どもが好き」な献立として作られていた。以上のように、パンは朝食かスナックとして食べるものとみなされていることが確認された。また、一日の中心的な食事である夕食には和食か中華風が「適切な料理」だと考えられていることがわかった。女性たちが外食するときには、フランス料理、イタリア料理、ステーキなどのヨーロッパやアメリカ料理のレストランの人气が高いが、そこで提供される料理（例 各種肉のロースト、イタリア式の Pasta、ビーフ・ステーキなど）が家族のために手作りされ出される様子はほとんどみられなかった。「本格的な」欧米の料理は店で食べるという意識や習慣が存在していることが推察された。また、世帯収入が高い女性は、食材の宅配や高級調理家電などを利用して時間を節約しつつなるべく手作りする戦略を採っていた。さらに刺身や寿司など、比較的高価かつ健康的とされる調理済食品を利用していった。このような世帯収入が高い層と比較して、世帯収入が低い層は経済的に手作りする手段を得にくく、比較的安価で便利な冷凍食品を頻繁に利用していた。

今後は、本研究のリサーチクエスチョンである次の



点——(1) 日本—アジア間において、「どのようにして外食産業で働く人々の国際移動が生じているのか」、(2) 外食産業に関わる人々の国際移動によって、「日本やアジアにおいて、「西洋料理」とみなされる食文化にどのような変化がもたらされているのか」、(3) 「アジアにおいて、日本を経由して伝わった西洋料理がどのように受容されているのか」を考察するために、予定していた海外調査を実施する。国境を越えて移動する料理人、料理学校・外食産業関係者に焦点をあて、上記のグローバル化過程にどのように影響を与えているのかを検討し、本研究の問いの考察を進めていきたい。

### ルーズベルト民主党政権期における共和党関係者が対日関係に果たした役割の研究

A Study of the Roles Played by Republicans in US-Japan Relations during FDR's Democratic Administration

廣部 泉

HIROBE Izumi

本研究は、駐米日本大使館が、ルーズベルト民主党政権誕生後、在野となった米共和党関係者と深い関係を保ち続け、それが1930年代から1941年にかけてのクリティカル時期の日米関係に大きな影響を与えたことを示すことを目指している。昨年度に引き続き米共和党関係者の文書、並びに彼らと関係のあった日本人の文書の収集並びに分析を継続した。ただ、文書の収集にあたっては、コロナ禍の影響で、困難に直面した。当初予定していた米国議会図書館や米国立公文書館、フーバー大統領図書館などへの出張は、相手方の閉鎖などによってすべて中止せざるをえなかった。

そのような中、多くの海外の図書館や文書館の場合、アーキビストの方がネットでの問い合わせに応じる窓口を開けてくれており、問い合わせることでこれまで現地に赴かなければ知ることのできない資料の現状について多くの知見を得ることができたのは今後、現地調査が開始されたときの助けとなるであろう。ただ、北米での資料調査が一切できなかったことは大きな痛手であった。

そのような状況下において、ありがたかったのが、フーバー大統領図書館のアーキビストの方であった。アーカイブ自体は、連邦の指令によって全米の他の大統領図書館同様一律閉鎖され、職員はリモート勤務と

なってしまったが、夏ごろに一時期、現地のコロナの状況が改善したかに見えたとき、職員の方が、一部、一日数時間ではあるが勤務が認められた時期があった。そのとき、こちらの資料複写の依頼を一部処理して下さったのである。これによりフーバー関係の新しい資料を僅かであるが入手することができた。やり取りをする中で、あちらの困難な状況を知るに至っていたので、資料が届いたときは、アーキビストの方のプロフェッショナルリズムに感動すら覚えた。また、コロンビア大学バトラー図書館の司書の方は、こちらの依頼に対し、特別措置で、リモートによって後払いで資料を送って下さり、これも大変ありがたかった。

ただ、それらの海外のご厚意によって得られた資料は、自ら訪問して収集すれば得られたであろう量に比べれば、ごく僅かにすぎず、本年度は、日本側の関係者の資料収集に集中した。主として、国会図書館憲政資料室の資料と、飯倉の外務省外交史料館で資料調査を行った。国会図書館では、主に、野村吉三郎関係文書、牧野伸顕関係文書、樺山愛輔関係文書の閲覧を行った。また、当時の新聞の複写を行った。ただ、こちらもコロナ禍で、しばらく休館しており、開館してからも、一日の利用者数が大幅に制限された。利用可能かどうかは毎週開かれる抽選によって行われ、当初は、一日の入館可能者数を三桁に絞っていたため、月曜から土曜まですべて申し込んでも一週間に一日当たるか、まったく当たらないといった状況であった。突然時間が空いた時や思い立った時に、図書館を訪問できるということがどれほどありがたいことであったかを痛感した。

国会図書館以上に困難を極めたのが、外交史料館の利用であった。こちらも当初は閉館となったが、昨年半ばに再開した。ただ、閲覧室がかなり狭く、一日の入館者は5人と制限された。また、申し込みは電話による事前予約制となった。電話をするとかなり先の日にちを指定された。問題は、その次の予約で、予約できた閲覧をしてからでないとその次が予約できず、閲覧日になってから、予約しようとするとうるか先になってしまうのであった。外交史料館が開いたことが知れ渡ると、予約は更に困難となっていった。こちらではとりあえず須磨弥吉郎関係文書の一部を閲覧することができた。国会図書館では現在でも人数を制限して抽選を行っているが、外交史料館は、本年初めに再度閉鎖してしまい、これを書いている3月半ば現在も閉まったままである。

また、二次史料の利用においても、本学図書館が所蔵していない図書については、都内の他大学の図書館における閲覧を想定していたが、こちらも外部者の入

館が禁止されてしまい、自由に閲覧できなくなってしまう。ここで大きな助けとなったのが本学図書館の図書館間相互貸借サービスであった。こちらのリクエストが細かく大量なものであるにもかかわらず、コロナ禍の不便な中、司書の方々は速やかかつ正確に対応して下さった。おかげで出張禁止によって閲覧が不可能になった図書の多くを閲覧することができ、大変ありがたく感じた。

結局、本年度は、新しい資料の収集よりも、昨年度に収集した資料の分析に多くの時間を割くことになった。見えてきたのは、日本に対して冷たいハル長官率いる国務省が外交を担うルーズベルト政権との間に、親密な関係が結ばず焦る駐米日本大使館が、以前から懇意にしていた共和党関係者との関係をさらに深めていったのではないかということである。それがまたルーズベルト民主党政権の反感を買っていったのではないだろうかと思わせる資料もみつかった。もちろん、日中戦争によるアメリカの対日世論の悪化といった要因が大きかったとは思いますが、駐米大使館のそのような姿勢が日米関係の悪化に影響した側面も見逃せないのではないかという仮説をもつに至った。来年度は、これらをもとに本年度中止せざるをえなかった資料調査を実施して仮説を裏付けていきたいと考えている。

### フィクションは歴史をどう刻むのか 軍政下アルゼンチンにおける短篇小説の動向

La función de la ficción: algunos casos de los cuentos argentinos

内田 兆史

UCHIDA Akifumi

2020年の3月にブエノスアイレスに降り立ったとき、3月3日にはじめての症例を確認したアルゼンチンの公称感染者数は28だった。昨年の報告書にも記したとおり到着日に大統領令による緊急事態が宣言され、アジアヨーロッパからの入国者には、それまでの自主的外出制限から違反者に罰則を定めた義務的外出制限が課されることになり、外国便の停止も予定されていたために早々に帰国した。

感染者数が100人を超えた時点で早々に全土に外出制限が敷かれ、遠隔で行うことが不可能な仕事や治安維持・医療・マスコミ・交通機関・小売り業に従事す

る者、そして生活必需品の購入や医療施設へ行くためと犬の散歩のための外出以外は制限された。

国の経済を度外視した外出制限が続く折、6月には『タイム』誌によるCOVID-19パンデミック対策優秀国選出記事において、ラテンアメリカの優等生とされた。同誌は世界的流行の兆しから一年を経た今年2月に当該記事の検証を行い、取り上げた国の中でアルゼンチンだけがリストから外れたと書いている。それもそのはずで、7月には外出制限で生命線を絶たれ外へ出て行かざるを得ない人々から感染が広がり、外出制限は世界最長となったものの、感染者数が増加の一途をたどり、10月に100万を突破、現在に至るまで衰えることがない。人口4500万人のアルゼンチンではすでに、ブラジルを筆頭にコロンビア、メキシコ、ペルーやチリといった感染者数の多い他の中南米諸国と競い合いながら世界でも上位に入る200万人以上が感染、100万人あたりの感染者数も5万人を超えている。

さらには「国庫を焦げつかせ続けているだけ」と国民に擲擻された厳しい外出制限の結果、最初の半年で貧困人口が5ポイント増加、失業率は最終四半期で10%を超え、一年で40%のインフレ(前年までは2割台)と30%の通貨安を記録した。先述した『タイム』誌の振り返りにおいても、「ここ数十年のアルゼンチンにおいて安定している数少ないもののひとつである」と指摘された経済危機に陥ってしまった。ロシア製のワクチン「スプートニクV」が100万回分到着し、今後もアストラゼネカ製などもあわせて国民総数の半分をまかなうワクチンの入手が目指されているが、この半年におけるいいニュースといえば、カトリック信者が多数を占めるアルゼンチンで、この数年の大規模な女性運動の結果、中絶の合法化がついに達成されたことくらいかではないかと思われるほどだ。

インターネットによってパンデミックに対する政策やその現状、感染者数や国民の声、経済状況に至るまでが時を経ずに伝わってくるようになったが、アルゼンチンが最後の軍事政権下にあった76年から83年にTwitterが存在していたとしたら、地球の反対側にいるわれわれのところに軍事政権下の人権侵害事例は伝えられたであろうか、とこの一年で何度か考えさせられた。軍事政権下の人々の声は、権力とメディアによって徹底して、ただひとつの「われわれ」という主体に統合され、その、唯一の主体として権力とメディアが発話していたという。そうした状況はたとえば2009年のアルゼンチン映画『瞳は静かに』に描かれている。舞台はクーデターから一年ほどたった1977年のサンタフェ市だ。そこでは人々が政治について、自らが、そ



して近い人が置かれた状況について異論を差し挟むことができない。妻であり、娘であり、母親である女性が半軍事政権勢力と関係をもっていたことを夫も両親も子供も知らず、それがわかって、誰も、何も言おうとしない、それが何を意味するかさえである。つまり、「私的」な発言は、おそらく感情もろとも「公的」な発言に掬い取られ練り込まれるものとしてしか考えられていなかったのだろう。

この一年、さまざまな国の「現状」をインターネットが報じてきた。とりわけヨーロッパの国々で人々がマスクなしでいるところが散見された印象がある。それに対してアルゼンチン人がマスクなしで外にいるところはほとんど見られなかった。アルゼンチンの友人に尋ねてみると、それはアルゼンチン人が臆病だからだと言っていた。たしかに、なにかあるごとにデモをするアルゼンチン人が、世界最長の外出制限を耐え忍んだ理由は、上述した「沈黙」の理由と同じものであるように思える。

そうした状況では、1951年以降の半生をフランスで過ごしたフリオ・コルタサル(1914-1984)を筆頭にした国外に住むアルゼンチン人たちの例を除けば、異論を唱える者はたちまちのうちに抹殺されたと言える。たとえばアルゼンチンの現状を秘密裏に世界に発信した1927年生まれのプロドルフォ・ウォルシュは、「作家から軍事政権に宛てた公開書簡」を外国メディアの特派員たちに郵送した翌日に誘拐され、そのままいわゆる「行方不明者」となった。本研究ではこうした事例をいくつか検討し、最終的には、この時代に文学が継続的に成し得た、あるいは言語に持続的に可能だったのが、その根源にある「比喩」を活力として、先に触れた公的な「私たち」に抗することだった、という事実を解明していく予定である。

## 縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究

Study on how to make and use Jomon pottery

阿部 芳郎

ABE Yoshiro

本研究は縄文土器を道具として考える視点から、製作と使用の2つの場面における技術的な特性について考察したものである。縄文土器の特性として古くから指摘にあるのは、後期における器種の多様化、精粗の

作り分け、それが起因した使い分けである。ただ従来の研究は両者を個別の対象として考え、表裏の関係として説明することはなかった。本研究はこれらの課題を意識して製作技術と利用技術の2面から検討を加えた。

### 1 土器製作技術の特性

縄文土器の製作技術は胎土の調査・器体製作・装飾・焼成の各工程に区分することができるが、各工程は時間と場所を違えて展開する可能性もある。現実的には、本来粘土のもつ可塑性と乾燥・硬化による研磨や削りなどの工程は、具体的に土器自体の観察によってその具体的な在り様を指摘することができる。本研究では関東地方後期前葉の堀之内1式から加曽利B式期を扱った。従来の研究ではこの時期に深鉢に加えて、壺や注口土器などの液体の保存や飲食行為の制度化や、大型の粗製深鉢の出現が示す煮沸行為の集約化などが予測されてきた。この時期の精製土器が黒色で研磨された器体をもつことも過去に指摘があるが、装飾的な観点からの評価が加えられたのみで、具体的な検証を伴う議論には展開しなかった。

もう1点は、土器を利用する視点からの分析である。当然のことながら土器は道具として製作されたものである。そこには道具の使用技術との関係が介在していることになる。さらにまた、道具としての利用は食物の加工や摂食による人体形成にいたる過程を経て、道具としての機能を保持している。土器を経由した食物が人体の形成に関わる資源は限定的であろうが、土器という道具がどのような食資源と関係したかを評価できれば、食文化史上での土器の役割を考察することができる。

### 2 土器の機能性に関する分析視点

土器製作の行為の歴史的な意義を考察する際の、製作という表裏の関係をなす、道具として機能的特性として今回注目したのは、器面調整と土器焼成技術である。器面調整と土器焼成技術との間で関係化が明瞭なものは「黒色磨研技術」である。縄文時代後期中葉から晩期の時期にかけて日本列島の広範囲に認められるが、その発生の系譜や要因については滑沢に富んだ器面と炭素吸着による黒色化など、装飾的な効果を指摘するものもある。

黒色化の処理は通常縄文土器が開放的な熱環境で酸化炎による褐色系の焼成色を示すのに対して、「燻し」による炭素吸着によって黒色の色調が付加されることによっている。ただし、この議論の前提として黒色化

が視覚的な効果を目的とした技術である、という前提である。ところが、この前提を確認し、証明する基礎的な研究は存在しないことや、結果として黒色の焼成色になった可能性を、その目的も含めて整理しておく必要があった。

本研究において、黒色化の技術と要因として想定した可能性の1つに土器焼成時における燻し工程における煤や油煙の付着がある。それは焼成時における器面の防水効果に関係し、煮沸時における熱効率や液体を入れた場合の防水性につながるものと期待された。

### 3 研究の成果

#### (1) 土器の作り分けの技術

本研究で注目したのが後期前葉から中葉にかけて確認できる、精製・粗製の作り分けと同時に起こる器面黒色処理である。これらの現象は堀之内2式期にその初源を確認することができた。次期の加曽利B式期において精製器種の増加とともに、一部の器種に漆の塗布が確認できた。漆は防水性を高めるため、煮沸時の熱効率や液体保管の際の防水性に関わる技術と考えることができ、この推測が妥当であるならば、漆の土器への塗布は従来から指摘にある装飾性とは別に、無色の生漆の塗布に関しては装飾性とは異なり、道具としての機能性に関わる意味をもっていたことになる。本研究においては、その可能性を関東地方の土器群を具体的な分析対象として、本論の仮説の一定の可能性を高めることができた。

#### (2) 土器の使い分け

用途に応じた土器の使い分けにおいて、その実際を直接的に判別する方法は現時点において存在しない。しかし、土器の使用時点で煮沸などで内容物が炭化して遺存する場合は、炭化物の同位体を分析し、それが陸上動物、植物、海産物などに由来するかを評価する方法が近年開発された。本研究においても、煮沸用土器の内面付着炭化物を対象にして分析を実施し、それを器種毎に集計し、器種の使い分けが認められるか否かについて、さいたま市寿能遺跡出土の後期前葉から晩期前葉までの間で試料を採取し、分析に供した。

分析の結果、後期中葉の粗製土器と精製土器では付着炭化物の由来が傾向として異なり、精製土器は動物質由来であるのに対して、粗製土器は植物質に由来する傾向が比較的明瞭に確認でき、従来からの指摘にある精製・粗製の作り分けは加工対象物の違いと対応することが実証できた。こうした器種と加工対象物の対応が何時の時期から、どの地域において開始されたのかという点については今後の継続的な研究の中で議論

したい。

### 4 課題

今後の課題として明記すべき点は、まず方法論上の問題点として、土器の製作技術と、使用に関する相互の研究が個別的な展開を遂げてきたという点である。このことは同一の分析試料の有効活用の機会を逸してしまってきたことであり、双方の分析を併行して実施することで、より確度の高い研究を推進することが可能となるに違いない。

第2点として、遺物の経年的な劣化を考慮した再現実験の実施である。現時点において、構築した仮説の妥当性を検証するために、経年変化に関する実験的な検証手法は十分には確立していない。一方において戦前より営々と蓄積してきた遺物の型式学的な分析の精度は世界の新石器時代研究の中でも群を抜く。これらの蓄積を今後の研究に活かすことにより、近い将来、学際的な土器研究の確立が約束されるに違いない。

### シェイクスピア上演における地域性とその変容

Localities and their Transformation of Shakespeare Performances

今野 史昭

KONNO Fumiaki

本研究は、日本の東北地方の歴史と文化というコンテキストの中でシェイクスピアを上演し続ける劇団シェイクスピア・カンパニーの悲劇『アトウイ オセロ』(2010年 宮城、2011年 青森)、『アイヌ<sup>おせろ</sup> 旺征露』(2018年 仙台・東京・札幌)、*Ainu Othello* (2019年 ロンドン)をケーススタディとしてとりあげ、シェイクスピア上演における地域性とその変容について明らかにすることを目的とする。

前年度の研究では、8月の*Ainu Othello* ロンドン公演に同行し、上演の調査に加え、アイヌ民族の文化と歴史を紹介する展示の調査や、演出家、プロデューサーへのインタビューを行った。さらに、『アトウイ オセロ』、『アイヌ旺征露』、*Ainu Othello*の台本と演出の相違点に注目し、それぞれの公演によって異なる特徴、東北地方の方言及びアイヌ語の使用状況等について調査した。また、アイヌ及び江戸末期の蝦夷地に関する資料や映像資料を使用して、『アトウイ オセロ』、『ア

イヌ旺征露』、*Ainu Othello* の制作の際に行われた時代考証と、北海道で実施された取材活動についても確認をした。今年度はこの研究を一部継続しながら、ロンドンと仙台への出張を行い、主に次の2つの調査を行う予定であった。

1. ロンドンの The Globe Theatre、National Theatre、Barbican Theatre などの劇場で関連作品の上演を観て、昨年イギリス人演出家 Jatinder Verma が *Ainu Othello* に投影しようと試みた、現代のイギリスにおける民族多様性と地域性の演出の実際について調査する。
2. 仙台に新設された常設の寄席「魅知国定席：花座」におけるシェイクスピア・カンパニーの作品上演について調査し、公演当日または翌日に劇団関係者にインタビューを行う。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大とその防止のため、上記の劇場と寄席での興行は全て中止となり、また明治大学でも「出張の原則中止」という活動制限措置が取られることになった。そこで本年度の研究計画を見直し、上記2点の調査は実施せず、かわりに劇団から提供された映像および関連資料を用いて昨年のロンドン公演の再調査を行い、初演から最終公演までの演出上の変更箇所やアイヌ伝統舞踊の役割の変化について詳細な分析を行うことにした。

2019年8月7日のロンドンの Tara Theatre での初演では、開幕直後、作品に入る前に舞踊集団ピリカㇿによる伝統舞踊と楽器の演奏が披露された。サロルンリムセ（道東地方の鶴の舞：親鶴が子鶴に飛び立ち方を教える踊り）、ハラキ（日高地方の鶴の舞：鶴の鳴き声を模した音が演者から発せられる）、フツレチュイ（旭川地方では「松の木の踊り」、他では「黒髪の舞」「心臓比べの踊り」などと言われる）、トンコリ演奏（弦楽器）、ムックリ演奏（口琴）が4名の踊り子たちによって次々と表現された。伝統舞踊と音楽によって、本作の中心となるアイヌの世界が舞台上でつくりあげられていき、演奏が終わると、ピリカㇿの4人が旺征露（オセロ）と貞珠真（デズデモーナ）の結婚式を執り行うという流れだった。確かにこの冒頭の古式舞踊は作品の設定を伝える上で一定の役割を果たしてはいたが、伝統芸能を観客に披露してアイヌ文化を発信するという意図が前面に出ていたために、作中の筋の展開との関連性があまり感じられないものであった。ロンドン公演で演出を担当した Verma は、初演後の稽古でこの場面を大きく変更し、古式舞踊のパフォーマンスをほとんど全てカットし、ムックリ演奏だけを残してそれを次の旺征露と貞珠真の場面へと繋げることにした。

その一方で、ピリカㇿの4人を作中でコーラスのように登場させたり、旺征露の貞珠真殺害の場面でピリカㇿによるハラキの鶴の鳴き声を効果的に用いて緊迫感の高まりを巧みに表現したり、アイヌの伝統芸能を作品から切り離すのではなく、場面の展開の中に組み込むことで一体感を演出することに成功した。これはまさに日本での公演とは異なる演出家による独創的な演出の一例であり、今回の調査では公演を重ねるたびに変容していくさまざまな特徴を確認することができた。

このほかに、シェイクスピア・カンパニーの上演における地域性の変容の傾向について広範囲な研究を行うため、劇団の歴史と、旗揚げから続くシェイクスピア翻案の上演について調べ、特に2011年3月11日の東日本大震災の後、被災地を巡って無料で行った「温泉三部作」『新ロミオとジュリエット』（2012-13年）、『新リア王』（2013-14年）、『新ベニスの商人』（2015-16年）の公演について重点的に調査を行った。日本の東北を作品の舞台にして東北地方の方言を使い、その地域の歴史と文化を発掘しながら新しいシェイクスピア劇を創造するという従来の劇団の活動が震災によっていかに様変わりしたか、そして「温泉三部作」を経てどのように東北の文化の発信という本来の活動へと戻っていったか、その一連の変遷を詳細に確認することができた。本研究の成果については、その一部を2021年2月にイギリスの Bloomsbury 社から刊行された拙著（共著）*Re-imagining Shakespeare in Contemporary Japan: A Selection of Japanese Theatrical Adaptations of Shakespeare* (The Arden Shakespeare) にも掲載したが、今後さらに本研究をまとめ、『アトウイ オセロ』、『アイヌ旺征露』、*Ainu Othello* に関する研究成果と合わせて、人文科学研究所の紀要論文として提出し、発表する予定である。



## 東京オリンピック・パラリンピック大会の 評価に向けた予備的調査

A pilot survey for evaluation of the Tokyo Olympic and Paralympic Games

高峰 修

TAKAMINE Osamu

### 1. 研究の概要

本研究の目的は、2020年に開催予定であった東京オリンピック・パラリンピック大会（以下、東京2020）に対する評価を開催地住民の視点から行うことにある。東京2020は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて開催が延期され、2021年7月～8月に開催されることが予定されている（2021年3月末現在）。

東京2020に対する開催地住民の意識調査としては、すでに2016～2017年度に東京都大島町住民に対する意識調査を実施した（高峰, 2019a, 2019b）。2019年度は東京2020開催後の事後評価を見据えた予備的調査として、都内2市区（江戸川区と調布市）の住民を対象に開催前の評価を行った。これに加えて本年度は、新たに都内2市区の住民を対象とする調査を実施する計画を立てていた。しかしながら、上述のように東京2020自体の開催が延期され、また2021年1月の段階でも2021年7～8月に開催されるのか否かを見通せずにおり、場合によっては東京2020の開催が中止になる可能性も残っていた。こうした中、研究計画の修正も余儀なくされ、様々な条件を勘案した結果、2019年度に行った調査と同一市区の住民を対象に、再度調査を実施することにした。同一市区の住民を対象にすることで、当該地域の在住者という母集団から抽出された人々の意識が、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてどのように変化したかを探ることが可能になる。

### 2. 調査方法および項目

調査項目は基本的に2019年度調査と同一であり、これらの調査項目は1998年に開催された長野冬季オリンピック大会による地域の変容に焦点を当てた先行調査（石坂・松林, 2010）を参考に作成したものである。具体的には「東京2020開催への賛否とその理由」「東京2020への興味と関わり」「東京2020開催による居住地域への変化の期待」「復興五輪としての東京2020の評価」、その他個人的属性等である。

調査方法としては2019年度の調査と同様、インター

ネット調査を採用した。インターネット調査会社で運用しているモニターデータベースのうち、江戸川区在住者3,509名、調布市在住者1,320名を母集団とする回答者候補に対してメールで調査への参加を依頼した。これら回答者候補に「年齢=20～79歳」と「東京2020開催の認知=知っている」でスクリーニングをかけ、該当者に任意で回答を求めた。またその際には「性別」と「10歳刻みの年齢層」について、各調査市区の人口分布に沿うよう調整を行った。調査は2021年2月12～16日に実施した。

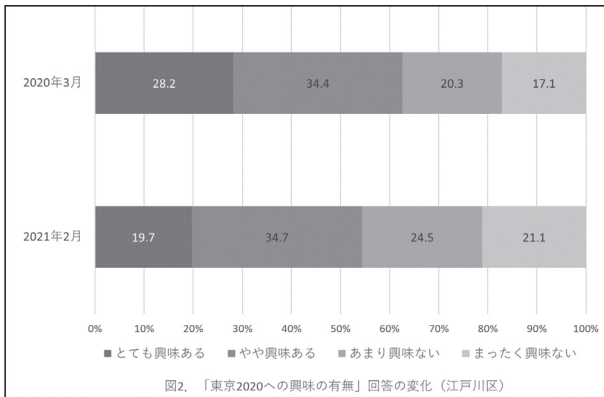
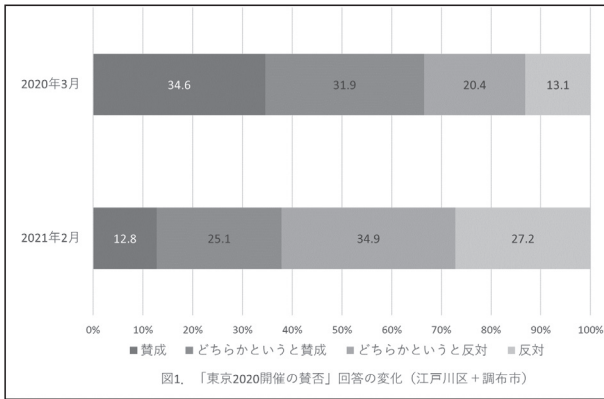
### 3. 回収対象の代表性

結果的に江戸川区在住者1,000名、調布市在住者400名から回答を得た。ちなみに住民基本台帳における調査対象市区の20～79歳人口（2020年3月1日現在）は、江戸川区529,063人、調布市181,779人である。これらの母集団に対する本研究における回収対象の代表性を性別と10歳刻みの年齢層で行ったところ、江戸川区と調布市の性別と年齢層いずれにおいても有意な偏りが認められた。江戸川区の性別では1%水準（ $\chi^2=7.423$ , d.f.=1,  $p<0.01$ ）、年齢層でも1%水準（ $\chi^2=174.554$ , d.f.=5,  $p<0.01$ ）で有意な偏りが認められ、回収対象では男性、40歳代と50歳代の年齢層で有意に多く、女性、20歳代と70歳代で少なかった。調布市では性別で5%水準（ $\chi^2=6.211$ , d.f.=1,  $p<0.05$ ）、年齢層では1%水準（ $\chi^2=37.853$ , d.f.=5,  $p<0.01$ ）の有意な偏りが認められ、回収対象では男性と50歳代が多く、20歳代と70歳代が少ないという偏りを示した。以上のことから、今回の調査の回収対象は、江戸川区と調布市いずれの市区においても、それぞれの住民母集団と比べて性別では男性、年齢層では40歳代、50歳代において多く偏った集団であることが前提となる。

### 4. 結果

ここでは「東京2020開催の賛否」と「東京2020への興味の有無」の回答が2020年3月から2021年2月にかけてどのように変化したかを示す。図1には江戸川区と調布市を合わせた「東京2020開催の賛否」に関する回答の変化を示した。2020年3月段階では「賛成」34.6%、「どちらか」と賛成「31.9%、両者で約66%を占めていた賛成派は、2021年2月段階では約38%であり28ポイント減少した。ちなみに両年の回答分布には有意な偏り（ $\chi^2=273.494$ , d.f.=3,  $p<0.001$ ）が認められたが、こうした傾向は江戸川区、調布市いずれにおいても確認された。

図2には江戸川区における「東京2020への興味の有



無」に関する回答の変化を示したが、図1の「開催の賛否」ほどではないものの、やはり東京2020に対する興味が薄まっている ( $\chi^2=23.223$ ,  $d.f.=3$ ,  $p<0.001$ ) ことを確認できる。同様の傾向は調布市においても確認できるが、統計的に有意な偏りではなかった。

今後は賛否の理由、東京2020と関わる意向、復興五輪との関わり等について個人的な属性や政治・社会意識等も兼ね合せて分析を進める。

#### 【文献】

- 石坂友司・松林秀樹 (2010) 「長野五輪が地域社会に与えた影響に関する調査」報告書。
- 高峰修 (2019a) 「東京2020と周辺地域社会—東京都大島町住民の意識調査結果—」明治大学人文科学研究所紀要 84: 3-14.
- 高峰修 (2019b) 「誰が東京オリンピック・パラリンピックに賛成し、反対するのか—東京都大島町住民を対象とする意識調査より—」明治大学教養論集 538: 213-233.

## 民芸の思想家柳宗悦と民芸の実践家との間の 社会関係資本構築に関する研究

A Study on the construction of social capital around  
Mingei-Movement

—with a special focusing its practitioners and Yanagi  
Soetsu—

中江 桂子

NAKAE Keiko

柳宗悦を中心とする民芸運動は、各地域文化と生活に根差す手仕事の文化に高い価値を見出し、その保護と振興を進める思想的基盤であった。これは日本における重要な文化多元主義思想であるという点で評価されるべきであるが、その思想が実践をとともなう文化運動として具体的に地域に浸透して実績をつくりだしたことも、文化の多様性が叫ばれる現代において見逃してはならない側面である。これが単なる知識人たちの思想にとどまらず、必ずしも学歴などのない職人階層にまで浸透し、生活文化を変化させていく結果となったこと背景には、その思想をたんに思想としてだけではなく、文化的体験として理解させていく営為が存在したことを見逃してはならない。柳宗悦の文化活動・文化交流が、その思想の定着にどのように機能してきたのだろうか。

2020年度においては、柳宗悦の思想家としての側面と文化活動を企画・実践していく側面の、葛藤を起こしかねない二側面にかんして、その関係がどのように作られていたかを考え、研究全体の深化を求めた一年であった。

柳宗悦は一般的には民芸運動の旗手として知られ、中央集権的な文化政治に反抗し続けた思想家として知られるが、そのほとんど同時期、日韓併合時代のさなかに朝鮮文化への評価と朝鮮民族への崇敬を表明した、まれな日本人として記憶されている。その思想と活動は自然と連動しているかに見えるのだが、1919年の三・一独立運動を経た1920年代にあって、それは簡単ではなかった。日韓併合時代に柳が引き受けたこの困難は、朝鮮半島の人々の記憶に深く刻まれ、やがては柳宗悦の死後15年もたったのちに韓国における外国人初の文化勲章(宝冠文化勲章)に柳宗悦を選ぶほどに、韓国の人々からの信頼を培ったのである。その信頼とは何かを考えると、たんに柳の思想だけに注目するの

はなく、彼が文化芸術の価値と役割をどのようにとらえ、どのように自身の文化活動を展開していたかを考える必要がある。

柳と朝鮮半島との関係は、朝鮮民族美術館の設立が有名ではあるが、それのみではない。柳の文化活動を振り返ると、李朝陶磁器を中心とする美術に関するものはもちろんだが、朝鮮文学（小説）育成のための講演や、教育に関する講演などもある。いずれも、強大な政治権力のままではなく、生活者としての感覚・感性を育むことをその中心的価値に据えたものであった。また、朝鮮半島の人々に初めて西洋の絵画やキリスト教美術を取り上げた展覧会を企画したり、日本の木喰仏の写真展（日本の芸術が紹介された初めての展覧会）を企画したのも、柳宗悦である。文化的体験を共有する朋友であることを互いに理解しあう、その場としての文化イベントや活動に価値を見出していた。

さらに、柳の妻でありアルトの音楽歌手であった兼子のことには触れないわけにはいかない。兼子は多くの場合宗悦と一緒に朝鮮半島に渡り、彼の文化活動を支え、自らも活動をしていた。というより、むしろ兼子が開く音楽会のほうに人が集まり、その収益で宗悦の朝鮮半島での活動が支えられていたといってもよいほど、兼子は重要な役割を果たしていた。柳宗悦と兼子の連名で発表された『「音楽会」趣意書』への反響も大きかったと思われる。そこには、「この世に真の平和や友情を内側から持ち来すものは宗教や芸術の道だと信じています。どうかしてかかる道を通じて互いの愛情を呼び覚ましたいと思うのです。・・・吾々は朝鮮の人びとが芸術的感性に優れていることをその歴史によって知っています。吾々は隣邦の人びとに対する兼々の信頼と情愛とのしるしに、今度渡鮮して音楽会を開き、その会を朝鮮の人びとに捧げるつもりです」という文言がある。兼子の音楽会はいつも「自由」を隠しテーマとしたプログラムであったという。たとえば、ウェーバーの「魔弾の射手」のARIA、ビゼーのカルメン「ハバネラ」のARIAなどがあったが、いずれも人間の権利としての自由への頌歌であり、束縛を拒む情感溢れる体験がそこには満ちていた。同志社女学校で教鞭をとっていた兼子は、同志社合唱団を率いて朝鮮公演も成功させているが、兼子の真摯な人柄が、同志社の学生と朝鮮人たちとの草の根交流や芸術教育を通じた人間教育を培ったといえるだろう。

柳宗悦と兼子の朝鮮旅行はいつも、音楽会・講演会・展覧会などの文化的体験のイベント企画の連続だった。柳宗悦は、危機の時代にこそ文化芸術の役割を高く認めていたことがわかる。柳はトルストイやガンディー

に思想的影響を受け、非暴力は無抵抗ではないと考えている。文化領域において新しい価値を打ち立て、結果的に政治的な異議申し立てを草の根に育てていくこと、あるいは文化的な実力を養成し地位をゆっくりと確実に向上させていこうとすること。柳宗悦と兼子の文化活動は、長い時間はかかるかもしれないが、決して簡単には剥奪されることのない意識が育つよう、普通の人々の間に種をまく活動だったといってもよいだろう。

思想の定着とは、多層的な文化実践をとめないながら進んでいくのであり、その際に不可欠な社会関係資本のあり方についての、重要な事例を明らかにできたことを報告します。

### カルチュラル・スタディーズとメディア研究の インターフェイスとしての映画批評論

Cinema Criticism as an Interface of Cultural Studies  
and Media Studies

鈴木 健

SUZUKI Takeshi

本年度の研究実施に関して、コロナ禍による多くの変更点を余儀なくされた。(1) 2020年度秋学期に予定していたジョン・D・ローズ博士（英国ケンブリッジ大学）による資料提供と講演会は、2021年度へ延期となった。(2) 英国ケンブリッジ大学で2020年7月25日に開催された国際学会 Narratives of Temporality: Continuities, Discontinuities, Ruptures はオンライン開催になってしまったが、論文“A Cultural Studies Analysis of *Shoplifters*: Is it a Japanese Dickensian tale or a Survivalist Movie?”を発表することができた。(3) 予定していた図書及びタブレット端末は購入できた。(4) 最終目標である『映画批評入門』に関して、以下の前半部分を執筆することができた。A. 「なぜ映画批評をするのか」：かつて映画は、単なる娯楽と見なされていただけでなく、時に、「階級、ジェンダー、人種の伝統的な概念に対する脅威」(Furstenau, 2010, p.3) と見なされることさえあった。しかし、80年代以降のカルチュラル・スタディーズの隆盛の影響もあり、もはや伝統的な文化や社会概念を批判的に読み解く必要性に異議を唱える者は少ないであろう（例えば、Storey, 2018; 上野 & 毛利, 2000 を参照）。近年のメディ



ア研究熱の高まりによって、映画批評を学ぶ重要性はますます高まってきている。「批評とは、作品あるいは製作者の表面的意味と意図の特徴を超えた発見と解釈をおこなう試みである」(Prince, 2010, p. 387) ために、我々には映画批評を学ぶさまざまな理由がある。たとえば、映画批評を通じて、過去や現代社会における生産と再生産諸手段、実践やイデオロギー的価値観の促進を分析したり、どのように物語が我々の人種、階級、ジェンダーの理解に関わり、社会構造に影響を与えているかを分析したりできるのである。1929年に始まった世界大恐慌を見たチャールズ・チャップリンが制作し1936年に公開した『モダン・タイムス』は資本主義批判の物語として読み解くことができるし、1930年代のヒトラー率いるナチス勃興に危機を感じたチャップリンが1940年に公開した『独裁者』はファシズム批判の物語として読み解くことができる。結果として、映画批評は現代文化やメディア・コミュニケーションを学ぼうとする人々にとって魅力的な学問分野となる。すでに述べたように、映画が提供してくれるのは、「現実にそうでない自分」ではなく、「まだそうでないが、なれるかもしれない自分」を見つけられる空間である。映画を単なるエンターテインメントと考えていれば安全だが、同時に、映画が我々を励まし勇気を与えてくれるという意味においては挑発的でもある。フィクションは、現実から区別された世界を伝えてくれる。それを現実逃避と否定的にとらえるのではなく、それによって人生はドラマタイズされ、固定観念の外部にある「現実に取って代わる世界」を作り出すことができると肯定的にとらえるべきなのである。映画批評を学ぶことで、我々はそうした視点がどのように構築されていくかを知ることができるのである。映画批評の方法論は、主なものだけでも、構造主義、記号論、社会批評、精神分析、神話分析、ジャンル分析、物語論、イデオロギー分析、ジェンダー批評などがあり、百花繚乱の様相を呈している。こうした方法論は、映画という複雑に編まれたテクストを読み解くことで、我々に自分自身と社会に対する理解を深めたり、変革の契機を与えたりしてくれるはずである。B.「映画批評の方法論」：バイウォーターとソブチャック (Bywater & Sobchack, 1989) は、映画批評に関連して、「批評とは、秩序立てる行為であり、関係性を整理する行為であり、さらに映画体験を意味深く、感情的に、感じると共に理解させるようなパターンを明らかにし、観察する行為」(p. xii) と定義している。批評家には、映画を観たり吟味したりする経験において、そこに存在する意味の可能性を増加させるため、主題として扱われている事象に

対して責任を持って取り組むことが求められる。つまり、ある映画の中に、何が超越的に象徴されているか、どのような実践が示されているか、どのようなイデオロギーが隠されているか、どのような社会集団や説得構造のスタイルに関わる物語が示されているかといった問題が考察しなくてはならないのである。映画批評は、賛成論と反対論を比較検討することで「何が最善の行動なのか」、正義を考察することで「どのような行動がなされるべきなのか」、あるいは、誰が賞賛され、誰が非難されるべきなのか、何が公的な善であり、何が悪であるかといったさまざまな問題を考える機会を我々に与えてくれる。そのために、映画批評家は、以下の手順を踏むことになる。第1段階：批評するテキストの選択、第2段階：批判的方法論の適応、第3段階：歴史的、文化的、社会的文脈における重要性の解釈。

#### 参考文献

- Bywater, Tim, & Sobchack, Thomas (1989). *Introduction to Film Criticism: Major Critical Approaches to Narrative Film*. New York/London; Longman.
- (Ed.) Furstenau, M. (2010). *The Film Theory Reader: Debates and Arguments*. London and New York: Routledge.
- ジアネッティ、ルイス。(2003)。「映画技法のリテラシー I - 映像の法則」。フィルムアート社。
- (編) 村山匡一郎。(2003)。「映画史を学ぶクリティカル・ワークス」。フィルムアート社。

### 日本の野球組織における NPO 法人の位置づけと課題 —北海道野球協議会の事例を中心に—

The Role and Tasks of Non-Profit Organizations in the Japanese Baseball System: Focusing on the Case of the Hokkaido Baseball Association

川口 啓太

KAWAGUCHI Keita

本研究の目的は、NPO 法人北海道野球協議会（以下「協議会」）を取り上げ、企業、自治体、地域との関係性を整理し、野球組織と地域社会における NPO 法人の役割を明らかにすることである。本年度は、①協議会の設立と経緯、②協議会の財務状況、③協議会と株

株式会社北海道日本ハムファイターズ（以下「日ハム」）との関係、④協議会の地域課題への取り組みの4点を中心に検討した。そのために、設立当初から中心の人物として協議会にかかわってきた柳俊之氏（協議会理事長）、日ハムから協議会に出向している牧谷宇佐美氏（日ハム・プロアマ連携担当）、協議会と日ハムの関係に詳しい遠藤良平氏（日ハム GM 補佐）へのインタビュー調査及び協議会の議事録・決算書などの分析をおこなった。

### 1. 北海道野球協議会の設立と経緯

協議会は、アテネ五輪・野球予選（アジア野球選手権大会）の札幌開催を機に、道内の野球組織をひとつにまとめるという目的から2000年に発足し、その後2003年にはNPO法人を取得している。そもそも日本の野球組織は国内外の他のスポーツ組織と比べて複雑である。日本に広く普及したはじめてのスポーツ種目であったという歴史に起因するが、例えばボーイズリーグ、シニアリーグ、軟式野球連盟、高校野球連盟、大学野球連盟、日本野球連盟（社会人）、日本プロ野球機構などの自立的な組織が乱立し、それらを統括する組織が存在していない。そのため協議会は、道内の各野球組織をまとめることを目的に設立されたわけである。記録に残る最初の設立会議報告書には、各連盟の代表者など8名の名前が記され、その目的のひとつに、「地域に根差し、子供たちが夢を抱ける総合的な野球を目指す」ことが掲げられている。

### 2. 北海道野球協議会の財務状況

資料が残っている2003年から2019年までの収支決算書によると、2003年と2004年は2,000,000円規模の収支となっているが、これは2003年にアジア野球選手権大会が札幌で開催されたためであり、2005年以降は1,000,000円規模の収支で推移している。主な収入源は会費収入と事業収入である。会費は道内の18団体、95,000人超の会員から納入されたもので、合計1,480,000円（2019年度。以下同）となっている。事業収入は指導者講習会やセミナーなどの参加費の他、企業である日ハムからの480,000円の試合日程告知料、自治体である札幌市からは屋内練習場の管理費として2,400,000円の助成がある。後者は日ハムが使用している練習場を地域に開放するための施策でもある。日本のNPO法人には、自治体からの助成金に依存する傾向が見られるのに対して、協議会は多くの野球組織を会員に持ち、企業であるプロ球団と連携することによって、自立的な運営が可能になっていると言える。

### 3. 北海道野球協議会と北海道日本ハムファイターズの関係性

日ハムが北海道に移転したのは2004年である。都市部での経営が常識化していた日本のプロ野球ビジネスのなかで、日ハムは地方経営の先駆けとなった。この北海道への移転を機に、日ハムは新しい企業アイデンティティとして「地域密着（SC：スポーツコミュニティ）」を掲げる。その地域密着を進めるうえで障壁のひとつとなったのが、日本の野球組織に特有のプロアマ問題であった。日本では、金銭が絡むかたちでのアマチュア選手の引き抜きが横行した歴史的経緯から、プロとアマの交流は野球憲章によって厳しく制限されている。北海道にプロ球団が移転することで、道内の各アマチュア野球組織からはプロ野球選手による指導への介入などを懸念する声があがり、逆に日ハムの側にも地域課題の把握や、アマチュア組織との連携という課題があった。そこで日ハムは社員を協議会に出向させ、その連携をはかってきたのである。現在では、両者の連携のもとで、道内野球組織の課題の共有や野球人口の拡大のための多様な取り組みが実現されている。

### 4. 北海道野球協議会の地域課題への取り組み

協議会は日ハムと連携しながら、例えば野球教室を開催したり、野球選手の肘検診活動をおこなうなど、多様な地域貢献活動に取り組んでいる。なかでも興味深いのが、インクルージョンボールと呼ばれる活動である。各チームから回収した使用不可能なボールを障がい者就労支援施設で修理し、再利用する取り組みである。この活動には道内の86の野球チームが参加している。日ハムが地域貢献活動のために設立した基金から活動資金が提供され（インクルージョンボール745,170円、肘検診500,000円）、就労支援を目的としているNPO法人札幌チャレンジドがこの活動をサポートしている。その他にも3つの企業からの支援を受けているが、それらの企業は、以前から日ハムと関係を持っていた全国区の企業である。つまり、日ハムというプロ球団の協力によって複数の企業からのスポンサーを受けることが可能になっているのである。こうしたNPO法人、企業、自治体、地域など多様なセクターがかかわっている地域課題への取り組みを焦点化し分析することが、来年度の研究課題となる。



## 南方漢語方言の疑問詞を対象とした 言語類型論研究

Linguistic typology research on interrogative pronouns  
in Southern Chinese dialects.

野田 寛達

NODA Hiromichi

今年度は2つの点に注力して研究を行なった。まず、1つ目は従来の普通話（中国の標準語）の研究成果を総合し、疑問詞（いわゆる5W 1H）に関してその機能を分析及び再定義することである。従来の中国語の研究では、疑問詞の機能は疑問機能と非疑問機能に大別されるが、従来の研究は非疑問機能に集中したものとなっており、疑問機能を軽視するさらいがある。それは、「疑問機能は単純で、非疑問機能は複雑である」という固定観念が言語研究者から言語教育者に至るまで蔓延しているからに他ならない。確かに、日本語で考えてみても、「誰」＝人、「何」＝モノ、「なぜ」＝原因、「どう（やって）」＝方式、「いつ」＝時間など、単純な説明で事足りるかのようになってしまう。一方、非疑問用法はというと、表す意味が抽象的であること、例えば日本語では「～でも」（誰でも、どこでも、いつでも）で例外がないことを表すという疑問用法に比べて抽象的な意味を表し、さらに「～でも」＋肯定形、「～にも」＋否定形という文法的にも使用制限があったりと、外国人学習者にとっても習得にある程度の困難がある用法が多々存在する。この点は中国語でも似た現象があり、従来の研究で“疑問詞＋都”＋肯定・否定、“疑問詞＋也”＋否定という傾向が存在することが知られている。このように非疑問用法は疑問用法に比べて説明すべき現象が多く存在し、研究者の興味関心を引きやすいと言える。だが、一方で研究成果のボリュームでは非疑問用法に大きく及ばないものの、先行研究によって疑問用法に関して複雑な現象が存在することも指摘されている。例えば、“怎么”は日本語の「どうして」のように、方式（どうしてこれを

起こすのか?）、原因（どうしてこれを起こすのか?）の2つの意味を持つが、どのような状況下で、方式と原因になるかという点において文法的に複雑な条件が存在することが知られている。また、同じく原因を尋ねる疑問詞として“为什么”があるが、同じく「原因」の疑問詞にどのような意味的な違いがあるかということも研究が重ねられてきた。本研究の目的は、南方の漢語方言から疑問詞の特徴の一端を明らかにすることにあるが、ベースとなる枠組みは普通話の基本となる。そのため、従来の研究を整理、再検討し、必要に応じてそれぞれの疑問詞の機能を再定義することが必要となる。今年度はまずはその点に注力し、各疑問詞の機能に再検討を行なうことに着手し、継続中である。

2つ目の点として、方言資料を活用して多くの方言の機能の整理に着手した。今回行っている方言資料の整理により、方言資料を用いて類型論研究を行う際の問題の所在をより明確に突き止めることができた。1つ目は、従来の方言調査はいわゆる横型（→）であり、類型論研究は縦型（▽）であることの違いが原因であると言える。図式化すると以下の図ようになる。

従来の方言調査は1つの言語に対して、音声、語彙、文法など言語を構成するすべての要素に対して調査を行うため、いわば「広く浅く」が基本である。一方、類型論研究は例えば文法の中でも疑問詞だけのよう項目を狭く設定し多くの方言を調査するため、「狭く深く」が基本であると言える。これは研究目的に応じた調査手法の違いであり、どちらかに優劣があるというわけではなく、どちらにもメリットとデメリットが存在する。前者は1つの方言の全貌を大まか掴むのには適しているが、調査項目が膨大なため、1つの調査項目に対する情報量は限られてしまう。それに対し、類型論は多くの方言に関して1つの項目の詳細な情報を得ることはできるが、その反面、1言語に関する情報量は調査項目に関するもののみになってしまう。両者に一長一短があり、両者は相互補完の役割を果たす位置付けにあると言える。横型の目的で作られた資料を縦型の研究に用いようとするために、記述内容の不足などの弊害が出現したと考えられる。そして、もう1点の問題として、今回文献調査を進めるにつれて、事前に予想したよりも方言資料同士の内容にばらつきが

	音声			語彙			文法		
	声調	母音	子音	親族	食物	etc	名詞	疑問詞	etc
上海語	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	▽	→→→→
広州語	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	▽	→→→→
etc	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	→→→→	▽	→→→→

大きいことがわかってきた。これに関する主な原因としては、普通話の疑問詞の機能に対して総合的な共通認識ができていないため、それをベースにした調査にも少なからず差異が見られることになるという結論に至った。そのため、これを解決するべく上述のように現在、普通話の機能の整理と再定義と方言資料の整理を同時進行で行い、類型論調査に最適な調査の枠組みの作成を行なっている。現在までの成果は第15回漢語方言研究会（3月26日（金）Zoom開催）にて「漢語方言を対象とした言語類型論に関する持続可能な研究モデル－疑問詞を例に－」というタイトルで、発表を行なった。

### シャルル・ルヌヴィエとヘルマン・コーエン —新批判主義の交錯と分岐

Charles Renouvier et Hermann Cohen. Les deux voies du néo-criticisme

合田 正人

GODA Masato

本研究開始直前、報告者はフランスのモンペリエを訪れ、モンペリエ第3大学図書館に設置されたシャルル・ルヌヴィエ文庫にて文献調査を行った。本年度は、この調査を更に夏季休暇中に継続すると共に、チューリッヒのヘルマン・コーエン文書館をも訪問する予定であったが、これらの計画はすべて、新型ウィルスCovid-19の感染拡大によって中止となった。それに代えて、本年度遂行した研究とその成果は以下の通りである。

1) 「「死せる哲学者」ルヌヴィエのラビリントス——ルヌヴィエとジャンケレヴィッチ再考へ」の執筆ならびに発表。2020年4月からは早速、この論文を完成させることが課題となった。これは2019年秋の日仏哲学会での発表を基にした論文で、標題からも分かるように、フランスの哲学者ジャンケレヴィッチ（1903-1985）がルヌヴィエをどのように読み、ルヌヴィエの何を摂取したかを考察したもので、報告者は2004年に出版した単行本『ジャンケレヴィッチ』ではいまだ気づいていなかった幾つのプロブレマチックを今回指摘することができたと考えている。一つはintermittence（間歇性）というルヌヴィエのキーコンセプトが、道徳哲学をめぐるジャンケレヴィッチの考察でも重要な役割

を果たしているということ。第二に、ルヌヴィエ的不連続性をベルクソンの連続性に対置するジャンケレヴィッチの手法は多分に意識的に選び取られたものであったということ。そして第三に、例えば反ユダヤ主義をカニバリズム（食人）に譬えるジャンケレヴィッチの発想源の一つが、ルヌヴィエの共和国論にあったということ。ジャンケレヴィッチへのルヌヴィエの作用をめぐるこの研究は今始まったばかりと言ってもよく、今後、ジャンケレヴィッチを改めて読み直す作業と共に継続していきたい。同論文は日仏哲学会機関誌『フランス哲学・思想』研究第25号（2020年6月刊行）に掲載された。

2) 第二は、人文研叢書として2021年2月に出版された『何処から何処へ』に寄せた拙論「生・存在・リズム——ベルクソンとハイデガー——」の続編として、2021年3月19日に、「美と徳の流氷——「ベルクソンとリズム」拾遺」なる論考を執筆すると共に、2021年3月19日に、日仏哲学会プレ企画「『意識に直接与えられたものについての試論』の思想的ポテンシャル」で口頭発表したことである。多くの論者が、ベルクソンには「リズム」をめぐる十全な考察がないと主張する背景には、ガストン・バシュラールが述べているように、ベルクソンの連続が不連続あるいは空隙を欠いているとの見知が控えていて、それゆえ、リズムという観点からベルクソンを論じることは、それ自体ですでにルヌヴィエを考慮に入れるということであって、報告者は上記共著に寄せた拙論のなかでこの点を指摘したのだが、今回は、ベルクソンが初期のルクレティウス論や「礼節」論でもリズムに言及していたという事実を新たに付加し、特にルクレティウス論に注目しながら、デモクリトス、アリストテレスなど古代の思想家たちの「リュトモス」論、更にはアウグスティヌスの音楽論とベルクソンのリズム論との連関を示した。

3) 報告者は今年度、レヴィナスやジャンケレヴィッチを読み直す過程で、現代正義論の諸相を検討することとなり、そのなかで、ジョン・ロールズに対するアマルティア・センの反論、ロールズとセン以降の倫理学者たちの考えの一端を知ることとなった。なかでも興味深かったのは、オーストラリア生まれの哲学者ピーター・シンガーの「実効的愛他主義」(effective altruism)であった。まったく見知らぬベンガルの飢えた子供たちへの「寄付」を豊かな国の住人たちの「義務」とみなすシンガーの考えを検討する過程で、報告者は、「遠き者にも近き者にも、平和あれ平安あれ」という『イザヤ書』の言葉が現代倫理学の中心に位置しており、倫理(学)と「距離」との連関が倫理的探

求のほとんど至る所で最重要な問題と化しているということに気づいた。ニーチェが「隣人愛」ではなく「遠人愛」を語ったのもそのためであるが、思えば、ヘルマン・コーエンが「レーア」というヘブライ語に考察を加えて、大抵は「近さ」を含意した語に訳される「レーア」がむしろ異邦人、異教徒、同胞ならざる者を指していることを指摘しようとしたのも、それとほぼ同時期のことであった。また、「共にある人間」(Mitmensch)と「傍にいる人間」(Nebemensch)を区別して両者を真の他者とみなすコーエンの立場も、ニーチェのみならず、おそらくはニーチェを強く意識していたシンガーの見解と無関係では決していない。報告者はこのような内容の論考を書き上げ、2021年3月28日の京都ユダヤ思想学会研究集会で口頭発表する予定である。

以上が、2020年度の本課題研究の実施報告となるが、ルヌヴィエを大きく取り上げたジャン・ヴァールの『英米の多元論的哲学』の邦訳も順調に進んでいること、この点も付言しておきたい。

### 文学テキストをより効果的に読むために —マルチモーダルのアプローチの効用

'Reading' Literature Visually : A multimodal approach to students' visualisations of literary narrative

大山 るみこ

OYAMA Rumiko

英語で書かれた文学テキストを読むためには一般的に高い英語力・読解力が要求される。一般的に文学テキストは「特別なもの・難しいもの」として捉えられることも多く、英語で文学作品を読むことに対する抵抗感(英語・英文学を専攻する学生間でも)依然として大きい。本研究の目的は大学生の英語文学の理解度を上げ、英語文学を読むことの楽しさ、達成感を向上させる英文学教授法にかかる方法論を探ることである。絵本や一部の小説を除いては、文学テキストは文字のみで構成されるモノ・モーダルなテキストであるが、これらに図像・映像・音像などを介在させるマルチ・モーダルなアプローチにより、創造的かつ主体性を持った解釈が可能になるという見通しを立てた。「読み」のプロセスにおいて教師から学生への一方的な評価だけでなく、学生間のピア・フィードバックの効果的な導入により「読み」の体験をより相互作用的に実

現できると考える。1) 文化的・社会的背景の理解、2) 英文テキスト解釈のための英語力、3) 主体的かつ創造的な「読み」の実践の3側面について、それぞれの最適手法を比較検討した上で、それらを組み合わせることで、大学生の理解度がいかに高まるかを検証し、英語文学テキストの教育的効果を飛躍的に高めるための学際的教育モデルを構築していくことを目指す。

文字で書かれた文学テキストを感想文や論文などの文字媒体を通じて単線的にフィードバックさせるのではなく、テキストの言語的特質(文法・文体)について分析考察を進めると同時に、物語を図やイラストを通じて解釈させることで、「読み」そのものに独創性が出て、最終的な教育成果(レポートや論文)にも貢献できるのではないかと仮説を立てた。換言すれば、英語文学テキストの「読み」のプロセスを複線化(マルチモーダル化)することで、各々の読み手の潜在能力を引き出し、創造的な意味構築(meaning making)プロセスとして認識されることが期待される。2020年度は特に上記2)と3)に関連した資料及びデータ収集を行った。

2)に関連して、英語で書かれた文学テキストを学部レベルの授業で効果的に導入をするにはいくつかの課題がある。作品の翻訳を活用しても、作品の文化・社会的背景が読み手である学生から隔っている場合、本質的な理解・解釈ができない場合も多い。英語文学教育における伝統的教授及び研究手法(訳読方式・作家作品研究など)の重要性は変わらないが、英語から日本語への訳読作業や訳読の補助としての翻訳を有効に活用するために(特に英語に苦手意識のある学生の場合)どのような点に留意すべきであるかを検討しながらデータ分析考察を行った。

3)については受容理論を出発点とし、文学テキストの「読み」の分析考察のための既存理論や先行研究の確認・整理を行った。その上でマルチモーダル分析理論(Social Semiotics)、認知詩学(Cognitive Poetics)の理論フレームワークを援用してデータ分析を行うことにした。今年度はまずいくつかの短編小説を取り上げ、解釈の過程で個々の学生がその「ハイライト」部分をイラスト化させ、それについて作品の解釈との相関性や意義について分析・考察を進めた。その結果、作品を普通に読んだ時と比べると Saliency (Figure)として認めた部分や着眼点に違いが見られた。いくつかのケースではストーリーのヴィジュアル化を通じて、別の角度からの「読み」が要求された結果、文章を線状的に読んだ時には表出しなかった解釈が可能となったことが明らかになった。



今回扱ったイシグロ・カズオの小説など日本が舞台として設定された小説を英語で読むときの落とし穴として、三次元的空間認識がある。日本事象が英語に翻訳されるときの問題点や課題についての専門知見を得るために翻訳家竹森ジニー氏によるセミナーを実施、多角的な意見交換を行うことができた。翻訳という文字から文字へのシングル・モード変換に潜む「マルチモーダルの論考」については2021年度にロンドン大学UCL Visual and Multimodal Forumにて講演予定である。

この他、2020年度の研究成果の一部を2020年9月にベルゲン大学・ロンドン大学の共同研究プロジェクト(英語教育と「テキスト」研究)研究報告会(オンライン)にて発表した。本研究の成果をまとめたものとして、論集出版(*Multimodality and English: Affordances of multimodal texts in the teaching and learning of English as an additional language*, Routledge)への論文掲載“Reading Literature Through Drawing: A multimodal pedagogic model for the EAL classroom”が決定している。

2021年度の課題としては、文学テキスト従来型の訳読中心モデルのみを適用した場合とマルチ・モーダルモデルの「読み」の比較検証を継続する。計量的評価として<理解度の確認><面白さ・興味深さ>の確認をするが、各々のモデルタスク開始時と終了時に5段階評価をさせる。質的測定の方法としては、作品についてのレポート・論文を採用、評価ポイントとしては個々の学生がテキストを単調に読むのではなく自分なりの主題を見つけて読むことができたかどうか、主題に沿って一貫性のあるものが書けたかどうかをチェックする。評価についても教員から学生に対する評価に加え、学生相互間のピア・フィードバックを通じてテキストの読みをより複眼的にすることをめざす。これらのタスクから得られた結果や分析結果をもとに提案マルチモーダルモデルを修正・変更、さらなる実践に対応できるように方法論をひき続き考案していく。

## 災害文化の形成に関する比較文化研究

A Comparative Study on the Formation of Disaster Cultures

井関 睦美

IZEKI Mutsumi

災害文化とは自然災害の被災経験に基づいて形成される新たな文化を意味する。本研究は、大規模な自然災害の被災経験により被災地域および関連地域において新たに形成される災害文化に焦点を当て、そこで観察される生活環境の再整備、防災や減災の認識、記念碑や記念行事、語りといった伝承行為など、人間社会に特有の経験共有や歴史創造について分析・考察していくものである。研究方法としては、まずは日本において、災害文化が構築されつつある近年の大規模災害の複数の被災地における被災経験の活用の実態を調査し、文化的・社会的相違点及び共通点を分析する。具体的には2018年より調査を開始した東日本大震災の被災地(おもに三陸地方)を中心に、その前後に発災した雲仙普賢岳の噴火、阪神淡路大震災、新潟県中越地震、熊本地震などの被災地を比較対象とする。さらに東日本大震災の津波被害やダークツーリズムとの比較事例としてしばしば引き合いに出される、スマトラ島沖地震の被災地(タイ・パンガー県、インドネシア・アチェ州)の事例研究も有用であると考えている。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、国外はもとより国内の研究出張すらも結局実施することはできなかった。被災地の多くは高齢化の進んだ過疎地域であるため、東京から赴きインタビューなどで現地の方々に接触することは、先方に迷惑をかける可能性があった。そこで、これまでの現地調査で収集した資料・データや、研究費で購入した関連書籍およびインターネットで収集した政府機関や地方自治体が公開している資料を活用して、東日本大震災の被災地である岩手県宮古市田老町と宮城県牡鹿郡女川町の事例分析を進め論考をまとめた。

田老町は、歴史的に津波対策に尽力してきた町として知られている。明治29年(1896年)と昭和8年(1933年)の津波では、のちに「津波太郎(田老)」という異名が定着するほど壊滅的な被害を受けた。しかし昭和三陸地震津波による被災後は、市街地の区画整理と防潮堤の整備に取り組み、「田老万里の長城」とも呼ばれ

る X 字の形状をした大防潮堤を完成させた。さらに防災行政無線の設置、津波避難路の整備および津波体験の伝承など、物理的な環境整備だけではなく防災教育にも取り組み、「防災の町」であることをアピールしてきた。しかし東日本大震災の大津波の前では、これらの長年の取り組みも盤石の備えとはならず、巨大防潮堤も一部破壊されてしまった。一見失敗とも思える防災対策であったが、現在までの復興の過程で、町は防潮堤を復旧し、地産地消の太陽光発電事業を取り入れ、国に指定された最初の震災遺構として「たろう観光ホテル」を保存し防災教育プログラムに取り入れ、「防災の町」の復活に力を入れている。東日本大震災の他の被災地には、災害危険区域を商業施設や公共エリアとして整備している例もある。とくに震災遺構の周辺地区は、慰霊や鎮魂の要素を含む復興祈念公園やメモリアルパークが設置される例が多い。しかし田老町ではこのような情緒的な要素は顕在化されていない。物理的な津波対策への取り組み、再生可能エネルギー事業への参入による地域防災と地域産業の安定化、町内の住民および町外からの訪問者に対する防災教育に特化していることが、田老町の復興の特徴である。

一方で女川町は、生活の基盤地であった平地部を津波によりほとんど失った。その復興事業は新都市建設そのものであり、中心地区のかさ上げや高台移転を含む大規模な町の新造が特徴である。新中心市街区は、2018 年度の国土交通省の都市景観大賞および 2019 年度の土木学会デザイン賞・最優秀賞を受賞するほどその機能、デザイン、コンセプトが高く評価されている。しかし震災後の人口減少と地場産業の弱体化は、町の復興において大きな課題であり続けている。新中心市街区に残された被災の記憶とも言える震災遺構「旧女川交番」は、震災直後から専門家や研究者によってその学術的価値が認識され報道されてきた。地元住民が被災経験の一部として内面化する前に、外からその価値が一方的に定められてしまったように見える。町民アンケートにおいても、5 割が解体を望み、保存を希望したのは 2 割に過ぎなかった。その背景には、他の自治体の震災遺構に見られるように、地元住民が被災物を震災の記憶の中でシンボル化していく過程が欠如していたことが考えられる。今後震災遺構が新中心市街地と一体化して新しい町の景観となることで、被災経験や防災意識を体現する物語性に乏しいこの震災遺構にも、新たな価値が見出されていく可能性はあるだろう。

このように 2 つの自治体を見ただけでも、復興の方向性や被災物に付与される価値が異なることが分かる。

田老町は町が一体となり、東日本大震災ですら津波災害史の一つとして活用している。一方で女川町は早期に物理的な復興を遂げてはいるが、町民が心理的に被災の記憶と復興を共有するにはまだ時間がかかる印象を受ける。今後の調査でさらに他の被災自治体の事例と比較することで、災害文化形成のバリエーションを明らかにするとともに、震災遺構に象徴される被災の記憶の共有行為という共通点についても理論的に考察していく。

## アフリカ解放の文化思想： 『プレザンス・アフリケーヌ』の人類学的研究

*Présence Africaine et libération africaine*

佐久間 寛

SAKUMA Yutaka

本研究の目的は、第二次大戦後に公開され、現在までつづく黒人文化総合誌『プレザンス・アフリケーヌ *Présence Africaine*』を体系的に読解・分析する作業を通じて、アフリカ地域の脱植民地化の原動力となった 1950 年代の文化・思想運動を再評価するとともに、これを手がかりとして、グローバル化がかつてなく進展した冷戦崩壊後の現代における、新たな政治と文化の関係を構想することである。

「プレザンス・アフリケーヌ」というフランス語は、そもそも「アフリカの現前」を意味する。この名を冠して 1947 年に公開された雑誌は、マルティニック出身の詩人・政治家エメ・セゼールやセネガル出身の詩人・政治家レオポール・セダール・サンゴール（本学名誉教授）をはじめとした黒人知識人の活躍の舞台であったばかりでなく、アンドレ・ジッドやジャン＝ポール・サルトルといった白人知識人も発刊に関わるものだった。また掲載内容は、小説や詩をはじめとする文学作品から、人文科学（思想、宗教学、歴史学、人類学など）や社会科学（経済学、政治学、法学）の高度に学術的な論文まで多岐にわたる。バンドン会議の翌年（1956 年）には、南北アメリカ、カリブ、アフリカから黒人知識人を招いて第 1 回黒人作家・芸術家会議を主導し、1960 年に実現するアフリカ諸国の独立を大きく後押しした。

本研究では、『プレザンス・アフリケーヌ』の学際性・複数言語性・多元性を、マルセル・モースの言葉でい

う「全体的社会事実」と捉えなおし、文化人類学の方法論を活用しながら多角的な研究を行う。研究成果の発信にも力を入れ、『プレザンス・アフリケーヌ』で展開された文化解放の思想を継承するコートディヴォワール出身の女性作家ヴェロニク・タジヨ氏を日本に招聘してシンポジウムを開催するとともに、これまでの研究を通じて特定してきた『プレザンス・アフリケーヌ』掲載の重要テキストの翻訳・編集を進め、国内出版社から商業出版する。

冷戦崩壊後の世界では、経済のグローバル化にともなう文化の画一化が世界規模で進展する一方で、これに抗するかたちで立ち現れた各地の文化運動がナショナリズムや排外主義へと危うい転回を遂げている。こうした21世紀転換期の現実を批判的に再考する上で、同化主義と独立主義の間で政治と文化のあるべき関係を問い続けた『プレザンス・アフリケーヌ』の思考は貴重な手がかりとなる。本研究の成果がシンポジウムと成果論集を通じて広く発信されたあかつきには、アフリカ・カリブ研究のみならず、文化研究全般に少なからぬインパクトを及ぼすことが予想される。

本研究初年度にあたる2020年度は、新型コロナ禍の影響のため当初の計画を大幅に見送らざるをえなかった。まず、タジヨ氏の日本招聘は本人の了解のもと2021年度以降に延期することとした。つぎに、フランスやセネガルなどで実施を予定していた資料収集についてはこれを断念し、国内からアクセス可能な資料の収集と、収集済み資料の読解・分析へと研究手法を変更した。

具体的には第一に、以前より出版計画を進めていた雑誌『プレザンス・アフリケーヌ』所収論文の著者別インデックスの内容をいまいちど徹底的に精査・修正をほどこしたうえで、出版元であるプレザンス・アフリケーヌ社に入稿した。同インデックスにはプレザンス・アフリケーヌ社と関連の深いマルク＝ヴァンサン・オウレット氏の序文を追記した上で、来年度出版される予定である。

第二に、2017年に都内で開催された国際シンポジウム『『プレザンス・アフリケーヌ』研究：超域的黒人文化運動の歴史、記憶、現在』の記録集公刊に向けた編集作業を進めた。同シンポジウムの報告の一部は『プレザンス・アフリケーヌ』誌198号（2020年）の特集を通じてすでに公にされているが、本記録集は全報告と代表者挨拶や質疑応答なども網羅している点において完全版としての内容を持つ。共編者のロモ・ミヤジオム・アジェ・セレストン准教授（ストラスブール大学）とともに校正・仏訳作業をすすめたうえで、あらたに

序文を書き下ろした。同書もまた来年度初頭に公刊予定である。

第三に、プレザンス・アフリケーヌを主題とした日本語論集『アフリカ解放の思想：『プレザンス・アフリケーヌ』1947-1960』の商業出版に向けた準備を進めた。同論集には、『プレザンス・アフリケーヌ』に所収された同雑誌を代表する論文を邦訳し、各論文の解題、コラム、全体の序文と結語、資料集（年表および名鑑）を付す方針を定め、各訳者・執筆者を選定した。編者はわたしと中村隆之（早稲田大学）が担うこととした。訳稿は2021年3月13日、14日に東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所で開催した共同研究会にて全訳者がもちより、内容を検討した。

第四に、第三の点とも関わる作業であるが、『プレザンス・アフリケーヌ』誌に所収された論文の翻訳を進めた。とりわけ同誌第1期14号（1953年）に所収されたマジョムート・ジョップの論文「唯一の解決策：全面的独立」にかんしては、2020年9月5日に東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所で開催した共同研究会にて、試訳に基づき同論文がもつ今日的意義について口頭発表した。

以上の通り本年度は、これまでの成果のとりまとめと収集済み資料の分析作業を積極的に進めた。来年度はこれらの成果を公刊するとともに、今年度は見合わせた国際イベントの実現を目指す予定である。



## 4. 個人研究第2種実施報告

### 道徳的規範性：R. M. ヘアーの選好功利主義 と B. ウィリアムズの内在主義

Moral Normativity: The Preference Utilitarianism of  
R. M. Hare and the Internalism of B. Williams

柴崎 文一

SHIBASAKI Fumikazu

本研究は、R. M. ヘアー (Richard Mervyn Hare) の倫理学における基本的な論点と問題点を再確認するとともに、B. ウィリアムズ (Bernard Arthur Owen Williams) や J. H. マクダウェル (John Henry McDowell) らによる「行為の理由」をめぐる議論を検証することによって、ヘアー以降の現代倫理学における根本課題と、その解決に向けた方向性を探ろうとするものである。

ヘアー以降の現代・英米系倫理学は、J. ローレルズ (John Bordley Rawls) の正義論や、T. M. スキャンロン (Thomas Michael Scanlon) の契約論を巻き込みながら、道徳的行為の理由 reasons が持つ性質と、その究極的な根拠 grounds の探究に向かっている。こうした議論の発端は、ウィリアムズの論文「内的理由と外的理由」Internal and External Reasons, 1979であったと言ってよいだろう。ウィリアムズは、この論文と、これに続く一連の論稿で、行為の理由に関する内在主義的理論を提唱した。

ウィリアムズは、合理的な行為には必ず理由 reason があるとし、その関係を次のように定式化している。

A の主観的動機群 (S) から A が  $\phi$  することに至る健全な熟慮のルートがある場合にのみ、A には  $\phi$  する理由がある。

ここで S は、A の主観的な動機群 subjective motivational set を意味し、 $\phi$  は、何らかの具体的な行為を意味している。また、行為者の主観的な動機と実際の行為の間には、必ず「健全な熟慮のルート」sound deliberative route がなければならない、とされているところから、ここで議論の対象となっている行為は、あらゆる行為

一般ではなく、「合理的な行為」と見なされ得るものであることが分かる。また、ウィリアムズ自身ははっきりと述べていないが、行為の合理性は、理由の合理性に基づくと考えられている。

このように、合理的な行為の理由には、必ず行為者の「主観的な動機」が含まれるとする説を、ウィリアムズは、行為の理由に関する「内的解釈」internal interpretation と呼び、後に「内在主義」internalism とも呼んでいる。そして、内的解釈に基づく行為の理由は、「内的理由」internal reason と呼ばれる。これに対して、「適切な動機」appropriate motive がなくても、行為の理由は説明され得るとする立場は、「外的解釈」external interpretation と呼ばれ、「外在主義」externalism とも呼ばれる。ウィリアムズは、内的解釈こそが、合理的な行為の理由に関する解釈として妥当なものであり、外的解釈は「はったりと脅し以上のものではない」として、外在主義を完全否定する。

このようなウィリアムズの内在主義に対して、J. H. マクダウェルや J. E. ハンプトン (Jean Elizabeth Hampton) らは、「健全な熟慮」という論点に着目した批判を提起する。健全な熟慮は、行為者のおかれた状況及び自己自身についての正しい信念と、行為者が持つ動機とを構成契機とする合理的な論証の過程に他ならない。ただしウィリアムズの議論では、信念の「正しさ」と論証の「合理性」を測る基準が明確には示されていない。さらに、このような熟慮の要請根拠も示されていない。マクダウェルらによれば、これらの基準や根拠は、「合理性の規範」に基づくとされる。また彼らによれば、こうした規範の源泉を行為者の「内部」に求めることは不合理であり、規範の源泉は行為者の「外部」にあるとする以外には考えられない、とされるのである。

ただし、マクダウェルとハンプトンでは、規範性の根拠となる「外部」に関する理解が異なっている。ハンプトンの言う「内部」は、ウィリアムズと同様に、行為者の心理的状态を意味し、「外部」はこうした心理的状态を除く事物一般を意味していると思われる。従って、この意味での「外部」には、厳密には行為者の肉体も含まれるが、ハンプトンが主に想定しているものは、行為者が置かれている物理的・客体的状況や、そうした状況を構成する客体的事物である。これに対してマクダウェルの場合は、「外部」が、言わば二つの意

味で区別されている。

ただしマクダウェルの「外部」に関する用語法は、個々の著作物やそれぞれの時期によって一様ではない。それ故に本研究では主に、マクダウェルの *Mind and World: With a New Introduction*, 2000 における用語法に基づいて、二つの「外部」に関する彼の見解を理解することにした。その一つは、ウィリアムズやハンプトンが想定している「外部」に相当する物理的・客体的事物の世界であり、これは「脱呪術化された自然」*disenchanted nature* と名づけられる。もう一つは、言わば行為者の意識において区別される「主観と客観」における「客観」であり、脱呪術化された自然に開かれた「経験」の領域である。彼はこの領域を、「第二の自然」*second nature* と名付けている。そして道徳的価値は、この第二の自然の世界に実在するとされるのである。従ってマクダウェルの理論における「規範性」は、この「第二の自然」の世界に存在根拠を持つことになる。しかしハンプトンの言う「外部」は、マクダウェルの「脱呪術化された自然」の世界に相当するものであり、マクダウェルの考える「第二の自然」は、言わば行為者の内在的客観の世界であるため、規範性の源泉としての「外部」の意味は、両者において異なっていると考えられる。

本研究では、以上のようなウィリアムズの内在主義と、これに対するマクダウェルやハンプトンらによる批判を詳細に検証した。その結果、内在主義には「規範」の源泉を明示できないという本質的な問題のあることが明らかになった。このことは、少なくともウィリアムズの内在主義の視点からは、実質的道徳性の源泉を示し得ないということを示唆している。

### クレタ青銅武具法碑文「スペンシティオス規定」の形質・形態とポリス社会の法受容

Material and Form of the Inscription on the Cretan Bronze *Mitra* or so called the '*Spensithios Decree*', and the Acceptance of Law in *Polis* Society

古山 夕城

FURUYAMA Yugi

2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、予定していた研究の遂行が極めて困難な一年となった。本研究においては、研究対象の青銅製武具パーツ「ミ

トラ」に刻まれた法碑文を、所蔵元の大英博物館ギリシア・ローマセクションにて測量及び刻字確認の現地調査によって形状分析し、さらにギリシアのクレタ島イラクリオン考古学博物館あるいは米国ニューヨークのメトロポリタン博物館所蔵の類例品ミトラの装飾と銘文の現地検分を通じて比較分析を行うことが、今年度のもっとも重要な活動目標であった。

しかしながら、4月の緊急事態宣言以降、海外渡航の事実上の禁止措置と国内の他の研究施設での資料調査の厳しい制限のもとでは、ギリシアの在アテネ英国研究所および米国古典研究所での最近の関連研究の動向調査も、比較分析のための碑文学・考古学・人類学など隣接諸分野の情報収集も、実施することは不可能となった。そして、大学の研究室における日々の研究活動さえ大きな制約を受ける中で、当初の研究計画を大幅に見直すことを余儀なくされたのは、残念かつ遺憾であった。

それでも、過去に予備調査として行っていた大英博物館での当該史料「スペンシティオス規定」の観測データ記録と、昨年度ドイツのハンブルク美術工芸博物館の類例武具パーツの実測と観察、その際に新たに入手できた関連研究論文やオンラインによる関連研究の情報入手によって、不十分ながらも研究の進展を図ることを、今年度の新たな活動目標として計画することとした。

その結果、「スペンシティオス規定」については、大英博物館より入手直後の1970年からの時期に発表された初期の関連研究と、1990年代頃のいわば中期の研究諸論文と、そして21世紀以降現在に至るまでの最近の研究動向とでは、関心のあり方に変化が生じていることが明らかとなった。これはとくに、1990年以降クレタの考古学研究における暗黒期（前12～8世紀）の関心の高まりとともに、クレタ島各地で実践された領域調査の成果が公表されてきたこと、そしてとりわけ歴史分野における基礎史料となるクレタ法碑文集が2016年に公刊されたことが、大きな研究上の刺激となったからだと思われる。

研究の関心は多方面に広がりを見せつつあり、法治国家の形成という近代主義的な見地からの研究から、スペンシティオスが果たした共同体内での役割、ないしは彼自身の出自や共同体内での存在価値と社会的身分に関する研究、そして近年ではクレタのポリスの特殊性をスペンシティオスが果たした「ポイニカスタス」職の職責と役得から描き出す試みへと進展し、クレタに関する研究がギリシア古代史においても、重要な意義を持つことが認められつつあることを示している。



しかしこうした新たな研究の動きにおいても、当該史料である「スペンシティオス規定」を青銅製の武器に刻まれた碑文であるという形質・形態上の特徴に注目し、類例のクレタ武器ミトラおよびその銘文を視野におさめて比較分析している研究者は誰もいない。なぜこの法碑文のみがクレタでは一般的な石材すなわち壁面ブロックに刻まれていないのか、なぜこの法碑文が専用の青銅板ではなく武器の一部分である「ミトラ」に記されているのか、なぜギリシア他地域の青銅板碑文とは異なり表裏両面に法の文面が連続しているのか、といった基本的な特徴に対して掘り下げた考察がなされていないのである。

この点について本年度の研究で次のような考察結果が得られた。まず、他の青銅銘文との比較から、壁面ブロックに刻まれず青銅の支持体であるのはこの碑文が私的な奉納であること、次に、他のミトラ装飾との比較検討により、武器の一部分への記載という特異性は奉納者がその共同体の正規の市民メンバーではないこと、を示唆している。そして、表裏両面に法文が連続記載されている状況は、この碑文が読まれることよりも書き記すこと自体を重視した結果であること、すなわち成文法の民主的性格を意味しないことを表しているのである。

以上のように、当該史料「スペンシティオス規定」における形質・形態上の3つの基本的特徴は、碑文の内容の理解に際して重要な意味を持つと思われ、法文規定がいかなる状況のもとに作成され、どのような形式で公布され、どんなプロセスで社会化されたのか、という問題の今後の研究についても貴重な手掛かりを提供していることが明らかとなった。

### ピエール・パシェと現代フランス文学 における外の視点

Le point de vue extérieur chez Pierre Pachet et dans la littérature française contemporaine

根本 美作子

NEMOTO Misako

本年度は、「ピエール・パシェと現代フランス文学における外の視点」という研究課題で研究してきた2年間の最後の年であり、論をまとめるにはまだ至っていないこの課題の困難さに改めて気づかざるを得な

かった。

そもそも文学作品において何を外の視点と呼ぶのか。何に対する外なのか、それをまたどのように作品に見出すのか、いわば直感的にパシェの作品群がフランスの同時代文学のなかで占める特殊な位置を、この「外の視点」というキーワードで特徴づけることができると思い、こうした課題を掲げたものの、研究の過程でさまざまな問題に直面せざるを得なかった。

本課題においてまず考えたかったのはその「ユダヤ生」という問題である。フランスの現代文学において、ユダヤという出自を明らかにするかしきらないかは自明なことでは必ずしもない。パシェはしかし自らのユダヤ性を前面に押し出すことがなかったにせよ、その最初の執筆作品（最初の出版作品ではない）にはっきりと書き込んでいる。ベッサラビア出身のユダヤ人の父の軌跡を辿る『父の自伝』は、父を一人称で語ることによって、フランスに暮らすことを選び、そこで医師として活躍しながら同じユダヤ系の女性と結婚し、子供を二人設け、ナチズムの台頭を目のあたりにして悩み、熟慮した末、身を隠し、戦後まで家族ともども生き延びてきた一人の「外国人」の視点が書き込まれている。この「父」の外の視点を語り手の息子は〈内〉から捉え見事に書き起こしているわけだが、それは〈内〉で生まれ育ったパシェが引き継いだ〈外〉の視点である。ここに、パシェ文学の特異な一人称の由来が読み取れる。パシェはその文学作品のすべてをこの一人称で綴った。自分について語るときでさえ、この双眼の構造が作品を特徴づけている。妻を失って、新しい生・性に目覚める自分を観察し語る *L'Amour dans le temps* (2005) のような自分を中心に据えた作品において、この双眼化は一層進み、一人称の語り手は自分をしばしば「彼」として三人称で語り、ピエール・パシェはもういないと宣言したりしている。

パシェの作品のほとんどは、一人称で語られながら他者を語る本である。このことを安原伸一朗氏は、他者の声を聞くと評しているが、死んだ父親に一人称で語らせる『父の自伝』を筆頭に、*Adieu* (2001)、*L'Amour dans le temps*、*Devant ma mère* (2007)、*Sans amour* (2011) など、近親者の声を聞き、それを届けるためとしての語りであることが多い。それ以外の著作では、学術的なものを除くと、*Le Voyageur de l'Occident* (1983)、*Conversations à Jassy* (1997)、*Loïn de Paris* (2006)、そして最後の中国旅行記 *L'Âme bridée* (2014) と言った具合に、旅行記が目立つ。そこでもパシェの一人称は自分を語るよりも、自分が旅先で出会った人々を存在たらしめることに専念する。自分との距離を描

くことはほとんど問題にならない。自分の経験を基軸に据えつつ、他者を自分の外から描くこと、この独特の「外の視点」がパシエの作品を現代フランス文学の自伝的一人称の作品群のなかで際立たせている。

今年フランスに行ってパシエ関係者と交流することができなかったので、パシエの親友でもあり、現在フランスで大変人気のある作家、エマニュエル・カレルを主に研究し、実際の事件に取材して書き上げた『嘘をついた男』(2000)以降、自伝的一人称で現実を書く作家になった足跡を追い、1990年以降のフランス文学の自伝的展開を背景に、現実を書くための一人称という概念について研究した。2020年9月4日にはそのテーマで西成彦氏が東京外国語大学で主催する研究会、【世界文学・語圏横断ネットワーク第12回研究集会】のシンポジウム「現実を書く／記録する」(ディスカッサント:西成彦)において、日本文学の木村朗子氏と佐藤泉氏と登壇し、発表した。佐藤氏の紹介した森崎和江や石牟礼道子の聞き取りを元にした現実の記録とはまた射程の違ったカレルの文学もしかした、自分の生きている世界の現実を理解しようとする過程で世界を記録し、それを文学という形で共有しようとする点において、ともに語ることでできる現代文学の傾向であるということが理解された。また、現実を記録する文学として森崎・石牟礼を一方に置き、カレルをもう一方に置くと、ピエール・パシエの一人称作品は、ちょうどその中間に位置する、珍しい試みなのではないかということが考えられるようになった。自分を外の視点から見据えつつ、無言の他者の言葉を伝える作品は、同時に、自分の生きている世界の現実を見据えようとする努力において、ユダヤ性、政治性といったパシエの現実を記録し、共有しようとする思索的文学と言えるだろう。

## 障害をもつ人の就労支援の展望と課題 —ソーシャルファームの視点から—

Prospects and Issues of Employment Support for  
People with Disabilities

—From the perspective of the Social Farm

小林 繁

KOBAYASHI Shigeru

本年度は、いわゆる新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現地調査や視察ができなかったため、主に①文献と関係資料の収集・整理と②障害をもつ人が働く喫茶(カフェ)へのアンケート調査を行った。

①については、まず前提作業として、近年の障害をもつ人の就労において、2006年に障害者自立支援法が施行されて以降、それまでの職業訓練から就労継続支援と就労移行支援の事業が広がってきており、従来の社会福祉法人からさらに特定非営利活動法人(NPO法人)による取り組みも増えてきていること、それに加えて、この間民間企業や事業所なども一連の障害者雇用促進法の改正にともなって、法令遵守と社会的責任の観点から特例子会社制度なども活用した障害者雇用により出してきたこと、を具体的な事例や統計資料から明らかにした。

このような従来の職場での就労や就労支援が広がる中で、新たな動きとして「ソーシャルファーム」と呼ばれる障害をもつ人の新しい働き方が注目されるようになってきている。この特徴は、これまでの福祉的就労や一般就労とは異なる、いわば第三の働く場をつくり出そうという点にある。ヨーロッパから紹介されたこの取り組みは、その意味で、福祉的就労と一般就労の中間に位置付けられるものであり、一般の企業や事業所などに就職するには条件的に難しいが、従来の福祉的就労で得られない賃金と働き甲斐を得たいという障害当事者の要求に応えるかたちで生み出されたものである。そうした取り組みの具体的な情報を、文献資料およびネット検索などを通して収集した。

その事例の中で特に注目したのが、農業関係の分野である。農業と福祉とをつなげた就労支援ともいえるべき取り組みであり、いわゆる「農福連携」という言葉にはその特徴が端的に表現されている。すなわち、障害をもつ人が農業という職業に就くことを通して就労の機会や場を広げることができるとともに、農業人口

が減少する中で、障害当事者が農業の新たな担い手としてその役割を担うことが期待されているのである。しかも農業のもつ教育力、つまり種を播き、苗を植えることから始まり、収穫するまでの一連の労働の営みに内包されている学習機能により、障害をもつ人の成長・発達を促すことができるという点でも注目される。

②については、特に知的障害をもつ人が喫茶やカフェなどのサービス業で働くことができることを事実をもって示したという点で、画期的な取り組みであるといえる。特に1990年代から急速に全国に広がり、現在確認されているだけでも950ヶ所余にのぼっている。さらに近年は、精神障害をもつ人が働く喫茶（カフェ）が増えてきている点も特筆される。

このように、多様な運営形態や方法によって、この間着実に広がってきた喫茶（カフェ）であるが、2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大によって、とりわけ同年の3月に出了された最初の緊急事態宣言以来、休業や営業時間の短縮さらに閉鎖も含めた厳しい状況に追い込まれている。それに加え、休業等にもなう自宅待機などで日常の仕事や活動ができずにこれまでの生活パターンが中断され、それによってストレスが増幅し、心身に多くの負担がかかることが懸念されるなど、障害に起因する問題や課題が顕在化しているのではないか。

そうしたコロナ禍での喫茶（カフェ）の現状と中でも感染対策の対応をとりながら営業している状況を具体的に把握する目的で、2020年9月から10月にかけて全国の500余の喫茶（カフェ）に対して緊急のアンケート調査を行った。その結果、199ヶ所から回答が得られ、そのうち有効回答数は195、有効回答率は40.2%であった。

この中で、コロナ禍における喫茶（カフェ）の営業の有無を尋ねたところ、2020年9月から10月段階で91%が開店しているとのことであった。中でも、最初の緊急事態宣言が出された2020年3月から6月までの1～2ヶ月間は休業していたと回答したところが109件（61%）あり、特に東京都では、ほとんどが休業していた。

なお、休業後に営業を再開した主な理由として「感染がある程度収まったことと収益確保のため」が最も多かったが、「当事者の居場所や日中活動の保障」という障害の特性に配慮して「来店が少なくても店を閉めずに通常営業し、できるだけ日常を維持するよう心掛けた」という回答も見られた。

さらに来客数の変化については、全体の約8割が「明らかに減少した」と回答しており、ここにコロナウイ

ルス禍の影響が端的にあらわれている。実際に、先の開店状況について尋ねたところでも、閉店している9%のうち、開店の目途が立たないと回答したところも少なくない。

ただ、その一方で、全体の残り2割余は、来客数に「目立った変化ない」、さらには「増加した」と回答しており、これは、調査時の不要不急の外出自粛要請が広がっていた状況から鑑みて、当初予測していたよりも多い結果となった。その主な理由として、テイクアウト等の新たな販売の取り組みや工夫によるものであると推測されることから、今後見学等を行って調査する必要がある。

## 附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準
2. 2020年度人文科学研究所各種募集要領
3. 2021年度人文科学研究所所員名簿
4. 人文科学研究所叢書一覽
5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覽





# 1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

## 明治大学研究企画推進本部規程 (抜粋)

2015年3月18日制定

2014年度規程第28号

(基盤研究部門)

第8条 本部に、基盤研究部門を置く。

2 基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究

所及び科学技術研究所（次条において「3研究所」という。）をもって構成する。

## 基盤研究部門にかかわる研究所要綱

2007年3月7日制定

2006年度例規第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、明治大学研究企画推進本部規程（2014年度規程第28号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、研究・知財戦略機構会議の下に置かれる研究企画推進本部の基盤研究部門を構成する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究の基盤を担い、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とする。

(所員)

第3条 本大学の専任教授、専任准教授及び専任講師は、第1条に規定するいずれかの研究所の所員となる。

2 研究所は、必要に応じて、第9条に規定する運営委員会の議を経て、所員以外の者を次条に規定する事業に参加させることができる。

(事業)

第4条 研究所は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究の助成
- (2) 研究の高度化推進支援
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 紀要、年報、叢書等の刊行
- (5) その他必要な事業

(運営組織)

第5条 研究所の運営組織は、次のとおりとする。

(1) 社会科学研究所

社会科学研究所長

社会科学研究所運営委員

16名

(2) 人文科学研究所

人文科学研究所長

人文科学研究所運営委員

17名

(3) 科学技術研究所

科学技術研究所長

科学技術研究所運営委員

17名

(研究所長)

第6条 前条各号に規定する研究所長（以下「研究所長」という。）は、専任教授である所員のうちから、当該研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦により、研究・知財戦略機構長の承認を経て理事会が任命する。

2 研究所長は、研究・知財戦略機構長の統督の下に、当該研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 研究所長は、必要に応じて所員総会を開催することができる。

(運営委員)

第7条 第5条各号に規定する研究所運営委員（以下「運営委員」という。）は、当該研究所の運営委員選出に関する内規の定めるところにより、専任教授、専任准教授及び専任講師である所員のうちから選出し、研究・知財戦略機構長が委嘱する。

(任期)

第8条 研究所長及び運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の研究所長及び運営委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 研究所長及び運営委員は、再任されることができる。

(運営委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、各研究所に運営委員会を置く。

(1) 第4条に規定する事業及びその事業計画に関する事項

(2) 研究所長候補者の推薦に関する事項

(3) その他各研究所の運営に関する事項

2 運営委員会は、研究所長及び運営委員をもって構成する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(基盤研究部門連絡会)

第10条 各研究所間の連絡及び調整を行うため、基盤研究部門連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会に関し必要な事項は、各研究所長の同意を得て、規程第9条に規定する基盤研究部門長が定める。

(申請)

第11条 第4条第1号に規定する研究を担当しようとする者は、所定の研究申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

(研究員)

第12条 前条の規定により、研究申請書を提出し、研究を認められた者（以下「研究員」という。）は、研究費の助成を受けることができる。

2 研究員は、当該年度の研究実施計画書を定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

3 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末日までに、研究所長に提出しなければならない。

4 研究員は、研究終了後、研究成果を研究所長に報告しなければならない。

5 研究員は、前2項に規定する義務を果たすまでは、新たに研究員になることができない。

(報告)

第13条 研究所長は、研究員の研究事項及び研究費について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第14条 研究所は、所員の研究成果を公表するため、紀要、年報、叢書等を刊行する。

2 研究所は、別に定めるところにより、各運営委員会の承認を得て、所員以外の者の紀要への投稿を認めることができる。

(事業報告)

第15条 研究所長は、毎年度第4条に規定する事業について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(図書・資料・機器備品)

第16条 所員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(事務)

第17条 研究所にかかわる事務は、研究推進部が行う。

(経費)

第18条 研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

(1) 大学予算によって定められた経費

(2) その他の収入

(要綱の改廃)

第19条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、研究・知財戦略機構会議の議を経て定める。

附則（2006年度例規第27号）

(施行期日)

1 この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の研究所規程により研究所長、運営委員及び研究員となっている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1517号)

附則（2007年度例規第9号）

この要綱は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

(通達第1563号)（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附則（2009年度例規第9号）

この要綱は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号)（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附則（2009年度例規第33号）

この要綱は、2010年（平成22年）2月3日から施行する。

(通達第1861号)（注 紀要への投稿を所員以外の者

にも認めることに伴う改正)

附 則 (2012 年度例規第 20 号)

この要綱は、2013 年 (平成 25 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2142 号) (注 総合数理学部の設置による委員の追加に伴う改正)

附 則 (2014 年度例規第 10 号)

この要綱は、2015 年 (平成 27 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2314 号) (注 明治大学研究・知財戦略機構規程の改正に伴う改正)

## 明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・ 科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程

昭和59年10月22日制定

昭和59年規程第90号

### (趣 旨)

第1条 この規程は、明治大学 (以下「本学」という。) が設置する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所 (以下「研究所」と総称する。) が、学術の発展に寄与するため、所員による研究の成果を学術研究叢書 (以下「叢書」という。) として出版することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (出版の可否)

第2条 叢書の出版については、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

### (出版契約)

第3条 叢書の出版に際しては、著作者及び出版社の間で出版契約 (再版契約を含む。) を行う。

2 契約に当たっては、研究所の叢書であること及びそれに伴う諸条件を契約書に明記し、当該研究所長を経て、理事長の承認を得なければならない。

### (企画・編集権)

第4条 叢書の出版に関する企画・編集権は、研究所が有する。

### (著作権)

第5条 叢書の著作権は、著作者に帰属する。

### (著作権使用料)

第6条 叢書の初版に係る著作権使用料は、本学に帰属する。

2 叢書の再版 (増刷を含む。以下同じ。) に係る著作権使用料は、著作者に帰属する。

### (資料費)

第7条 本学は、叢書の著作者に、所定の資料費を支払う。

### (経費の支弁)

第8条 叢書の出版に必要なときは、担当理事の許可を得て、叢書の著作権使用料収入の範囲内で、所要

の経費を支弁することができる。

### (事 務)

第9条 叢書の出版に関する事務は、研究推進部が行う。

### (その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、叢書の出版に関して必要な事項は、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

### 附 則

この規程は、昭和 59 年 10 月 22 日から施行する。

(通達第 449 号)

附 則 (1992 年規程第 13 号)

### (施行期日)

1 この規程は、1993 年 (平成 5 年) 4 月 1 日から施行する。

(叢書の再版に係る著作権使用料に関する規定の適用)

2 改正後の第 6 条第 2 項の規定は、この規程の施行日 (以下「施行日」という。) 前に出版契約が行われた叢書が施行日以後に再版される場合における当該再版に係る著作権使用料についても、適用があるものとする。  
(通達第 709 号) (注 著作権使用料の取扱いを著作権法に基づいたものにするための当該条項の新設及び字句の改正)

附 則 (2007 年度規程第 21 号)

この規程は、2007 年 (平成 19 年) 9 月 10 日から施行する。

(通達第 1562 号) (注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009 年度規程第 7 号)

この規程は、2009 年 (平成 21 年) 6 月 10 日から施行し、改正後の規定は、同年 4 月 22 日から適用する。

(通達第 1807 号) (注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)



## 人文科学研究所運営委員選出に関する内規

### (趣 旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱(2007年3月7日制定、2006年度例規第27号)第7条の規定に基づき、人文科学研究所運営委員(以下「運営委員」という。)の選出について、必要な事項を定めるものとする。

### (選出方法)

第2条 運営委員の選出は、選挙によるものと人文科学研究所長(以下、「所長」という。)指名によるものとする。

### (被選任資格者名簿)

第3条 運営委員会は、選挙年度の10月1日現在をもって、被選任資格者名簿を作成する。

2 以下の者は、被選任資格者となることができない。

- (1) 所長または運営委員に在任予定の者
- (2) 任期前あるいは任期中に退職を予定している者
- (3) 任期中に特別研究者または在外研究者を予定している者

### (選出区分)

第4条 運営委員の選出区分は、第5条第1号から第7号に定める区分とする。

### (選挙による選出区分および選出員数)

第5条 運営委員は、次の各号に掲げる選出区分に応じて、当該各号に掲げる人数を選出する。

- |  |    |
|--|----|
| 1 日本文学および文芸学の分野                        | 2名 |
| 2 英米文学の分野                              | 3名 |
| 3 独文学、仏文学、中国文学、露文学、スペイン文学および演劇学の分野     | 3名 |
| 4 日本史学、アジア史学および西洋史学の分野                 | 1名 |
| 5 考古学および地理学の分野                         | 1名 |
| 6 教育学、哲学、倫理学、博物館学、図書館学、美術、心理学および社会学の分野 | 3名 |
| 7 保健体育学の分野                             | 1名 |

### (所長指名による選出区分および選出員数)

第6条 所長指名による運営委員の選出は、第5条第1号から第7号までの所員の中から所長が3名を指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

### (選挙による選出区分の選挙方法)

第7条 選挙は、単記無記名投票とし、第4条の規定に従い、得票数上位の者をもって当選者とする。この場合において、得票数が同数の場合は、年少者を当選者とする。

2 得票数が第2位の者を次点とする。得票数が同数

の場合は2番目の年少者を次点とする。

3 第5条第1号から第3号及び第6号までの運営委員については、前任者の任期に応じ、毎年度改選するものとする。

4 選挙の管理については、運営委員会がこれを行う。

### (欠員の補充)

第8条 欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て、当該選出区分のうちから前条第2項で定める次点の者を補充することができる。

### 附 則

1. 本内規は、昭和36年5月25日から施行する。
2. 改正内規は、昭和59年9月30日から施行する。
3. 改正内規は、昭和61年12月15日から施行する。

### 附 則

### (施行期日)

1 この内規は、1996年(平成8年)5月8日から施行する。

(被選任資格者名簿の作成に関する特例)

2 この内規の施行後、最初に行われる改正後の第2条第1号から第3号までの運営委員を増員するための選挙に係る被選任資格者名簿の作成については、改正後の第4条中「選挙年度の10月1日」とあるのは、「1996年(平成8年)4月1日」とする。

(委員の任期に関する特例)

3 この内規の施行後、前項の規定により最初に選出される運営委員の任期については、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず1998年(平成10年)3月31日までとする。

### 附 則

### (施行期日)

1 この内規は、2004年(平成16年)1月21日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この内規の施行後、改正後の第5条の規定により最初に増員される人文科学研究所運営委員の任期は、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず2006年(平成18年)3月31日までとする。

### 附 則

### (施行期日)

1 この内規は、2007年4月1日から施行する。

(研究所規程の廃止、基盤研究部門に関わる研究所要綱の制定による変更)

### 附 則

## (施行期日)

- 1 この内規は、2013年11月12日から施行する。  
(選出員数の変更)

## 附則

## (施行期日)

- 1 この内規は、2014年10月21日から施行する。  
(被選任資格者の資格、得票数同数の場合の選出方法、

次点の決定及び欠員の補充の変更)

## 附則

## (施行期日)

- 1 この内規は、2017年7月21日から施行する。  
(選出区分、所長指名による選出区分および選出員数の表記変更)

## 人文科学研究所各種小委員会内規

人文科学研究所の充実をはかり、各種事業の推進を円滑にするため、次のとおりに小委員会を設ける。

小委員会は、運営委員若干名により構成し、運営委員会の諮問を受けて審議し、運営委員会に答申するものとする。なお、小委員会には、運営委員会の議を経て、所員若干名を加えることができる。

## 1. 将来計画委員会

運営委員全員を将来計画委員とし、研究所の改善に関する長期計画を、立案・審議する。

## 2. 出版刊行委員会

研究所の機関誌およびその他の刊行物につき、次の事項を審議し、刊行する。

- (1) 紀要の刊行
- (2) 年報の刊行
- (3) 叢書の刊行
- (4) 所報の発行
- (5) その他

## 3. 公開文化講座開催委員会

公開文化講座の開催につき、次の事項を審議する。

- (1) 総合テーマの選定
- (2) 開催日時および講師司会者の選定
- (3) 講演集の刊行
- (4) その他

## 4. 研究費申請審査委員会

各種研究費の申請に基づき審査する。なお、審査の方法については別に定めるものとする。

## 5. 制度検討委員会

研究所の諸規程および各種研究制度の改善につき、次の事項を審議する。

- (1) 研究所規程の検討
- (2) 内規の検討および案文の作成
- (3) 研究制度の検討
- (4) その他

## 附則

1. この内規は、昭和57年12月1日から施行する。
2. 昭和60年5月改正内規は、昭和60年5月10日から施行する。  
(注 出版刊行委員会、将来計画委員会の新設、および叢書刊行委員会、所報発行委員会の解消)
3. この内規は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。  
(注 小委員会構成員の変更、不要条項の削除、字句の修正と条数の異動)
4. この内規は、2017年(平成29年)7月21日から施行する。  
(注 研究費申請審査委員会の新設、および選書委員会の解消)

## 人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規

## (趣旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱(以下「要綱」という。)第4条第1号に定める各種研究の助成のうち、人文科学研究所が実施する個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (研究種目)

第2条 個人研究とは、特定の研究課題について、人文科学研究所(以下「本研究所」という。)の所員が

単独で実施する研究をいう。

(2) 個人研究は次の2種類とする。

- 第1種 2年 70万円以内(各年度)
- 第2種 2年 20万円以内(各年度)

2 共同研究とは、共通の課題について、2名以上の所員が共同して実施する研究をいう。

(2) 共同研究の期間は、2年とし、助成額は各年度100万円以内とする。

3 総合研究とは、第1種は3専攻分野以上、4名以上

の所員，第2種は2専攻分野以上，3名以上の所員をもって一定期間研究し，研究所の業績として位置づけられ，かつ当該研究分野に新しい知見を加える研究をいう。

(2) 総合研究は次の2種類とする。

第1種 3年 300万円以内（各年度）

第2種 3年 200万円以内（各年度）

(3) 総合研究の研究員の構成が1専攻分野の所員によるものであっても，総合研究の趣旨に添う場合は，人文科学研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て認められることがある。

(4) 総合研究は，その研究内容に応じて，社会科学研究所および科学技術研究所の所員を研究員として参加させることができる。

(5) 総合研究の遂行上，本学に共同研究者を得がたい場合は，「要項」第3条第2項の定めにより所員以外の者を運営委員会の議を経て，研究担当者として認めることがある。

(6) 総合研究の課題は，所員の選定したもののほか，運営委員会が企画・設定したものとする。

(7) 総合研究には，研究代表者として所員1名を置かなければならない。研究代表者は，当該総合研究を総括する。

(8) 役職等のため，責任担当時間を軽減されている者は，研究代表者となることができない。

#### (募集)

第3条 研究所長は，運営委員会の議を経て，個人研究，共同研究及び総合研究を募集しなければならない。

#### (申請)

第4条 所員は，運営委員会が定めた募集要領により，個人研究，共同研究及び総合研究を申請しようとする場合は，所定の申請書により申請しなければならない。

2 所員は，個人研究，共同研究及び総合研究に重複して申請することはできない。

3 研究遂行のため，海外調査出張を行う場合は，予め申請書に記載しなければならない。

4 前項の海外調査出張の旅費等の取り扱いについては，別に定める。

5 長期在外研究に従事する者は，当該の在外研究期間中は，研究員となることができない。

#### (交替の禁止)

第5条 研究員（所員以外の研究員を含む）は，当該研究期間中交替することはできない。但し，運営委員会が特に交替を認めた場合は，この限りではない。

#### (審査)

第6条 申請された個人研究及び共同研究の審査は，本研究所運営委員若干名の審査委員をもって組織する研究費申請審査委員会（以下「審査委員会」という）が行う。

2 申請された総合研究の審査は，研究所長及び審査委員会が行う。

3 当該研究に直接利害関係を有する審査委員は，その審査に加わることができない。

4 審査委員会は，研究代表者又は研究代表者が指名する者の出席を求め，研究の目的，実施計画等について聴取することができる。

#### (採否)

第7条 個人研究，共同研究及び総合研究については，運営委員会が審査委員会の審査結果を審議し，採否を決定する。

2 研究所長は，個人研究，共同研究及び総合研究を申請した所員に文書で採否を通知する。

#### (研究費の助成)

第8条 運営委員会は，個人研究，共同研究及び総合研究の採用を決定した課題について，別に定める助成基準により，助成額を決定する。

#### (研究実施状況の報告)

第9条 個人研究，共同研究及び総合研究を実施する研究員は，毎年度末に研究の実施状況を，個人研究は1,800字以上2,400字以内，共同研究及び総合研究は3,600字以上4,800字以内とし，研究所長に提出しなければならない。

2 個人研究，共同研究及び総合研究の実施状況は，年報に掲載する。

#### (研究成果概要)

第10条 研究員は，研究成果（紀要に掲載する論文及び叢書）提出の際に，1,000字程度の研究成果概要を研究所長に提出しなければならない。

#### (研究成果の公表)

第11条 研究成果の公表を書籍又は学術雑誌等で行なう場合は，必ず本研究費助成の研究成果であることを本文中に明記しなければならない。

2 研究成果の公表を口頭発表で行なう場合は，必ず本研究費助成の研究成果であることを発表時に表明しなければならない。

#### (研究成果の提出)

第12条 個人研究の研究成果は，研究終了年の9月末までに，第1種は36,000字以上48,000字以内，第2種は14,000字以上19,000字以内とし，研究所長に提出しなければならない。

- 2 共同研究の研究成果は、研究終了年の9月末までに、43,000字以上57,000字以内とし、研究所長に提出しなければならない。
- 3 総合研究の研究成果は、研究期間終了後2年以内に、第1種は216,000字以上288,000字以内、第2種は180,000字以上240,000字以内とし、研究所長に提出し、3年以内に本研究所の叢書として刊行しなければならない。
- 4 研究成果本文が欧文以外の場合、500語前後の欧文概要を添付しなければならない。
- 5 研究成果の分量には、図、表、写真、レジュメ等を含めるものとする。

#### (研究成果の評価)

- 第13条 研究所長は研究員から提出された研究成果について評価を行わなければならない。
- 2 運営委員会が必要と認めた場合は、研究成果の評価について、当該研究分野の専門家の意見を聞くことができる。
  - 3 研究所長は、研究員から提出された研究成果の評価を文書で研究員に通知する。
  - 4 研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究成果の再提出を求めることができる。
  - 5 研究成果の再提出を求められた研究員は、運営委員会が決定した期間の内に研究成果を研究所長に提出しなければならない。

#### (研究成果の発表)

- 第14条 研究員は、評価を受けて研究成果として認められた研究成果を発表しなければならない。
- 2 個人研究・共同研究の研究成果は、これを本研究所の紀要又は欧文紀要に掲載する。
  - 3 総合研究の研究成果は、これを本研究所の叢書として刊行する。

#### (研究成果の活用)

- 第15条 研究員は、研究成果を講演会・シンポジウム

の開催、又は教育・研究に積極的に活用しなければならない。

#### (研究費の返還)

- 第16条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第4条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

#### (内規の改廃)

- 第17条 この内規の改廃は、運営委員会の議決によらなければならない。

#### 附 則

- 1 この内規は、2003年4月1日から施行する。
- 2 旧内規により現に研究員となっている者の取扱いは従前による。

#### 附 則

- この内規は、2007年4月1日より施行する。  
(研究所規程の廃止、基盤研究部門にかかわる研究所要綱の制定)

#### 附 則

- 1 この内規は、2013年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は、2013年度以降に採択された研究から適用する。  
(代替論文の廃止に伴う改正)

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この内規は、2017年7月21日から施行する。  
(注：各種提出物の原稿枚数表記から文字数への変更)  
(注：研究成果の重複の禁止についての追記)  
(注：欧文概要提出についての追記)  
(注：研究費返還についての追記)



## 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び研究成果提出一覧

2017年7月21日改正

研究種目	研究期間	助成額	研究組織	研究実施報告		研究成果提出				
				文字数	提出期限	掲載誌	文字数	提出期限	掲載誌	
個人研究	第1種	2年	70万円以内 (各年度)	単独	1,800字以上 2,400字以内	毎年度末	年報	36,000字以上 48,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	2年	20万円以内 (各年度)	単独	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	14,000字以上 19,000字以内		
共同研究	第1種	2年	100万円以内 (各年度)	2名以上	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	43,000字以上 57,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	3年	300万円以内 (各年度)	3専攻分野以上 に渡り4名以上	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	216,000字以上 288,000字以内	研究期間終了後, 2年以内	
特別研究	第1種	1年	100万円～ 120万円	単独				18,000字以上 24,000字以内		研究終了年の 9月末日
	第2種	1年	70万円～ 100万円未満	単独				14,000字以上 19,000字以内		
	第3種	1年	70万円未満	単独				11,000字以上 14,000字以内		

注(1) 図, 表, レジューメ等も原稿字数に含む。

(2) 特別研究第1種において, 6ヶ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用, 海外渡航, 野外調査等を必要とするものについては, 150万円を限度として助成することができる。

## 明治大学特別研究者制度規程

昭和59年11月12日制定

昭和59年規程第91号

## (目的・趣旨)

第1条 明治大学（以下「本大学」という。）は、専任教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、明治大学特別研究者（以下「特別研究者」という。）の制度を設ける。

## (特別研究者)

第2条 特別研究者は、授業その他の校務を免除され、一定期間研究に専念する。

## (資格)

第3条 特別研究者になれる者は、専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者とする。  
2 第2回目以降の資格については、この規程により特別研究者となった年度の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務した者とする。ただし、第5条第3項に規定する調整分による特別研究者については、この限りでない。

## (研究期間)

第4条 研究期間は、1年以内とし、毎年度4月1日から開始する。  
2 研究期間は、その長短にかかわらず、1回分として取り扱う。  
3 前項の規定にかかわらず、次条第3項に規定する調整分による特別研究は、回数には含めない。

## (割当数)

第5条 特別研究者の割当数は、別表のとおりとする。  
2 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法務研究科においては、4研究科合わせての割当数とし、これに係る調整は、専門職大学院長が行う。  
3 別表中の調整分については、学長が研究・知財戦略機構及び学部長会の意見を聴いて調整し、割り当てる。

## (申請)

第6条 特別研究者に応募しようとする者は、所属する学部長又は専門職大学院研究科長（以下「所属長」という。）に所定の申請書を提出する。

## (決定)

第7条 特別研究者は、当該教授会で候補者を選び、研究・知財戦略機構会議及び学部長会を経て、学長が理事会へ推薦する。

## (研究成果の報告)

第8条 特別研究者は、研究期間終了後、3か月以内に所定の研究報告書を、所属長を経て、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の研究報告書を公表するものとする。

## (研究期間終了後の勤務)

第8条の2 特別研究者となった者は、研究期間終了後、最低3年間、本大学の専任教員として勤務しなければならない。

## (事務所管)

第9条 特別研究者に関する事務は、研究推進部が行う。

## (規程の改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

## 附則

- 1 この規程は、昭和59年11月12日から施行する。
- 2 明治大学特別研究員暫定取り扱い要領（例規第69号）は、廃止する。
- 3 この規程施行前に明治大学特別研究員暫定取り扱い要領で特別研究員となった者（昭和60年度特別研究員を含む。）は、この規程による特別研究者とみなす。
- 4 昭和59年11月12日改正前の研究所規程第7条の国内研究員又は同規程第8条の特別研究員となった者は、この規程による特別研究者として、1回取り扱われたものとみなす。

## (通達第451号)

## 附則（昭和62年規程第1号）

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。  
(通達第560号)（注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正）

## 附則（昭和63年規程第7号）

この規程は、昭和63年11月28日から施行する。  
(通達第608号)（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

## 附則（昭和63年規程第12号）

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。  
(通達第617号)（注 理工学部設置に伴う別表の工学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める）

## 附則（1991年規程第7号）

**(施行期日)**

- 1 この規程は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。

**(割当数に関する経過措置)**

- 2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定による学部・短期大学の割当数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（通達第678号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（1995年度規程第5号）

**(施行期日)**

- 1 この規程は、1995年（平成7年）7月18日から施行する。

**(研究期間終了後の勤務に関する経過措置)**

- 2 この規程による改正後の第8条の2の規定は、1998年度（平成10年度）以後の年度の特別研究者から適用し、1995年度（平成7年度）から1997年度（平成9年度）までの特別研究者については、なお従前の例による。

**(割当数に関する経過措置)**

- 3 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

（通達第811号）（注 特別研究者の研究終了後の勤務を義務付け、及び割当数を1998年度から2001年度までの4年間現行どおりとするための当該条項及び別表の改正）

附 則（1999年度規程第11号）

**(施行期日)**

- 1 この規程は、1999年（平成11年）10月26日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

（通達第1020号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（2004年度規程第16号）

**(施行期日)**

- 1 この規程は、2005年（平成17年）1月19日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第1331号）（注 情報コミュニケーション学部、

大学院ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（2007年度規程第21号）

この規程は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

（通達第1562号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2008年度規程第33号）

**(施行期日)**

- 1 この規程は、2008年（平成20年）10月2日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第1737号）（注 国際日本学部及び専門職大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（2009年度規程第7号）

この規程は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1807号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2011年度規程第10号）

**(施行期日)**

- 1 この規程は、2011年（平成23年）10月20日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第2036号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（2012年度規程第19号）

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

（通達第2114号）（注 総合数理学部の開設に伴う改正）

附 則（2015年度規程第21号）

**(施行期日)**

- 1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第2389号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

## 附則（2017年度規程第36号）

この規程は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。  
（通達第2538号）（注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う改正）

## 附則（2019年度規程第6号）

この規程は、2019年7月18日から施行し、改正後の規定は、2020年度に特別研究者となる者から適用する。  
（通達第2650号）（注 調整分による特別研究を回数から除外すること等に伴う改正）

## 附則（2020年度規程第13号）

## （施行期日）

1 この規程は、2020年7月23日から施行する。

## （経過措置）

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。  
（通達第2737号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整等に伴う改正）

別表 学部・研究科の割当数

学部・研究科	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間計
法 学 部		3	2	3	3	11
商 学 部		3	3	3	4	13
政 治 経 済 学 部		3	4	3	3	13
文 学 部		3	4	4	3	14
理 工 学 部		5	5	5	5	20
農 学 部		3	2	2	3	10
経 営 学 部		2	2	2	2	8
情報コミュニケーション学部		1	2	2	1	6
国 際 日 本 学 部		2	1	1	1	5
総 合 数 理 学 部		1	2	1	1	5
ガバナンス研究科	2	2	2	2	8	
グローバル・ビジネス研究科						
会計専門職研究科						
法 務 研 究 科						
調 整 分		2	2	2	2	8
計		30	31	30	30	121

（注）別表記載の割当数については、おおむね4年ごとに調整する。

## 特別研究者に対する研究費助成に関する基準

## （趣旨）

第1条 この基準は、基盤研究部門にかかわる研究所要綱第4条第1号に基づき、特別研究者に対する研究費助成に関する必要事項を定めるものとする。

## （助成基準）

第2条 特別研究者に対する助成は、次の基準による。

## 1. 特別研究 第1種

100万円以上120万円までとする。

ただし、①6ヶ月以上の移住をとまなう学外研究機関の利用、②海外渡航、③野外調査等を必要とするものについては、150万円を限度として助成することができる。

## 2. 特別研究 第2種

70万円以上100万円未満とする。

## 3. 特別研究 第3種

70万円未満とする。

## （申請）

第3条 特別研究費の申請は、原則として、特別研究実施前年度の所定の期日までに所定の申請書を所属する研究所へ提出する。

## （調整）

第4条 特別研究の申請件数及び申請額が三研究所間で不均衡を生じた場合は、三研究所長が調整を図るものとする。

## （決定）

第5条 特別研究申請の採否および研究費交付額は、各研究所運営委員会が定める運用上の細則に基づき、審議決定する。

## （基準の改廃）

第6条 この基準の改廃は、各研究所運営委員会の議



を経なければならない。

附 則

この基準は、昭和 62 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、2009 年（平成 21 年）7 月 22 日から施

行する。（注：海外渡航費の比率を研究費の 40 パーセントを上限とすることに伴う改正）

附 則

この基準は、2013 年（平成 25 年）5 月 1 日から施行する。

（注：海外渡航費の上限を撤廃することに伴う改正）

## 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則

（趣 旨）

1. この細則は、特別研究者が「特別研究者に対する研究費助成に関する基準」（以下「助成基準」という。）に基づき、人文科学研究所から研究費の助成を受ける場合についての必要事項を定める。

（研究種目）

2. 特別研究者は、次の研究種目を申請することができる。

- (1) 総合研究
- (2) 共同研究
- (3) 特別研究

（申請の時期）

3. 総合研究および共同研究については、それぞれ所定の募集時期に申請するものとする。

- (2) 特別研究については、各学部教授会において特別研究者候補者として決定された日から、助成基準に定める締切日（実施前年度の所定の期日）までの間に、所定の手続きにより申請しなければならない。

（申請の制限）

4. 特別研究は、総合研究および共同研究と重複して申請することはできない。

（特別研究の申請基準）

5. 特別研究の申請区分および申請金額は、次の基準による。

- (1) 第 1 種 申請額 100 万円～120 万円  
海外出張、または大規模な野外調査等を必要とする特定の研究課題について研究を行う場合、150 万円を限度として申請することができる。
- (2) 第 2 種 申請額 70 万円～100 万円未満
- (3) 第 3 種 申請額 70 万円未満

（特別研究の募集人員）

6. 特別研究の募集人員は次のとおりとする。

- (1) 第 1 種 2～3 名程度
- (2) 第 2 種 1～2 名程度
- (3) 第 3 種 若干名

（特別研究の採否）

7. 特別研究の申請に関する種目の調整、採否および交付額については、運営委員会が審議決定する。なお、

必要に応じて申請者に研究計画の説明を求めることがある。

（特別研究費による海外研究調査出張）

8. 特別研究費による海外出張については、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれも、これに充当することができる。海外出張の取り扱いについては、別に定める。

（研究成果の提出）

9. 研究成果の提出については、研究期間終了年の 9 月末日までに提出するものとする。

(2) 研究成果の提出は、次のとおりとし、紀要に掲載する。

第 1 種 18,000 字以上 24,000 字以内

第 2 種 14,000 字以上 19,000 字以内

第 3 種 11,000 字以上 14,000 字以内

（研究費の返還）

10. 運営委員会は、研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第 4 条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

附 則

1. この細則は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。
2. この細則は、毎年度特別研究者募集以前に、運営委員会において検討する。

附 則

1. この細則は、1991 年（平成 3 年）4 月 1 日から施行する。（所報第 20 号）

（注 第 5 条の「遠隔地への」を削除）

附 則

1. この細則は 1992 年（平成 4 年）4 月 1 日から施行する。

（注 研究成果の原稿枚数、提出期限および掲載誌の変更）

附 則

1. この細則は、2003 年（平成 15 年）4 月 1 日から施行する。

（注 研究種目の改正により、重点共同研究を削除）

## 附則

1. この細則は、2013年（平成25年）5月1日から施行する。

（注 研究所研究費の海外出張に関する内規の廃止により、海外出張に関わる条文を削除）

## 附則

## （施行期日）

1. この細則は、2015年12月12日から施行する。

2015年特別研究費の助成を受ける者から適用する。

（注 研究費返還についての追記）

## 附則

## （施行期日）

1. この細則は、2017年7月21日から施行する。

2018年度特別研究費の助成を受ける者から適用する。

（各種提出物の原稿枚数表記から文字数表記への変更、研究費返還についての追記）

## 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程

2006年3月30日制定

2005年規程第29号

## （趣旨）

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究推進員及び研究支援者の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 この規程は、科学研究費助成事業による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究に適用する。

## （定義）

第2条 この規程において「研究推進員」とは、一定の期間、研究スタッフとして本大学が認めた研究の遂行業務に従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 専門研究員
- (2) 博士研究員（ポスト・ドクター）（以下「博士研究員」という。）
- (3) 研究員
- (4) 客員研究員

- 2 この規程において「研究支援者」とは、本大学の専任教員が研究代表者となる研究の遂行業務に一定の期間、研究スタッフの補助者として従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）（以下「RA」という。）
- (2) 研究技術員
- (3) 補助研究員

## （研究推進員の資格）

第3条 専門研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

- 2 博士研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者（社会科学及び人文科学の分野にあっては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。）であって、当該研究にかかわる一定の職務を分担して研究に従事するものとする。

- 3 研究員となることができる者は、自然科学分野に係る修士の学位を取得し、かつ、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

- 4 客員研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該研究の参加において雇用契約を要しないものとする。

- (1) 博士の学位を取得している者又はこれと同等以上の研究業績を有する者
- (2) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学術振興会特別研究員」という。）等本大学が学外諸機関から受け入れる研究員

- 5 前項第2号の規定にかかわらず、学術振興会特別研究員DCは、本大学の客員研究員となることのできない。

## （研究支援者の資格）

第4条 RAとなることができる者は、明治大学RA・TA及び教育補助講師採用規程に定める資格を有する者とする。

- 2 研究技術員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機器、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者とする。

- 3 補助研究員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の実施に必要な補助的業務に携わる者であって、当該業務を遂行する上で必要な能力

を有するものとする。

#### (採用等手続)

第5条 研究代表者は、研究推進員又は研究支援者の採用を希望するときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を当該研究を所管する部署を通じて研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出し、採用申請を行う。

- (1) 採用申請書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書
- (4) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、客員研究員の受入申請を行うときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を提出する。

- (1) 受入申請書
- (2) その他必要な書類

3 前2項の申請にかかわる採用等は、研究・知財戦略機構会議に付議し、その承認を得るものとする。

#### (雇用契約、採用期間等)

第6条 研究推進員（客員研究員を除く。）及び研究支援者は、学校法人明治大学（以下「法人」という。）と雇用契約を締結し、採用期間は、1年以内の範囲で契約に定めるものとする。

2 雇用契約は、年度ごとに行う。

3 雇用契約は、当該研究の終了までを限度として、更新をすることができる。ただし、当初の採用日から起算して5年を限度とする。

4 研究推進員又は研究支援者が、現在の雇用資格（第2条に規定するものをいう。以下同じ。）以外の雇用資格による雇用契約（以下「その他の契約」という。）を、過去に法人との間で締結していた者であって、その他の契約終了後、引き続き現在の雇用資格により採用されたものである場合の採用期間は、その他の契約を含めて通算5年を限度とする。ただし、その他の契約のうち、本大学に在学している期間は、通算の採用期間に含めない。

5 前2項の規定にかかわらず、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15の2第1項各号に該当する研究推進員又は研究支援者の雇用契約は、通算10年を限度とする。

6 本大学の博士研究員又はRAであった者は、第3項又は第4項の規定により雇用契約の更新をする場合を除き、当該雇用契約終了後、再度、同一の職に採用することができない。

7 本大学の専門研究員、研究員、研究技術員及び補助研究員で、当初の採用日から起算して第3項又は

第4項に規定する更新限度が経過したことにより契約を終了した者は、当該契約終了日から6か月以上経過した場合に限り、他の研究を行うため、再度、同一の職に採用することができる。この場合における雇用契約は、第1項から第5項までの規定を準用する。

#### (受入期間)

第7条 客員研究員に係る受入期間は、当該研究の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。

#### (給与等)

第8条 研究推進員（客員研究員を除く。次項において同じ。）及び研究支援者の給与、通勤手当（以下「給与等」という。）及び勤務時間は、それぞれの雇用契約において定める。

2 研究推進員及び研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定する博士研究員のうち、学長が示す教員人事基本方針に基づき、学部長会及び理事会が承認した博士研究員については、法人が給与等を支給する。

4 前項に規定する博士研究員の給与等については、別に定める。

#### (身分の喪失)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、研究推進員又は研究支援者の身分を失うものとする。

- (1) 採用期間又は受入期間が満了したとき。
- (2) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (3) 客員研究員である者が当該研究の参加中止を申し出て、研究代表者がこれを了承したとき。
- (4) 当該研究が終了又は中止したとき。
- (5) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、又は不適當であると認められるとき。
- (6) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- (7) 本大学に重大な損害を与え、又は名誉を汚す行為のあったとき。

#### (所 属)

第10条 研究推進員及び研究支援者の所属は、研究・知財戦略機構とする。

#### (呼 称)

第11条 研究推進員及び研究支援者の呼称は、第2条に掲げる当該の名称に明治大学を付したのものとする。



ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。

#### (証明書の発行)

第12条 研究推進員及び研究支援者には、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

#### (本大学の施設の利用)

第13条 研究推進員及び研究支援者は、必要に応じて、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究推進員及び研究支援者は、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。

#### (知的財産権)

第14条 研究推進員及び研究支援者との研究により生じた知的財産権については、明治大学発明等に関する規程に定める。

#### (実施細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究推進員及び研究支援者の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

附 則 (2005年度規程第29号)

#### (施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

#### (要綱の廃止)

2 明治大学研究支援者に関する要綱(2003年度例規

第7号)は、廃止する。

(通達第1448号)

附 則 (2008年度規程第34号)

この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(通達第1739号)(注 グローバルCOE博士課程研究員の新設に伴う改正)

附 則 (2013年度規程第22号)

この規程は、2014年(平成26年)3月20日から施行し、改正後の規定は、2013年(平成25年)4月1日から適用する。

(通達第2238号)(注 研究推進員及び研究支援者に係る採用期間の変更等に伴う改正)

附 則 (2016年度規程第8号)

この規程は、2016年(平成28年)10月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第1号及び第2号に規定する研究推進員の雇用契約、採用期間等の通算期間については、各名称変更前の資格に係る採用日から起算する。

(通達第2414号)(注 研究員のnew設及び資格名称、採用資格等の変更に伴う改正)

附 則 (2019年度規程第36号)

この規程は、2020年3月19日から施行する。

(通達第2702号)(注 労働契約法の特例対象となる研究推進員及び研究支援者に係る雇用期間の限度の延長、グローバルCOE博士課程研究員に係る規定の削除等に伴う改正)

## 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準

昭和59年1月19日

理 事 会 承 認

#### (趣 旨)

1. この基準は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所が主催する公開講演会、公開講座及び国際シンポジウム等(以下「講演会等」という。)の講師、司会者及び通訳に対する謝礼金及び旅費の支給について、暫定的に定める。

#### (謝礼金及び旅費の支給)

2. 謝礼金及び旅費は、直接本人に支給する。ただし、本学の専任教職員には、この基準による旅費を支給しない。

#### (謝礼金及び旅費の種類)

3. 謝礼金及び旅費の種類は、次のとおりとする。  
(1) 謝礼金は、講演料、司会者謝礼及び通訳謝礼の3種とする。

(2) 旅費は、交通費及び滞在費の2種とする。

#### (支給額)

4. 謝礼金及び旅費の支給額は、次のとおりとする。

##### (1) 謝礼金

謝礼金は、通訳謝礼を除き、税込額とし、その額は、次のとおりとする。ただし、講演料及び通訳謝礼の支給額については、各研究所長が基準内でその都度決定する。

ア 講演料(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 70,000円以内

ただし講演会が半日を越えて行われる場合は、100,000円以内とする。



- イ 司会者謝礼  
 (ア) 半日以内の場合 6,000 円  
 (イ) 半日を越える場合 10,000 円
- ウ 通訳謝礼 (2 時間を基準とし, 半日以内)  
 (ア) 本学専任教職員 40,000 円以内  
 (イ) (ア) 以外の者 50,000 円以内  
 ただし講演会等が半日を越えて行われる場合は,  
 80,000 円以内とする。
- (2) 旅費  
 旅費は次のとおりとする。
- ア 交通費  
 (ア) 外国人講師 居住地から東京までの往復航  
 空運賃 (原則としてエコノミークラス)  
 (イ) 日本人講師 東京から 101km 以上の者につ  
 いて, 学校法人明治大学専任教職員旅費  
 規程に準ずる。
- イ 滞在費  
 (ア) 外国人講師 1 泊 20,000 円以内で 5 泊を限  
 度とする。  
 (イ) 日本人講師 特に必要な場合に限り, 15,000  
 円以内とする。
- 附 則  
 この基準は, 昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

## 人文科学研究所の査読に関する内規

### (査読制度の目的)

第 1 条 明治大学人文科学研究所が公表する研究成果 (紀要に掲載する論文及び叢書) が人文科学の発展に寄与しうるよう、その質的な向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

### (査読の対象)

第 2 条 人文科学研究所が公表する研究成果は、査読の対象とする。

### (査読者)

第 3 条 人文科学研究所運営委員会 (以下、運営委員会という。) は、査読対象論文と同一のもしくは近接する研究領域を専攻する所員から叢書論文の場合は 3 名、その他の論文の場合は 1 名ないし 2 名を選任し、査読を委嘱するものとする。ただし、所員から査読者が得られないときは、所員以外の研究者 (学外者を含む) を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

### (査読基準)

第 4 条 査読者は提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

- A : 適当である。  
 B : 一部修正のうえ再提出を要する。  
 C : 大幅に修正のうえ再提出を要する。  
 D : 不適当である。

2 B もしくは C 判定の通知を受けた執筆者は、3 週間以内に修正を行うこととする。

3 日本語以外の原稿で、かつ、執筆者が当該言語を母国語としない場合は、当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることとする。査読者はその校閲の状況も判定要素とする。

### (査読結果の報告)

第 5 条 査読者は運営委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、D もしくは C または B と判定する場合は、運営委員会にその理由を付して報告する。

### (採 否)

第 6 条 運営委員会は査読者の報告を受けて審議を行い、採否を決定する。

2 人文科学研究所長は、運営委員会の議を経てのち、判定結果を速やかに執筆者に通知する。

3 B もしくは C 判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は、運営委員会は修正内容を確認し判定を行う。

4 査読者の評価中、D が一つでも含まれていれば不採用とする。

5 その他の場合は、運営委員会において適宜判断するものとする。

### (異議申立・再査読)

第 7 条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、運営委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

2 運営委員会は上の要求を適切と認めた場合は、速やかに前回とは異なる査読者を選定し、再査読を実施する。

3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行われる。

### 附 則

1. 本内規の施行期日は 2007 年 4 月 1 日とし、同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用する。

2. この内規は 2017 年 7 月 21 日から施行する。(査読制度の目的及び査読の対象の表記変更)

## 人文科学研究所叢書応募要領

### 1. 目的

叢書刊行の主旨は、学術的水準が高いにも関わらず、研究分野や研究歴等の関係で出版の機会を得にくい業績に対し、その機会を与えようとするものである。

### 2. 資格

人文科学研究所の所員とする。

### 3. 原稿

以下のいずれかに該当する原稿とする。

- (1) 未発表の書き下ろし原稿
- (2) 原稿の一部あるいは大部分が既発表の論文であっても、叢書の原稿として全体が体系的に再構成されたもの

### 4. 文字数

180,000 字以上 240,000 字以内とする。

### 5. 提出原稿

提出原稿は、完全清書原稿あるいはプリントアウト完全原稿とする。

### 6. 提出・受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定する。

### 7. 採否

運営委員会により受理された原稿は、運営委員会が委嘱する3名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

#### 附則

1. この要領は 2007 年 4 月 1 日より施行する。
2. この要領は 2013 年 8 月 1 日より施行する。(原稿の条件の改正)
3. この要領は 2017 年 7 月 21 日より施行する。(原稿枚数表記から文字数表記への変更)

## 人文科学研究所紀要応募要領

### 1. 資格

人文科学研究所の所員とする。

ただし、大学院博士後期課程の学生は、指導教授の推薦を得て応募することができる。

### 2. 募集件数

そのつど運営委員会が決定する。

### 3. 字数

日本文の場合は 40,000 字、欧文の場合は A4 判用紙にダブルスペースで 50 枚（1 行 66 字、1 ページ 28 行以内）を限度とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿字数に含む。

### 4. 体裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。

### 5. 凸版原図

版下図は著者において作成する。

### 6. 校正

原則として 2 校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。

### 7. アート紙の使用

予算との勘案で自己負担とする場合がある。

### 8. レジюме

日本文の場合は、規定枚数とは別に、欧文レジюме(約500語)を付する。

### 9. 採否

運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する 1～2 名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

### 10. 抜刷

50 部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

#### 附則

1. この要領は、1991 年（平成 3 年）4 月 1 日から施行する。(所報 20 号)  
(応募資格の変更)
2. この要領は、1992 年（平成 4 年）4 月 1 日から施行する。  
(欧文原稿の作成要領の新設、校正回数の変更、字句の修正、条数の移動)
3. この要領は、1993 年（平成 5 年）4 月 1 日から施行する。  
(査読の新設)
4. この要領は、2007 年 4 月 1 日から施行する。(査読者の人数の変更)

## 人文科学研究所紀要成果執筆要領

1. 原稿は、未発表のものに限定し、邦文または欧文とする。
2. 邦文の原稿は、原則として横書きとし、新かなづかい、当用漢字を用いることとする。ただし、特殊な用語、引用の場合はその限りではない。
3. 欧文の原稿は、A4判の用紙にダブル・スペースでタイプすることとする（1行66字、1ページ28行以内）。なお、欧文原稿の枚数は各研究（個人研究、共同研究、特別研究）毎に定められている邦文文字数の1/6前後とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿文字数に含むものとする。
4. 原稿が邦文の場合は、規程文字数とは別に、500語前後の欧文レジュメを付するものとする。
5. 原稿には、論文題目と著者名を記載した表紙をつけることとし、邦文には欧文を併記するものとする。
6. 凸版の原図は、版下図を著者が作成するものとする。ただし、文字・数字および記号等は写植を依頼することができる。
7. 図・表および写真は、B5判以内の大きさを原則とし、それぞれ縮小寸法を指定しなければならない。また挿入位置を朱書きで明記することとする。
8. 数量の単位は、原則として国際単位系とし、術語の略・記号等は所属する学会の慣例に従うこととする。
9. 注は、本文中に注番号を表示し、所属する学会の執筆要領に準じて本文の末尾に文献・注釈欄を設けるものとする。脚注はやむをえない注釈を除き原則として避けるものとする。
10. 校正は、原則として二校まで著者が行うものとする。校正時の論文・図版の改定は原則としてこれを認めない。
11. 運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行う。

### 附 則

1. この要領は1992年4月1日から施行する。
2. この要領は1994年4月1日から施行する。（注字句の修正）
3. この要領は2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）
4. この要領は2017年7月21日から施行する。（原稿表記の追加及び原稿枚数表記から文字数表記への変更）

## 人文科学研究所欧文紀要 (The Journal of Humanities) 応募要領

1. 資 格  
人文科学研究所所員とする。
2. 原 稿  
外国語とし、未発表の原稿に限る。（なお、原稿提出前に使用言語を母国語とする人の校閲を受けることが望ましい。）
3. 枚 数  
A4判用紙にダブルスペースで50枚（1行66字、1ページ28行以内）を限度とする。ただし、注・文献書誌等すべて原稿枚数に含む。
4. 体 裁  
「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。なお、5～8語のキーワードを文末に記載すること。
5. 採 否  
運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。
6. 抜 刷  
50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数に

ついては、実費とする。

### 7. その他

人文科学研究所紀要応募要領に準ずる。

### 附 則

1. この要領は、1995年10月7日から施行する。
2. この要領は、2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）
3. この要領は、2017年7月21日から施行する。（原稿の表記の変更）

※研究所研究費については、「明治大学における公的研究費に関する使用マニュアル」をご参照ください。

研究費取り扱いについてのお問い合わせは下記へ	
研究知財事務室	03 (3296) 4135
研究知財事務室 和泉分室	03 (5300) 1451
中野教育研究支援事務室	03 (5343) 8052

※生田キャンパスの方は、研究知財事務室へお問合せください。

## 2. 2020年度人文科学研究所各種募集要項

### 2020年度人文科学研究所紀要の原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所紀要の原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

記

- 1 募集論文数 5編
- 2 提出書類
  - (1) 人文科学研究所紀要論文申込書  
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
  - (2) 論文概要
    - ①日本文 1,000字程度
    - ②欧文 500語程度  
※ネイティブスピーカーの校閲を受けてください。
  - (3) 完成原稿 40,000字程度  
※完成原稿はプリントアウト・電子ファイルを提出してください。（電子メール添付不可）

※明治大学オープンアクセス方針に基づき、研究成果は人文科学研究所紀要に掲載後、明治大学学術成果リポジトリにより、外部に公開となります。

- 3 提出締切日  
2020年9月30日（水）午後4時まで
- 4 提出先  
研究知財事務局 人文科学研究所担当  
（駿河台キャンパス グローバルフロント6階）  
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp  
TEL（内）60-4135 FAX（内）60-4283
- 5 受理及び採否  
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。

※ご不明な点は、研究知財事務局（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

### 2020年度人文科学研究所欧文紀要の原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所欧文紀要The Journal of Humanitiesの原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

記

- 1 募集論文数 5編
- 2 提出書類
  - (1) 人文科学研究所欧文紀要論文申込書  
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
  - (2) 論文概要  
日本語による題名及び1,000字程度の概要
  - (3) 完成原稿  
A4判用紙に1行おきで50枚以内  
1行66文字（MSワード全角33文字設定）  
1ページ28行以内  
※完成原稿はプリントアウト・電子ファイルを提出してください。（電子メール添付不可）

※明治大学オープンアクセス方針に基づき、研究成果は人文科学研究所紀要に掲載後、明治大学学術成果リポジトリにより、外部に公開となります。

- 3 提出締切日  
2020年9月30日（水）午後4時まで
- 4 提出先  
研究知財事務局 人文科学研究所担当  
（駿河台キャンパス グローバルフロント6階）  
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp  
TEL（内）60-4135 FAX（内）60-4283
- 5 受理及び採否  
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。

※ご不明な点は、研究知財事務局（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上



## 2021年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）

このことについて、下記の要領で募集しますので、お知らせします。

### I. 研究種目・募集件数及び研究費額（予定）

#### 1. 総合研究

- (1) 募集件数 第1種または第2種 1件
- (2) 研究期間 2021年度～2023年度（3年間）
- (3) 研究費 第1種 300万円以内（単年度）  
第2種 200万円以内（単年度）

#### 2. 共同研究

- (1) 募集件数 1件
- (2) 研究期間 2021年度～2022年度（2年間）
- (3) 研究費 100万円以内（単年度）

#### 3. 個人研究

- (1) 募集件数 第1種及び第2種  
合計で7件程度
- (2) 研究期間 2021年度～2022年度（2年間）
- (3) 研究費 第1種 70万円以内（単年度）  
第2種 20万円以内（単年度）

### II. 申請書受付開始 2020年10月1日（木）

### III. 申請書提出期限 2020年10月15日（木）

午後4時まで

押印した原本を提出してください。

申請書は、下記のホームページからダウンロードしてください。

[http://www.meiji.ac.jp/jinbun/bosyu/sougou\\_kyoudou\\_kojin\\_tokubetsu.html](http://www.meiji.ac.jp/jinbun/bosyu/sougou_kyoudou_kojin_tokubetsu.html)

### IV. 採 否

運営委員会において審査の後、12月中旬～下旬通知（予定）

### V. 申請書提出先

研究知財事務室 人文科学研究所担当  
駿河台キャンパス グローバルフロント6階  
TEL（内）駿河台60 - 4135

### ◎留意点

- (1) 応募にあたっては、申請書に添付の「人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規」に記されている、成果提出の条件等を必ず確認してください。
- (2) 研究費（総合、共同、個人、特別の各研究費）の重複申請はできません。
- (3) この申請にあたっては、本学所定の研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講コンテンツである「APRIN eラーニングプログラム」を修了していることが必要となりますので、ご注意ください。  
(2017年度までに本学でCITI Japan projectを修了した者及び他機関で受講した者については、本件申請時まで、APRIN eラーニングプログラムを修了することが求められています。)
- (4) 2019年度研究員の方は、研究成果の提出締切日が2020年9月30日（水）となっています。2019年度研究員の方からの応募は、研究成果を提出していることが条件となります。
- (5) 長期在外研究に従事する所員は、在外研究期間中は研究員になることができません。人文科学研究所研究員となる予定の者が、長期在外研究員に決定した場合、採択は取り消されます。また、人文科学研究所研究員として研究を開始後に、長期在外研究員となることが判明した場合、採択された研究は中止され、執行した研究費がある場合は、全額返還が求められます。
- (6) 研究期間途中で退職される予定の方は申請することができません。研究期間途中で退職された場合、又は研究グループから離脱した場合、執行した研究費は全額返還が求められます。
- (7) 審査の一環として、応募者に対して運営委員会によるヒアリングを実施させて頂く場合もありますので、予めご承知おきください。
- (8) 2020年度に研究最終年を迎える研究者が、2021年度の研究費を申請し採択された場合は、条件付きの採択となります。新たに交付される研究費の執行開始は、前の研究成果の査読結果が運営委員会において、承認された日以降となりますのでご注意ください。
- (9) この募集は2021年度予算成立前の募集であり、当該予算は2021年2月中旬確定の予定です。研究所予算の削減や採択者数により、内規に記されている金額は大幅な減額を余儀なくされる可能性があることを予めご承知おきください。
- (10) 人文科学研究所内規により、研究員は以下のとおり研究実施報告、研究成果（論文）の提出が必要となりますので、ご申請の前に必ずご確認ください。
- (11) 明治大学オープンアクセス方針に基づき、研究成果は人文科学研究所紀要に掲載後、明治大学学術成果リポジトリにより、外部に公開となります。

## &lt;研究実施報告&gt;

研究種目		原稿字数	提出期限	掲載誌
総合研究	第1種	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報
	第2種			
共同研究	-			
個人研究	第1種	1,800字以上 2,400字以内		
	第2種			

## &lt;研究成果提出&gt;

研究種目		原稿字数	提出期限	掲載誌
総合研究	第1種	216,000字以上 288,000字以内	研究期間終了後, 2年以内	叢書
	第2種	180,000字以上 240,000字以内		
共同研究	-	43,000字以上 57,000字以内	研究期間終了年の 9月末日	紀要
個人研究	第1種	36,000字以上 48,000字以内		
	第2種	14,000字以上 19,000字以内		

以上

## 2021年度人文科学研究所叢書の原稿募集について(お知らせ)

2021年度人文科学研究所叢書の原稿を,下記の要領  
で募集します。

記

1. 募集論文数 1編程度
2. 申請書類
  - (1) 人文科学研究所叢書論文申込書
  - (2) 概要 [4,000字程度]
  - (3) 原稿 180,000字以上 240,000字以内
3. 申請書類受付開始 2020年10月1日(木)
4. 申請書類提出期限  
2020年10月30日(金)午後4時まで
5. 提出先  
研究知財事務室  
(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)  
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1  
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp
6. 原稿の受理  
提出された原稿の受理は運営委員会が行い,その可否を決定します。
7. 採否  
運営委員会にて受理された原稿は,査読の手続きを経て,運営委員会が採否を決定します。
8. 問い合わせ先  
研究知財事務室 人文科学研究所担当  
駿河台キャンパス グローバルフロント6階  
TEL(内)4135 / FAX(内)4283  
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

以上

### 3. 2021年度人文科学研究所所員名簿

2021年4月1日 現在

#### 第一区分

「日本文学及び文芸学の分野 37名」

(各分野内は学部順。同学部内は氏名五十音順。)

(日本文学 30名)

法 学 部	伊 藤 剣	文 学 部	田 口 麻 奈
法 学 部	神 田 正 行	文 学 部	竹 内 栄 美 子
法 学 部	小 財 陽 平	文 学 部	能 地 克 宜
法 学 部	田 島 優 司	文 学 部	牧 野 淳 司
商 学 部	石 出 靖 雄	文 学 部	山 崎 健 司
商 学 部	永 井 善 久	文 学 部	湯 浅 幸 代
商 学 部	中 村 成 里	農 学 部	松 下 浩 幸 代
商 学 部	西 山 春 文	経 営 学 部	戸 村 佳 代 紀
政 治 経 済 学 部	池 田 功 麦	経 営 学 部	畑 中 本 基 直 美
政 治 経 済 学 部	植 田 直 哉	情 報 コミュニケーション学 部	内 藤 藤 まり 子
政 治 経 済 学 部	嶋 田 直 成 實 子	国 際 日 本 学 部	小 谷 瑛 輔 郎 美 一
文 学 部	生 方 智 子 弘 彦	国 際 日 本 学 部	田 中 澤 繪 浩
文 学 部	小 野 正 弘 彦	国 際 日 本 学 部	柳 澤 繪 浩
文 学 部	杉 田 昌 彦	国 際 日 本 学 部	

(文芸学 7名)

政 治 経 済 学 部	ネルソン, リンジー R.	文 学 部	相 良 剛
文 学 部	伊 藤 氏 貴	国 際 日 本 学 部	酒 井 信 競
文 学 部	内 村 和 至	国 際 日 本 学 部	張 競
文 学 部	佐 伯 和 香 子		

#### 第二区分

「英米文学の分野 52名」

(英米文学 52名)

法 学 部	斎 藤 英 治	政 治 経 済 学 部	中 村 幸 一
法 学 部	鈴 木 哲 也	政 治 経 済 学 部	マーク, ケヴィン L.
法 学 部	辻 岡 宏 子	政 治 経 済 学 部	森 本 陽 子
法 学 部	中 村 和 恵	文 学 部	新 城 真 里 奈
法 学 部	西 垣 学	文 学 部	石 井 透
法 学 部	実 村 文	文 学 部	大 山 る み 子
法 学 部	矢 ヶ 崎 淳 子	文 学 部	梶 原 照 子
商 学 部	石 黒 太 郎	文 学 部	久 保 田 俊 彦
商 学 部	泉 順 子	文 学 部	越 川 芳 明
商 学 部	小 澤 央	文 学 部	サトウ ゲイル K.
商 学 部	海 田 皓 介	文 学 部	竹 内 理 矢
商 学 部	小 宮 彩 加	文 学 部	塚 田 麻 里 子
商 学 部	今 野 史 昭	文 学 部	野 田 学
商 学 部	ジェームズ, アンドリュウ S.	文 学 部	ワトソン, アレックス
商 学 部	杉 崎 信 吾	理 工 学 部	井 上 善 幸
商 学 部	中 島 涉	理 工 学 部	大 矢 健
政 治 経 済 学 部	虎 岩 直 子	理 工 学 部	管 啓 次 郎
政 治 経 済 学 部	永 江 敦	理 工 学 部	波 戸 岡 景 太

理 工 学 部	浜 口 稔	経 営 学 部	山 下 佳 江
理 工 学 部	山 本 洋 平	情 報 コミュニケーション学 部	坂 本 祐 太
農 学 部	織 田 哲 司	国 際 日 本 学 部	大 須 賀 直 子
農 学 部	狩 野 晃 一	国 際 日 本 学 部	尾 関 直 子
農 学 部	下 永 裕 基	国 際 日 本 学 部	旦 敬 介
農 学 部	樋 渡 さ ゆ り	国 際 日 本 学 部	ルーゲン, プライアン D.
経 営 学 部	宇 野 毅 宏	総 合 数 理 学 部	河 野 円
経 営 学 部	辻 昌 宏	総 合 数 理 学 部	柴 崎 礼 士 郎

第三区分

「独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の分野 59名」

(独文学 20名)

法 学 部	伊 藤 真 弓	文 学 部	福 間 具 子
法 学 部	シェアマン, スザンネ	文 学 部	マンデルルツ, ミハエル M.
商 学 部	コヴァリク, ユタ	文 学 部	渡 辺 学
商 学 部	広 沢 絵 里 子	理 工 学 部	松 澤 淳
商 学 部	渡 辺 徳 美	理 工 学 部	水 野 真 紀 子
政 治 経 済 学 部	田 村 久 男	農 学 部	辻 朋 季
政 治 経 済 学 部	永 川 聡	経 営 学 部	瀧 井 美 保 子
文 学 部	岡 本 和 子	経 営 学 部	竹 内 拓 史
文 学 部	富 重 与 志 生	情 報 コミュニケーション学 部	関 口 裕 昭
文 学 部	新 本 史 斉	国 際 日 本 学 部	瀬 川 裕 司

(仏文学 20名)

法 学 部	乾 昌 幸	文 学 部	杉 山 利 恵 子
法 学 部	岩 野 卓 司	文 学 部	谷 口 亜 沙 子
法 学 部	渡 辺 響 子	文 学 部	田 母 神 顯 二 郎
商 学 部	高 遠 弘 美	文 学 部	根 本 美 作 子
商 学 部	久 松 健 一	理 工 学 部	清 岡 智 比 古
商 学 部	松 原 陽 子	農 学 部	高 瀬 智 子
政 治 経 済 学 部	瀬 倉 正 克	経 営 学 部	折 方 の ぞ み
文 学 部	奥 香 織	経 営 学 部	谷 本 道 昭
文 学 部	合 田 正 人	情 報 コミュニケーション学 部	高 馬 京 子
文 学 部	小 島 久 和	国 際 日 本 学 部	高 鵜 戸 聡

(中国文学 9名)

法 学 部	加 藤 徹	文 学 部	志 野 好 伸
法 学 部	川 野 明 正	理 工 学 部	清 水 則 夫
政 治 経 済 学 部	本 間 次 彦	経 営 学 部	野 田 寛 達
政 治 経 済 学 部	丸 川 哲 史	経 営 学 部	福 満 正 博
文 学 部	甲 斐 雄 一		

(露文学 0名)



## (スペイン文学 3名)

法 学 部	大 楠 栄 三	政 治 経 済 学 部	仮 屋 浩 子
政 治 経 済 学 部	内 田 兆 史		

## (演劇学 7名)

文 学 部	伊 藤 真 紀	文 学 部	矢 内 賢 二
文 学 部	伊 藤 愉	情 報 コミュニケーション学 部	日 置 貴
文 学 部	井 上 優	国 際 日 本 学 部	萩 原 健
文 学 部	大 林 のり子		

## 第四区分

## 「日本史学, アジア史学及び西洋史学の分野 38名」

## (日本史学 9名)

商 学 部	清 水 克 行	文 学 部	野 尻 泰 弘
文 学 部	落 合 弘 樹	文 学 部	松 山 恵 期
文 学 部	清 水 有 子	文 学 部	山 田 朗 努
文 学 部	高 橋 一 樹	情 報 コミュニケーション学 部	須 田 努
文 学 部	中 村 友 一		

## (アジア史学 11名)

法 学 部	西 川 和 孝	文 学 部	櫻 井 智 美
商 学 部	鳥 居 高	文 学 部	鈴 木 開
商 学 部	水 谷 尚 子	文 学 部	高 田 幸 男
政 治 経 済 学 部	羽 根 次 郎	文 学 部	高 村 武 幸
政 治 経 済 学 部	山 岸 智 子	理 工 学 部	林 ひ ぶ み
文 学 部	江 川 ひかり		

## (西洋史学 18名)

法 学 部	佐 藤 公 紀	政 治 経 済 学 部	水 野 剛 也
法 学 部	田 中 ひかる	文 学 部	青 谷 秀 紀
法 学 部	松 尾 俊 輔	文 学 部	佐 藤 清 隆
商 学 部	北 田 葉 子	文 学 部	豊 川 浩 一
政 治 経 済 学 部	兼 子 歩	文 学 部	古 山 夕 城 子
政 治 経 済 学 部	佐 原 徹 哉	文 学 部	水 野 博 子
政 治 経 済 学 部	武 田 和 久	文 学 部	鱒 淵 秀 一
政 治 経 済 学 部	廣 部 泉	経 営 学 部	薩 摩 秀 登
政 治 経 済 学 部	前 田 更 子	国 際 日 本 学 部	溝 辺 泰 雄

## 第五区分

## 「考古学及び地理学の分野 17名」

## (考古学 6名)

商 学 部	井 関 睦 美	文 学 部	佐 々 木 憲 一
文 学 部	阿 部 芳 郎	文 学 部	藤 山 龍
文 学 部	石 川 日 出 志	文 学 部	若 狭 徹

(地理学 11名)

商 学 部	中 川 秀 一	文 学 部	川 口 太 郎
政 治 経 済 学 部	飯 嶋 曜 子	文 学 部	松 橋 公 治
政 治 経 済 学 部	石 山 德 子	文 学 部	吉 田 英 嗣
文 学 部	荒 又 美 陽	経 営 学 部	中 澤 高 志
文 学 部	梅 本 亨	国 際 日 本 学 部	佐 藤 郁
文 学 部	大 城 直 樹		

第六区分

〔教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野 83名〕

(教育学 24名)

商 学 部	黒 崎 典 子	経 営 学 部	キアナン, パトリック J
商 学 部	ルブレクト, ブライアン G.	経 営 学 部	真 継 左 和 子
文 学 部	伊 藤 貴 昭	情 報 コミュニケーション学 部	小 田 光 康
文 学 部	伊 藤 直 樹	情 報 コミュニケーション学 部	鈴 木 雅 博
文 学 部	小 林 繁	国 際 日 本 学 部	大 矢 政 徳
文 学 部	齋 藤 孝	国 際 日 本 学 部	岸 磨 貴 子
文 学 部	佐 藤 英 二	国 際 日 本 学 部	小 林 明
文 学 部	関 根 宏 朗	国 際 日 本 学 部	小 森 和 子
文 学 部	高 野 和 子	国 際 日 本 学 部	廣 森 友 人
文 学 部	林 幸 克	国 際 日 本 学 部	横 田 雅 弘
文 学 部	平 川 景 子	総 合 数 理 学 部	エルウッド, ジェームズ A.
文 学 部	山 下 達 也	グローバルビジネス研究科	ナオウミ・エヴィーリン J.

(哲学 12名)

法 学 部	越 門 勝 彦	文 学 部	坂 本 邦 暢
商 学 部	清 水 真 木	理 工 学 部	鞍 田 崇
政 治 経 済 学 部	稲 葉 肇	農 学 部	長 田 蔵 人
政 治 経 済 学 部	柴 崎 文 一	経 営 学 部	枝 村 祥 平
文 学 部	池 田 喬	国 際 日 本 学 部	美 濃 部 仁
文 学 部	井 上 貴 恵	国 際 日 本 学 部	ワルド, ライアン M.

(倫理学 0名)

(博物館学 2名)

文 学 部	井 上 由 佳	文 学 部	駒 見 和 夫
-------	---------	-------	---------

(図書館学 3名)

文 学 部	青 柳 英 治	文 学 部	三 浦 太 郎
文 学 部	齋 藤 泰 則		

## (美術 5名)

商 学 部	瀧 口 美 香	国 際 日 本 学 部	宮 本 大 人
理 工 学 部	倉 石 信 乃	国 際 日 本 学 部	森 川 嘉 一 郎
情 報 コミュニケーション学 部	波 照 間 永 子		

## (心理学 14名)

法 学 部	堀 田 秀 吾	文 学 部	高 瀬 由 嗣
商 学 部	佐々木 美 加	文 学 部	竹 松 志 乃
政 治 経 済 学 部	樋 口 収	文 学 部	濱 田 祥 子
文 学 部	岡 安 孝 弘	文 学 部	諸 富 祥 彦
文 学 部	加 藤 尚 子	情 報 コミュニケーション学 部	岩 渕 輝
文 学 部	川 島 義 高	情 報 コミュニケーション学 部	蛭 川 立
文 学 部	佐々木 掌 子	国 際 日 本 学 部	マクロクリン, デイヴィッド A.

## (社会学 23名)

商 学 部	藤 田 結 子	情 報 コミュニケーション学 部	江 下 雅 之
政 治 経 済 学 部	碓 陽 子	情 報 コミュニケーション学 部	小 林 秀 行
政 治 経 済 学 部	佐 久 間 寛	情 報 コミュニケーション学 部	鈴 木 健
政 治 経 済 学 部	ジョージ, ジョニー E.	情 報 コミュニケーション学 部	高 橋 華 生 子
政 治 経 済 学 部	杉 本 隆 司	情 報 コミュニケーション学 部	竹 中 克 久
政 治 経 済 学 部	中 島 満 大	情 報 コミュニケーション学 部	田 中 洋 美
文 学 部	大 畑 裕 嗣	情 報 コミュニケーション学 部	中 里 裕 美
文 学 部	昔 農 英 明	情 報 コミュニケーション学 部	南 後 由 和
文 学 部	寺 田 良 一	情 報 コミュニケーション学 部	宮 本 真 也
文 学 部	内 藤 朝 雄	国 際 日 本 学 部	藤 本 由 香 里
文 学 部	中 江 桂 子	国 際 日 本 学 部	眞 嶋 亜 有
文 学 部	平 山 満 紀		

## 第七区分

## 「保健体育学の分野 21名」

## (保健体育学 21名)

法 学 部	釜 崎 太	文 学 部	宮 脇 梨 奈
法 学 部	多 田 聡	理 工 学 部	金 子 公 宏
法 学 部	土 方 圭	理 工 学 部	佐 藤 文 平
商 学 部	川 口 啓 太	農 学 部	加 納 明 彦
商 学 部	桑 森 真 介	農 学 部	多 賀 恒 雄
政 治 経 済 学 部	春 日 井 淳 夫	経 営 学 部	一 之 瀬 真 志
政 治 経 済 学 部	後 藤 光 将	経 営 学 部	鈴 井 正 敏
政 治 経 済 学 部	高 峰 修	経 営 学 部	田 中 充 洋
政 治 経 済 学 部	武 田 紘 平	経 営 学 部	星 野 敏 男
文 学 部	田 中 伸 明	国 際 日 本 学 部	長 尾 進
文 学 部	水 村 信 二		

## 4. 人文科学研究所叢書一覽

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
巫女と仏教史	萩原龍夫 著	吉川弘文館	1983.06.01	
狩獵伝承研究・総括編	千葉徳爾 著	風間書房	1986.03.25	
ダン, エンブレム, マニエリスム	大熊榮 著	白鳳社	1986.05.15	
西ドイツ農村の構造変化	石井素介 著	大明堂	1986.05.28	
東京の地域研究	江波戸昭 著	大明堂	1987.03.27	
中国古代の身分制一良と賤	堀敏一 著	汲古書院	1987.08.01	
思いやりの動機と達成動機	岸本弘 著	学文社	1987.11.10	
村落景観の史的研究	木村礎 編	八木書店	1987.12.07	
ブリューゲルの諺の世界	森洋子 著	白鳳社	1992.01.20	
18世紀の独仏文化交流の諸相	河原忠彦 著	白鳳社	1993.03.10	
心と発達	岸本弘 著	学文社	1993.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の研究 I	大小塚初重 著	東京堂出版	1993.07.31	☆
詩的ディスクールー比較詩学をめざして	安藤藤元雄 編	白鳳社	1993.10.20	◎
アリストテレスにおける神と理性	角田幸彦 著	東信堂	1994.03.31	
北欧神話・宇宙論の基礎構造	尾崎和彦 著	白鳳社	1994.05.30	
日本における民衆と宗教	圭室文雄 他著	雄山閣	1994.06.20	◎
ヨーロッパ演劇の変貌	山内登美雄 編	白鳳社	1994.08.10	◎
ポーランド人と日露戦争	阪東宏 著	青木書店	1995.03.25	
山形県川西町下小松古墳群 (1)	大小塚初重 編	東京堂出版	1995.03.31	◎
近世イギリスのやぶ医者者の社会史—一つのヨーロッパ流氓譚	岡崎康一 著	象山社	1995.12.20	
民衆劇場—もう一つの大正デモクラシー	曾田秀彦 著	象山社	1995.12.23	
心の発達と心の病	岸本弘 著	学文社	1996.03.01	
関東中世水田の研究	高島緑雄 著	日本経済評論社	1997.03.25	
東京の地域研究 (続)	江波戸昭 著	大明堂	1997.03.30	
演劇の視覚	山内登美雄 著	白鳳社	1997.03.30	
詩と死と実存	大野順一 著	角川書店	1998.01.25	
アリストテレス実体論研究	角田幸彦 著	北樹出版	1998.03.30	
ドイツにおける大学教授の誕生	別府昭郎 著	創文社	1998.03.31	
源氏物語の準拠と話型	日向一雅 著	至文堂	1999.03.31	
明治社会教育思想史研究	北田耕也 著	学文社	1999.03.31	
絵解きの東漸	林雅彦 著	笠間書院	2000.03.20	
現代日本における先祖祭祀	孝本貢 著	御茶の水書房	2001.03.25	
東京：巨大空間の諸相	藤田直晴 編	大明堂	2001.03.27	◎
戦時生活と隣組回覧板	江波戸昭 著	中央公論事業出版	2001.12.15	
スウェーデン・ウプサラ学派の宗教哲学	尾崎和彦 著	東海大学出版会	2002.03.31	
古代仏教説話の方法—霊異記から験記へ	永藤靖 著	三弥井書店	2003.03.12	
陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発	海野福寿朗 編	青木書店	2003.03.19	◎
生と死の図像学—アジアにおける生と死のコスモロジー	林雅彦 著	至文堂	2003.03.31	◎
古代の歌と叙事文芸史	居駒永幸 著	笠間書院	2003.03.31	
植民地主義と歴史学	永田雄三 他著	刀水書房	2004.03.30	◎
ヨーロッパ生と死の図像学	馬場恵二 他著	東洋書林	2004.03.31	◎
「ヌーヴォー・ロマン」とレアリストの幻想	小畑精和 著	明石書店	2005.03.31	
リベラル・アーツと大学の「自由化」	越智道雄 著	明石書店	2005.03.31	◎



書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
近代演劇の来歴—歌舞伎の「一身二生」	神山彰 著	森話社	2006.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の歴史II	大塚初重 編 小林三郎	東京堂出版	2006.03.31	
近代への架橋—明治前期の文学と思想をめぐって	佐藤義雄 編 恒川隆男	蒼丘書林	2007.03.25	◎
ドイツ現代文学の軌跡—マルティン・ヴァルザーとその時代	遠山義孝 著	明石書店	2007.03.30	
大逆事件の言説空間	山泉進 編	論創社	2007.03.31	◎
石川啄木—その散文と思想	池田功 著	世界思想社	2008.03.31	
<i>Berlin und Tokyo - Theater und Hauptstadt</i>	井戸田総一郎 著	IUDICIUM Verlag GmbH	2008.03.31	
「生と死」の東西文化史	林雅彦 編	方丈堂出版	2008.03.31	◎
近代の終焉 映像・図像・音像から見た20世紀先進諸国における時代精神の研究	山口泰司 編	文化書房博文社	2009.03.31	◎
前近代トルコの地方名士—カラオスマンオウル家の研究	永田雄三 著	刀水書房	2009.03.31	
障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題	小林繁 著	れんが書房新社	2010.03.31	
法コンテキストの言語理論	堀田秀吾 著	ひつじ書房	2010.03.31	
ジョルジュ・バタイユ—経験をめぐる思想の限界と新たな可能性	岩野卓司 著	水声社	2010.03.31	
周縁から見たアメリカ—1850年～1950年	林義勝 編	彩流社	2010.03.31	◎
<大学>再考—概念の受容と展開	別府昭郎 編	知泉書館	2011.03.31	◎
Aufführungsdiskurs im 18. Jahrhundert - Bühnenästhetik, Theaterkritik und Öffenlichkeit	富重与志生 編 井戸田総一郎	IUDICIUM Verlag GmbH	2011.03.31	◎
現代韓国の市民社会論と社会運動	大畑裕嗣 著	成文堂	2011.03.31	
言語機械の普遍幻想	浜口稔 著	ひつじ書房	2011.03.31	
「哲学的人間学」への七つの視角	山口泰司 著	文化書房博文社	2012.03.10	
人類史と時間情報—「過去」の形成過程と先史考古学	阿部芳郎 編	雄山閣	2012.03.30	◎
新劇とロシア演劇	武田清 著	而立書房	2012.03.31	
教育委員会制度論—歴史的動態と<再生>の展望	三上昭彦 著	エイデル研究所	2013.03.29	
組織の理論社会学—コミュニケーション・社会・人間	竹中克久 著	文眞堂	2013.03.31	◎
古典にみる日本人の生と死	金山秋男 編 居駒永道 幸生	笠間書院	2013.05.15	◎
労働の経済地理学	中澤高志 著	日本経済評論社	2014.02.18	
顔とその彼方—レヴィナス「全体性と無限」のプリズム	合田正人 著	知泉書館	2014.02.25	
江戸・東京の都市史—近代移行期の都市・建築・社会	松山恵 著	東京大学出版会	2014.03.31	
歌の原初へ—宮古島狩俣の神歌と神話	居駒永幸 著	おうふう	2014.04.10	
近代大学の揺籃—一八世紀ドイツ大学史研究	別府昭郎 著	知泉書館	2014.04.15	
他者のトポロジー—人文諸学と他者論の現在	岩野卓司 編	書肆心水	2014.12	
パリ移民映画—都市空間を読む—1970年代から現在	清岡智比古 著	白水社	2015.03.30	
漱石テキストを対象とした語り言語の研究—「三四郎」「道草」を中心に—	石出靖雄 著	明治書院	2016.01.30	
環境リスク社会の到来と環境運動—環境的公正に向けた回復構造—	寺田良一 著	晃洋書房	2016.03.10	
十八世紀ロシアの「探検」と変容する空間認識—キリーロフのオレンブルク遠征とヤーロフ事件	豊川浩一 著	山川出版社	2016.12.20	
模倣と創造—哲学と文学のあいだで	大石直紀 編	書肆心水	2017.03	◎
演出家ピスコートアの仕事—ドキュメンタリー演劇の源流	萩原健 著	森話社	2017.03.10	
雲南の歴史と文化とその風土	氣賀澤保規 編	勉誠出版	2017.03.10	◎
高校生の市民性の諸相—キャリア意識・規範意識・社会参画意識を育む実践の検証—	林幸克 著	学文社	2017.09.15	
戦前期アジア留学生と明治大学	高田幸男 編	東方書店	2019.03.31	◎
Jonathan Swift as a Conservative Trimmer: An Ideological Reading of His English Politico-Religious Writings, 1701-1726	中島涉 著	金星堂	2020.02.02	
戦後オーストリアにおける犠牲者ナショナリズム—戦争とナチズムの記憶をめぐって—	水野博子 著	ミネルヴァ書房	2020.03.10	
何処から何処へ—現象学の異境的展開—	合田正人 編	知泉書館	2021.03.01	◎

◎は総合研究, ☆は重点共同研究の成果である

## 5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

No.	書名	講演年度	発行年月日	
1	精神・人生	1977・1978	1982.11.15	
2	ことば・まつり	1979・1980	1984.10.15	
3	文化・空間	1981・1982	1983.10.15	☆
4	遺書・冒険	1983・1984	1985.07.15	
5	笑い	1985	1986.05.15	
6	妖怪	1986	1987.09.15	
7	修羅	1987	1988.03.31	
8	悪	1988	1989.05.31	
9	異国	1989	1990.05.15	
10	曖昧	1990	1991.05.31	
11	日本にとっての朝鮮文化	1991	1992.05.31	
12	文化交流—日本と朝鮮	1992	1993.06.30	
13	ウチナー 沖縄から見た日本	1993	1994.06.30	☆
14	文化における「異」と「同」	1994	1995.06.30	☆
15	越境する感性	1995	1996.03.31	☆
16	神話と現代	1996	1997.03.31	☆
17	歴史のなかの民衆文化	1997	1998.03.31	☆
18	『生と死』の図像学	1998	1999.03.31	☆
19	『身体・スポーツ』へのまなざし	1999	2000.03.31	☆
20	江戸文化の明暗	2000	2001.03.31	☆
21	パリ・その周縁	2001	2002.03.31	☆
22	異文化体験としての大都市—ロンドンそして東京	2002	2003.03.31	
23	言語的な、余りに言語的な—現代社会とことば	2003	2004.03.31	
24	巡礼—その世界—	2004	2005.03.31	
25	「生と死」の東西文化論	2005	2006.03.31	
26	人はなぜ旅に出るのか	2006	2007.03.31	
27	声なきことば・文字なきことば	2007	2008.03.31	
28	「映画」の歓び	2008	2009.03.31	
29	マンガ・アニメ・ゲーム・フィギュアの博物館学	2009	2010.03.31	
30	沖縄と「戦世」の記憶	2010	2011.03.31	
31	孤独と社会	2011	2012.07.31	
32	書物としての宇宙	2012	2014.05.31	
33	シェイクスピアと日本	2014	2015.03.31	

※全て風間書房から出版。2015年度分からは紀要に掲載

☆は日本図書館協会の選定図書

◎ 研究所長	石 黒 太 郎
◎ 運営委員	荒 又 美 陽 石 山 徳 子 植 田 麦 内 田 兆 史 加 藤 徹 釜 崎 太 岸 磨貴子 小 谷 瑛 輔 小 宮 彩 加 坂 本 邦 暢 竹 内 理 矢 虎 岩 直 子 中 島 涉 羽 根 次 郎 日 置 貴 之 藤 田 結 子 宮 脇 梨 奈

Director	ISHIGURO Taro
Committee	ARAMATA Miyo ISIIYAMA Noriko UEDA Baku UCHIDA Akifumi KATO Toru KAMASAKI Futoshi KISHI Makiko KOTANI Eisuke KOMIYA Ayaka SAKAMOTO Kuninobu TAKEUCHI Masaya TORAIWA Naoko NAKAJIMA Wataru HANE Jiro HIOKI Takayuki FUJITA Yuiko MIYAWAKI Rina

---

明治大学人文科学研究所年報 第62号

2021年9月30日発行

編集 明治大学人文科学研究所

発行人 石黒太郎

発行所 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学人文科学研究所

印刷所 アライ印刷株式会社

---



